

新契約取扱規定

【第1章 引受上の諸制限および留意点】

I. 保険募集にあたっての注意事項

- 1. 生命保険の適正な募集のためのポイント P. 4
- 2. 契約年齢の計算方法・契約日・契約日の特則 P. 6
- 3. 契約内容登録制度（LINC） P. 8

II. 基準死亡保険金額と選択方法

- 1. 通算引受限度 P. 10
- 2. 被保険者選択に適用する保険金額 P. 12
- 3. 年齢別制限保険金額（年齢制限S） P. 20
- 4. 引受制限保険金額（引受制限S・通算最高S） P. 20
- 5. 入院給付金通算日額 P. 21
- 6. 選択区分 P. 25
- 7. 職業による取扱制限 P. 30
- 8. 個人契約の年収による制限 P. 36

III. 取扱いに注意を要する契約の規定

- 1. 反社会的勢力の取扱い P. 38
- 2. 当社で解除歴がある者を契約者または被保険者とする契約の取扱い P. 38
- 3. 第三者契約の取扱い P. 38
- 4. 第三者受取人契約の取扱い P. 39
- 5. 質権設定契約の取扱い P. 41
- 6. 高齢者の取扱い P. 43
- 7. 外国人契約の取扱い P. 43
- 8. 海外渡航予定者・海外在住者（海外駐在員を含む）の取扱い P. 44
- 9. 妊婦の取扱い P. 44
- 10. 障がい者の取扱い（障がい者への合理的配慮） P. 45
- 11. 未成年者の取扱い P. 47
- 12. 債務契約の取扱い P. 47
- 13. 入墨のある方の取扱い P. 47
- 14. 他社生保職員契約の取扱い P. 48

IV. 事業保険の取扱い

1. 事業保険の概要	P. 50
2. 事業保険取扱上の注意点	P. 52
3. 一括契約の取扱い	P. 56

V. 保険料払込に関する規定

1. 保険料払込経路の種類	P. 58
2. 口座振替扱	P. 59
3. 団体扱	P. 60
4. 特別団体扱	P. 62
5. 集団扱	P. 63
6. クレジットカード払	P. 64
7. 1Pチェックオフ（1PCO）	P. 66
8. 前納	P. 67
9. 最低保険料	P. 68

VI. 医務査定結果と特別条件

1. 医務査定結果の種類	P. 70
2. 特別条件	P. 71
3. 特定部位・指定疾病不担保法	P. 75

VII. その他

1. 解約新契約	P. 80
2. 解約予約新契約	P. 81
3. 変換	P. 82
4. 定期後加入（旧日本興亜生命で募集した契約から他の個人保険への加入）	P. 93
5. 主たる被保険者の死亡にともなう新契約の取扱い	P. 98

【第2章 商品編】

I. 主契約取扱規定

1. 医療保険（M1－O1）	P.104
1-2. フェミニヌ・フェミニヌneo	P.108
1-3. プライムネオ	P.111
2. 限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型）	P.113
3. 払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	P.115
4. 総合生活障害保障保険	P.117
5. 無解約返戻金型総合生活障害保障保険	P.120
6. がん保険（O1）	P.123
7. 終身がん保険（C2）（がん治療給付型）	P.128
8. 終身がん保険（C3）（がん診断給付型）	P.130
9. こども保険	P.132
10. 終身保険	P.134
11. 低解約返戻金型終身保険	P.136
12. 無選択型終身保険	P.139
13. 無解約返戻金型収入保障保険	P.141
14. 長期傷害保険	P.144
15. 定期保険	P.147
16. 低解約返戻金型定期保険	P.151
17. 無解約返戻金型定期保険	P.153
18. 遡増定期保険	P.155
19. 特定疾病保障終身（定期）保険	P.158
20. 特定疾病前払式終身保険	P.162
21. 養老保険	P.165
22. 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）	P.168
23. 変額保険（V2）（死亡保障型）	P.170

Ⅱ．特約取扱規定

1. 各特約の取扱基準	P.174
2. 健康体料率特約・健康ステージを適用する場合の特則の取扱い	P.182
3. 健康体料率特約付定期保険特約	P.185
4. 指定代理請求特約	P.187
5. 特約の保険期間・払込期間	P.188

第1章

引受上の諸制限 および留意点

I. 保険募集にあたっての注意事項

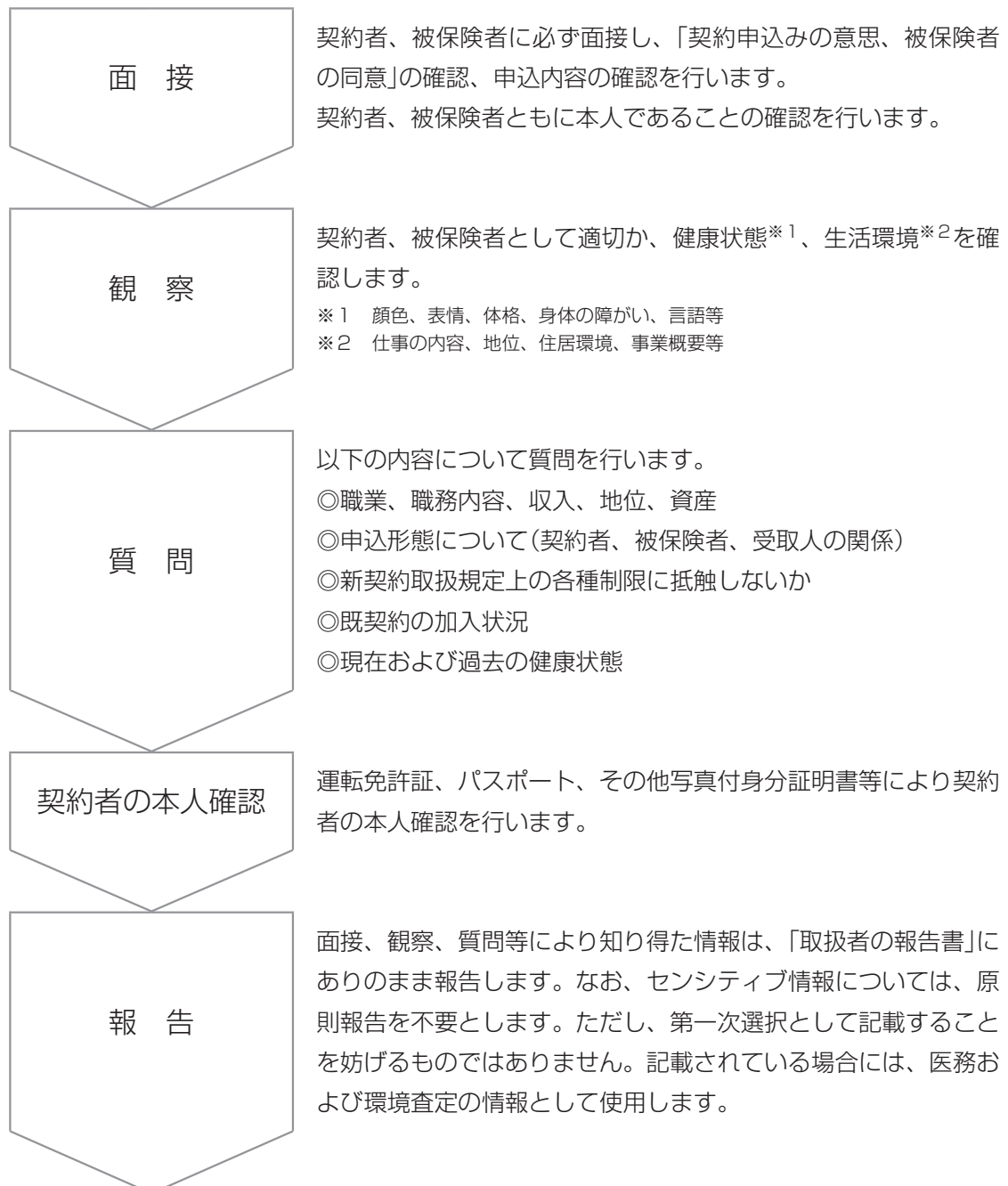
1 生命保険の適正な募集のためのポイント

1 第一次選択について

第一次選択とは、顧客情報をもっとも得やすい立場にある取扱者が行う選択のことです。適正な引受けを実現するためには、第一次選択がしっかり行われることが必要不可欠です。特に逆選択など悪質なモラルリスクの混入を事前に排除するのは、この第一次選択以外にないといっても過言ではありません。第一次選択にあたっては、必ず契約者、被保険者と面接のうえ本人確認を行い、「取扱者の報告書」の記載事項にしたがって状況を確認するとともに、申込みに際して気が付いたことを記入してください。

確認の結果、問題があると判断した場合は、その申込みは取り扱わないでください。

1 第一次選択の方法



① 生命保険の適正な募集のためのポイント

② 第一次選択のチェックポイント

(1) 申込経路

- ◎不自然な紹介、自発的な申込みではないか

(2) 収入・資産等と保険金額等のバランス

- ◎年収・資産・職業または事業規模に比べて保険金額や入院給付金日額等が過大ではないか

(3) 意思能力および行為能力によるチェック

- ◎重要事項・告知・約款の理解ができること
- ◎被保険者の場合は上記に加え、自身の健康状態の把握と正しい告知ができること

(4) 契約形態によるチェック

- ◎契約者、被保険者、受取人の関係
- ◎債権、債務にもとづく契約ではないか
- ◎法人契約において付保金額が職順と逆転しているなど、客観的にみて妥当性を欠いた契約ではないか

(5) 職業・生活環境によるチェック

- ◎被保険者(こども保険の契約者を含みます。)が入院中ではないか(取扱不可)
- ◎暴力団関係者(企業)等、反社会的行為を行うものではないか(取扱不可)

(6) 被保険利益によるチェック

- ◎事業保険において、事業規模、経営状態、被保険者の地位等からみて保険金額や入院給付金日額等が過大ではないか
- ◎家計の中心でない方の保険金額や入院給付金日額等が、家計の中心者より過大ではないか

2 契約年齢の計算方法・契約日・契約日の特則

1 契約年齢の計算方法

契約年齢は契約日における被保険者(こども保険の契約者を含みます。)の満年齢で計算します。

2 責任開始日と契約日

1 責任開始日

会社が申込みを承諾した場合に契約上の保障を開始する日です。

		責任開始日
終身がん保険(C2) および(C3)以外 ^(注)	「責任開始期に関する特約」※ 付加あり	申込書受領日または告知日のいずれか遅い日
	「責任開始期に関する特約」 付加なし	告知日または第1回保険料充当金領収日※のいずれか遅い日 ※クレジットカード払の場合はオーソリゼーション承認日、給与天引き(1Pチェックオフ)の場合は団体などが第1回保険料充当金を徴収した(給与)日をさします。 ※「申込日≤第1回保険料領収日」としてください。申込日より前に領収した場合、保険料の再入金やオーソリゼーションの再取得が必要となり責任開始日が変わります。
終身がん保険(C2) および(C3)	—	申込書受領日または告知日のいずれか遅い日から3か月を経過した日の翌日

(注)一部の保険種類・特約のがんに対する保障の開始(責任開始日)は申込書受領日または告知日のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、告知日または第1回保険料充当金領収日のいずれか遅い日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日からとなります。詳細は約款を参照してください。

※原則、口座振替契約については強制付加となります。また、団体扱・特別団体扱・集団扱(責任開始期に関する特約を付加できない保険種類を除く)で「月払」「個人契約」「保全同時新契約以外」についても強制付加となります。ただし、第1回保険料未入金により無効等となった契約や第1回保険料未入金で解約となった契約の被保険者が新たに当社の保険に加入する場合、該当契約の「責任開始日」から新たな契約の「申込日」まで2年間は「責任開始期に関する特約」を付加することはできません。詳細は、「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

2 契約日

保険期間が開始する日であり、契約年齢・保険期間などの計算の基準日をいいます。

契約日は下表のとおり保険料の払込方法等により決定されます。

払込方法	払込経路	契約日 ^{※5}
一時払	—	責任開始日と同日
年払 ・ 半年払	口座振替扱・銀行振込扱・ 郵便振込扱・クレジットカード払	責任開始日と同日 ^{※1}
	団体扱・特別団体扱・集団扱	責任開始日の属する月の翌月1日 ^{※2※3}
月払	口座振替扱 クレジットカード払・ 団体扱・特別団体扱・集団扱	責任開始日の属する月の翌月1日 ^{※3※4}

※1 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、払込方法・払込経路に関わらず契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。

※2 一定の条件を満たす契約について、団体と覚書を交わすことで責任開始日を契約日とすることができます。詳細は次ページを参照してください。

※3 契約日を基準とした場合に契約年齢が1歳上がる契約の場合は、責任開始日と同日となります。詳細は後述「3. 契約日の特則」を参照してください。

※4 団体扱・特別団体扱・集団扱かつ責任開始期に関する特約を付加していない場合で、1Pチェックオフのうち「1111方式」および「1111A方式」の医療保険の契約日は責任開始日となります。

※5 がん保険の場合は、責任開始日を保険期間の始期と読み替えてください。詳細は約款を参照してください。

② 契約年齢の計算方法・契約日・契約日の特則

3 契約日の特則

1 契約日の特則とは

	意味
契約日の特則※	①月払かつ口座振替扱もしくはクレジットカード払契約の契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。 ②団体扱・特別団体扱・集団扱の契約の契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。 ただし、契約日を基準とした場合に契約年齢が1歳上がる契約は自動的に責任開始日が契約日となります。
団体との覚書締結にともなう「契約日の特則」の補足事項※	年払または半年払かつ団体扱・特別団体扱・集団扱で、後述③の条件を満たし、団体と覚書を締結した場合に限り、責任開始日を契約日とすることができます。

※ 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、適用されません。

2 「契約日の特則」の削除

次項「団体扱・特別団体扱・集団扱契約の場合」の条件を満たす場合を除き、「契約日の特則」を任意で削除することはできません。

3 団体扱・特別団体扱・集団扱契約の場合

団体扱・特別団体扱・集団扱の契約日は、原則責任開始日の属する月の翌月1日となりますが、以下の条件を満たす契約について、責任開始日を契約日とすることができます。

ただし、変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)には適用できません。

<1>適用条件

- (1) 払込方法が年払または半年払かつ契約者が法人(個人事業主を含みます。)であること。
- (2) 新契約計上前に団体と覚書を締結し、本社契約サービス部に提出していること。
- (3) 特則適用日が責任開始日以前であること。

(注)(2)および(3)については、当社営業店に事前にお問い合わせください。

<2>対象となる契約

覚書締結後の新契約のみ対象です。したがって、既設団体と覚書を締結する場合、既契約は対象となりません。また、既契約を団体転入する場合についても、契約日の変更は取り扱いません。

<3>適用するための手続き

(1) 新設団体

新契約計上前に「団体設置申請書」(電子申請231-D01)を本社契約サービス部に提出します。

団体設置が承認されたら以下の書類を本社契約サービス部に提出します。

団体扱	・ 団体取扱契約書(ワープロ帳票801169) ・ 覚書C(契約日特則 団体用)(ワープロ帳票801131)
特別団体扱	・ 特別団体取扱契約書(ワープロ帳票801171) ・ 覚書C(契約日特則 集団・特団体用)(ワープロ帳票801132)
集団扱	・ 集団取扱契約書(ワープロ帳票801172) ・ 覚書C(契約日特則 集団・特団体用)(ワープロ帳票801132)

(2) 既設団体

「覚書C」と当社営業店が作成した「団体諸変更・訂正通知書」(電子申請231-D02)を本社契約サービス部に提出します。

3 契約内容登録制度(LINC)

LINC(契約内容登録制度)とは

- LINCとは同一被保険者の過大付保と集中加入によるモラルリスクの排除を目的として他社(全国共済農業協同組合連合会を含みます。)の加入状況を確認するシステムです。これにより過大付保や集中加入が判明した場合に引受不可となるケースがあります。
- 本社新契約部では新契約の引受けにあたり、LINCデータで確認を行います。
- LINCについては「ご契約のしおり・約款」にも掲載されています。

【参考】<ご契約のしおり・約款>「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」(一部)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「生命保険協会」といいます。)、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(※1)および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社など」といいます。))とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約など」といいます。))のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金など(以下「保険金など」といいます。))のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(※2)に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- (※1)「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご覧ください。
- (※2)全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

- 保険契約などのお申込みがあった場合、当社は、生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引き受けまたはこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日など」といいます。))から5年間(※3)とします。各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引き受けおよびこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- (※3)被保険者が満15歳未満の保険契約などについては、「契約日などから5年間」と「契約日などから被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間。

【登録事項(※4)】

2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- ②死亡保険金額・遺族年金の年金現価・災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日(復活日、増額日、特約の中途付加日)
- ⑤取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- ②死亡保険金の金額
- ③遺族年金の年金現価
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤入院を保障する給付の種類および日額・給付金額・一時金額
- ⑥がん・悪性新生物の診断確定を保障する給付の保険金額・給付金額・一時金額・年金現価
- ⑦就労不能を保障する給付の月額
- ⑧先進医療を保障する給付の件数
- ⑨契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑩取扱会社名

*2024年4月1日以降、復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑩に該当する主契約・特約が登録対象となります。

(※4)正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

Ⅱ. 基準死亡保険金額と選択方法

1 通算引受限度

1 通算引受限度とは

通常、死亡保険金を含む各種保険金額には 1 契約あたりの引受限度とは別に、1 被保険者あたりの引受限度が決まっています。これを総称して通算引受限度と呼びます。

通算引受限度は原則、当社のすべての契約(既契約および今回加入する契約)を被保険者名等(こども保険の契約者および家族特約の従たる被保険者を含みます。)で名寄せした合計額に適用する限度であり、通算引受限度を超えての取扱いはできません。

また、通算引受限度には会社として引受可能なリスクの総量としての通算の他に、モラルリスク(環境査定)の観点での限度や、特定の医的選択分に関する限度があります。

① 通算引受限度

2 通算引受限度に用いる各種保険金額

新契約の引受けにあたり引受限度に用いる各種保険金額※1は下表のとおりです。

特段の記載がない場合、保険金額は当社の個人契約・法人契約を通算します。

<死亡保険金>

分類	基準S種類	通算対象契約	通算対象期間	適用内容
通算	引受制限保険金額 (引受制限S・通算最高S)	全契約	全期間	査定上(環境・医務)問題がなくても、この保険金額を超えて引き受けることができない最高引受限度額の計算に使用する保険金額です。
	災害死亡保険金額 (災害死亡S)	災害死亡	全期間	災害死亡保険金額の引受限度を判定する際に使用する保険金額です。
	無選択終身通算保険金額 (無選択通算S)	無選択	全期間	無選択型終身保険を通算した保険金額です。
環境	年齢別制限保険金額 (年齢制限S)	全契約	全期間	年齢ごとに加入できる最高引受限度額が設定されています。その際、使用する保険金額です。
	職業制限保険金額 (職業制限S)	全契約	全期間	職業の危険度等によって引受保険金額の制限を行うことがあります。その際、使用する保険金額です。
	収入基準保険金額 (収入基準S)	全契約 ※ 他社契約を含め、個人契約を通算します	全期間 ※2	年収によって引受保険金額の制限を行うことがあります。その際、使用する保険金額です。
	収入基準保険金額 (変額(V1)収入基準S)	変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)	第1保険期間	
医的	選択診断基準 保険金額 (選択診断基準S)	全契約	2年間 ※3	医師扱、簡易定健扱、健康診断結果通知書扱、人間ドック扱での引受限度額や追加検査(心電図・血液生化学検査)の要否を判定する際に使用する保険金額です。
		告知書扱契約	5年間 ※3	告知書扱での引受限度額を判定する際に使用する保険金額です。
		告知書扱における特疾保障 保険※4	5年間 ※3	特疾保障保険における告知書扱での引受限度額を判定する際に使用する保険金額です。

<総合生活障害保険金>

分類	基準S種類	通算対象契約	通算対象期間	適用内容
通算	総合生活障害保険金額 (総合生活障害S)	総合生活	全期間	総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険・医療用総合生活障害保障特約を通算した保険金額です。
環境	年齢別制限保険金額 (年齢制限S)	総合生活	全期間	年齢ごとに加入できる最高引受限度額が設定されています。その際、使用する保険金額です。
	職業制限保険金額 (職業制限S)	総合生活	全期間	職業の危険度等によって引受保険金額の制限を行うことがあります。その際、使用する保険金額です。
	収入基準保険金額 (収入基準S)	総合生活	全期間	年収によって引受保険金額の制限を行うことがあります。その際、使用する保険金額です。
医的	選択診断基準 保険金額 (選択診断基準S)	総合生活	2年間 ※3	医師扱、簡易定健扱、健康診断結果通知書扱、人間ドック扱での引受限度額や追加検査(心電図・血液生化学検査)の要否を判定する際に使用する保険金額です。
		告知書扱における総合生活	5年間 ※3	告知書扱での引受限度額を判定する際に使用する保険金額です。

※1 有効契約および失効契約の保険金額等を通算します。

※2 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)は第1保険期間のみ通算します。

※3 既契約の契約日(中途付加された特約の場合は、中途付加日)から新契約の申込日までをいいます。

※4 特疾保障保険とは、特定疾病前払式終身保険、特定疾病保障終身保険、特定疾病保障定期保険および特定疾病保障定期保険特約をいいます。

② 被保険者選択に適用する保険金額

保険種類ごとの各保険金額への算入金額は以下のとおりです。

<死亡保険金>

保険種類	引受制限S・通算最高S	年齢制限S	診査基準S
終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 無解約返戻金型定期保険 低解約返戻金型定期保険 養老保険 特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険	保険金額 (ただし、年金移行特約が付加されている場合、年金支払に移行した金額を除きます。)		
変額保険(V 1)(就労不能・介護保障型) 変額保険(V 2)(死亡保障型)	基本保険金額※1※2		
無選択型終身保険	保険金額	対象外	
無解約返戻金型 収入保障保険※3	基準年金月額×診査基準S換算係数		
通増定期保険	期間最高保険金額※4	第5保険年度の保険金額	
特定疾病前払式終身保険	基準保険金額		
こども保険契約者(A型)	基準保険金額×8		
こども保険契約者(B型)	対象外	基準保険金額×係数※5	
こども保険被保険者 (A型・B型)	基準保険金額		
医療保険(MI-O1)	保険金額		対象外
フェミニヌ			定期保険特約の保険金額
フェミニヌneo			対象外
プライムネオ			定期保険特約の保険金額
終身がん保険(C2) (がん治療給付型) 終身がん保険(C3) (がん診断給付型) 限定告知型医療保険(M2) (入院治療給付型)	対象外		
定期保険特約 養老保険特約	保険金額		

※1 第2保険期間は通算しません。

※2 払済保険(変額)または定額払済終身保険に変更した場合は払済後の基本保険金額を通算します。

※3 診査基準S換算係数については16ページを参照ください。

※4 保険期間を通じて最も高い保険金額です。

※5 係数は、15歳満了=0.2、18歳満了=0.3、22歳満了=0.5となります。

<死亡保険金(無選択)>

保険種類	無選択通算S	年齢制限S
無選択型終身保険	保険金額※6	

※6 死亡保険金と通算します。

<災害死亡保険金>

保険種類	災害死亡S
災害死亡特約	保険金額
長期傷害保険	

<総合生活障害保険金>

保険種類	総合生活障害S	年齢制限S	診査基準S
総合生活障害保障保険 無解約返戻金型総合生活障害保障保険	保険金額※7	対象外	保険金額※7
医療用総合生活障害保障特約	基準年金月額×診査基準S換算係数※7		告知書扱S=基準年金月額×診査基準S換算係数×2/3※7 選択診査基準S=基準年金月額×診査基準S換算係数※7

※7 死亡保険金とは通算しません。

② 被保険者選択に適用する保険金額

保険種類	職業制限S	収入基準S	変額(V1)収入基準S
終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 無解約返戻金型定期保険 低解約返戻金型定期保険 養老保険 特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険	保険金額 (ただし、年金移行特約が付加されている場合、 年金支払に移行した金額を除きます。)		対象外
変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)	基本保険金額※1※2		基本保険金額※1※3
変額保険(V2) (死亡保障型)			対象外
無選択型終身保険	対象外	保険金額	
無解約返戻金型 収入保障保険※3	基準年金月額×診査基準S換算係数×0.5		
逓増定期保険	第5保険年度の保険金額	現在保険金額	
特定疾病前払式終身保険	基準保険金額		
こども保険契約者(A型)	基準保険金額×8		
こども保険契約者(B型)	基準保険金額	対象外	
こども保険被保険者 (A型・B型)	基準保険金額		
医療保険(MI-O1)	保険金額	対象外	
フェミニース		定期保険特約の保険金額	
フェミニースneo		対象外	
プライムネオ		定期保険特約の保険金額	
終身がん保険(C2) (がん治療給付型) 終身がん保険(C3) (がん診断給付型) 限定告知型医療保険(M2) (入院治療給付型)	対象外		
定期保険特約 養老保険特約	保険金額		

保険種類	職業制限S	収入基準S
無選択型終身保険	保険金額※4	

保険種類	職業制限S
災害死亡特約	保険金額
長期傷害保険	

保険種類	職業制限S	収入基準S
総合生活障害保障保険	保険金額※5	
無解約返戻金型総合生活障害保障保険		
医療用総合生活障害保障特約	基準年金月額×診査基準S換算係数※5	

※1 第2保険期間は通算しません。

※2 払済保険(変額)または定額払済終身保険に変更した場合は払済後の基本保険金額を通算します。

※3 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)を払済保険(変額)に変更した場合、払済後の基本保険金額を通算します。変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)を定額払済終身保険に変更した場合は通算対象外とします。

※4 死亡保険金と通算します。

※5 死亡保険金とは通算しません。

② 被保険者選択に適用する保険金額

<旧日本興亜生命で募集した既契約の算入金額一覧>

保険種類	引受制限S・通算最高S	年齢制限S	選択診査基準S	告知書扱S
終身保険 定期保険 低解約返戻金型終身保険 養老保険 無解約返戻金型定期保険 低解約返戻金型定期保険	保険金額 (ただし、年金支払移行特約が付加されている場合、年金支払に移行した金額を除きます。)			
健康祝金付低解約返戻金型 終身保険(無選択型)	基本保険金額		対象外	
積立型終身保険	基本保険金額			第5保険年度の 保険金額
無解約返戻金型※ ¹ 収入保障保険	年金月額×期間別係数			
遡増定期保険	期間最高保険金額※ ²	第5保険年度の 保険金額	基本保険金額	第5保険年度の 保険金額
こども保険契約者	基準祝金額×保険期間×係数※ ³			
こども保険被保険者	基準祝金額			
個人年金保険	対象外			
医療保険(08)	対象外			
がん保険	対象外			
平準定期保険特約	保険金額			
遡減定期保険特約	現在保険金額			
特定疾病保障定期保険特約	保険金額			
災害割増特約	対象外			
傷害特約	対象外			

※¹ 期間別係数については17ページを参照ください。

※² 保険期間を通じて最も高い保険金額です。

※³ 係数は、契約日2002年4月1日以前=0.45、契約日2002年4月2日以降=0.46となります。

② 被保険者選択に適用する保険金額

<旧日本興亜生命で募集した既契約の算入金額一覧>

保険種類	職業制限S	収入基準S
終身保険 定期保険 低解約返戻金型終身保険 養老保険 無解約返戻金型定期保険 低解約返戻金型定期保険	保険金額 (ただし、年金支払移行特約が付加されている場合、 年金支払に移行した金額を除きます。)	
健康祝金付低解約返戻金型 終身保険(無選択型)	対象外	基本保険金額
積立型終身保険	基本保険金額	
無解約返戻金型 収入保障保険	年金月額×期間別係数×0.5	
遡増定期保険	第5保険年度の 保険金額	基本保険金額
こども保険契約者	基準祝金額×保険期間×係数※	
こども保険被保険者	基準祝金額	
個人年金保険	対象外	
医療保険(08)	対象外	
がん保険	対象外	
平準定期保険特約	保険金額	
遡減定期保険特約	現在保険金額	
特定疾病保障定期保険特約	保険金額	
災害割増特約	対象外	
傷害特約	対象外	

※ 係数は、契約日2002年4月1日以前=0.45、契約日2002年4月2日以降=0.46となります。

② 被保険者選択に適用する保険金額

無解約返戻金型収入保障保険

< 診査基準S換算係数表 >

契約日が2018年4月2日以降の契約

診査基準S換算係数			
保険期間(年)	定額型	保険期間(年)	定額型
1	23.946	36	383.827
2	23.946	37	393.173
3	35.794	38	402.455
4	47.560	39	411.672
5	59.244	40	420.825
6	70.846	41	429.914
7	82.368	42	438.940
8	93.810	43	447.903
9	105.173	44	456.804
10	116.456	45	465.644
11	127.661	46	474.421
12	138.789	47	483.138
13	149.838	48	491.794
14	160.811	49	500.390
15	171.708	50	508.926
16	182.529	51	517.403
17	193.275	52	525.821
18	203.946	53	534.181
19	214.543	54	542.482
20	225.066	55	550.726
21	235.516	56	558.912
22	245.894	57	567.041
23	256.199	58	575.114
24	266.433	59	583.131
25	276.595	60	591.092
26	286.687	61	598.998
27	296.709	62	606.848
28	306.661	63	614.645
29	316.544	64	622.387
30	326.358	65	630.075
31	336.104	66	637.709
32	345.782	67	645.291
33	355.393	68	652.820
34	364.937	69	660.297
35	374.415	70	667.721

無解約返戻金型収入保障保険の診査基準S算出方法(=基準年金月額×上記保険期間の診査基準S換算係数)

例：基準年金月額10万円 保険期間30年 定額型 (計算例) 10万円×326.358=32,635,800円

(注1) 契約日が2018年4月2日以降となる既契約の診査基準S換算係数は、残存期間の診査基準S換算係数を使用してください。また、年末満の端数がある場合は、端数を切り上げます。

契約日が2018年4月1日以前の無解約返戻金型収入保障保険および無解約返戻金型収入保障保険以外の既契約の診査基準S換算係数は当社営業店にお問い合わせください。

(注2) 年金支払満了日までの期間(年) ≤ 年金支払保証期間となる場合は、年金支払保証期間の診査基準S換算係数を使用してください。

② 被保険者選択に適用する保険金額

＜旧日本興亜生命で募集した無解約返戻金型収入保障保険のうち契約日が2007年4月2日以降2011年10月1日以前の契約適用分の期間別係数＞

年金支払満了日までの期間(年)	係数
1	13
2	24
3	36
4	47
5	58
6	69
7	80
8	91
9	101
10	111
11	121
12	131
13	141
14	150
15	160
16	169
17	178
18	186
19	195
20	204
21	212
22	220
23	228
24	236
25	244
26	251
27	259
28	266
29	273
30	280
31	287
32	294
33	301
34	307
35	314

年金支払満了日までの期間(年)	係数
36	320
37	326
38	332
39	338
40	344
41	350
42	356
43	361
44	367
45	372
46	377
47	383
48	388
49	393
50	398
51	402
52	407
53	412
54	416
55	421
56	425
57	429
58	434
59	438
60	442
61	446
62	450
63	454
64	457
65	461
66	465
67	468
68	472
69	475
70	479

年金支払満了日までの期間(年)	係数
71	482
72	485
73	489
74	492
75	495
76	498
77	501
78	504
79	507
80	510
81	512
82	515
83	518
84	520
85	523

(注1) 既契約の期間別係数は残存保険期間の期間別係数を使用してください。また、年末満の端数がある場合は、端数を切り上げます。ただし、定期後加入における前契約の保険金額を確認する場合のみ、端数は切り捨てになります。

(注2) 年金支払満了日までの期間(年) ≤ 最低支払保証期間となる場合は、最低支払保証期間の期間別係数を使用してください。

(注3) 上記以外の既契約における期間別係数は、当社営業店にお問い合わせください。

② 被保険者選択に適用する保険金額

医療用総合生活障害保障特約

＜診査基準S換算係数表＞

年金支払保証期間：2年

診査基準S換算係数			
保険期間(年)	係数	保険期間(年)	係数
1	23.946	46	474.421
2	23.946	47	483.138
3	35.794	48	491.794
4	47.560	49	500.390
5	59.244	50	508.926
6	70.846	51	517.403
7	82.368	52	525.821
8	93.810	53	534.181
9	105.173	54	542.482
10	116.456	55	550.726
11	127.661	56	558.912
12	138.789	57	567.041
13	149.838	58	575.114
14	160.811	59	583.131
15	171.708	60	591.092
16	182.529	61	598.998
17	193.275	62	606.848
18	203.946	63	614.645
19	214.543	64	622.387
20	225.066	65	630.075
21	235.516		
22	245.894		
23	256.199		
24	266.433		
25	276.595		
26	286.687		
27	296.709		
28	306.661		
29	316.544		
30	326.358		
31	336.104		
32	345.782		
33	355.393		
34	364.937		
35	374.415		
36	383.827		
37	393.173		
38	402.455		
39	411.672		
40	420.825		
41	429.914		
42	438.940		
43	447.903		
44	456.805		
45	465.644		

② 被保険者選択に適用する保険金額

医療用総合生活障害保障特約

＜診査基準S換算係数表＞

年金支払保証期間：5年

診査基準S換算係数			
保険期間(年)	係数	保険期間(年)	係数
1	59.244	46	474.421
2	59.244	47	483.138
3	59.244	48	491.794
4	59.244	49	500.390
5	59.244	50	508.926
6	70.846	51	517.403
7	82.368	52	525.821
8	93.810	53	534.181
9	105.173	54	542.482
10	116.456	55	550.726
11	127.661	56	558.912
12	138.789	57	567.041
13	149.838	58	575.114
14	160.811	59	583.131
15	171.708	60	591.092
16	182.529	61	598.998
17	193.275	62	606.848
18	203.946	63	614.645
19	214.543	64	622.387
20	225.066	65	630.075
21	235.516		
22	245.894		
23	256.199		
24	266.433		
25	276.595		
26	286.687		
27	296.709		
28	306.661		
29	316.544		
30	326.358		
31	336.104		
32	345.782		
33	355.393		
34	364.937		
35	374.415		
36	383.827		
37	393.173		
38	402.455		
39	411.672		
40	420.825		
41	429.914		
42	438.940		
43	447.903		
44	456.805		
45	465.644		

3 年齢別制限保険金額(年齢制限S)

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者、こども保険の契約者として加入した全ての契約を通算し、契約年齢に応じて下表の限度額まで加入できます。

なお、保険種類ごとの年齢制限Sの算出要領については12、14ページを参照してください。

【年齢別制限保険金額一覧表】

年齢	上限金額(年齢制限S)
0歳～5歳 ^(※1)	500万円
6歳～14歳	1,000万円
15歳～20歳	5,000万円
21歳～25歳	1億円
26歳～80歳	3億円

(※1)契約年齢が1歳～5歳で終身保険または低解約返戻金型終身保険に加入する場合には「主契約のみ」の取扱いとなり、特約は付加できません。

4 引受制限保険金額(引受制限S・通算最高S)

すべての年齢層において全契約通算最高Sの引受限度は3億円です。

ただし、契約年齢26歳～70歳の被保険者(こども保険の契約者を含みます。)については、「新契約」を含んだ「過去2年以内の既契約」の通算年齢制限Sが3億円以内かつ「全契約」の通算最高Sが5億円以内までは取扱いが可能です。

また、所定の必要書類の提出をもって、本社新契約部にて問題ないと判断された場合には、「通増定期保険系商品の全契約期間最高保険金額通算」と「その他保険種類の全契約期間最高保険金額通算」それぞれ7億円(合計14億円)まで取り扱うことが可能です。

保険種類ごとの引受制限S・通算最高Sの算出要領については12、14ページを参照してください。

5 入院給付金通算日額

入院給付金通算日額は、下記の基準の全てを満たす範囲内であることが必要です。

- ◎60,000円通算基準(全期間通算)
 - ◎20,000円通算基準(全期間通算)
 - ◎全社(当社+他社)通算基準
- また基準を満たしていても職業制限限度額超過や集中加入などが判明した場合は、引受不可となる場合もありますので注意してください。

1 60,000円通算基準

1 入院給付金通算日額限度

個人契約・法人契約を問わず入院給付金通算日額合計が60,000円以下であることを要します。

(注)旧ひまわり生命で募集した医療保険(01)・新終身医療保険(01)に長期疾病入院加算特則・長期入院加算特則・無事故増額特約を付加した既契約の場合、**入院給付金日額×係数1.5**を通算の対象入院給付金日額とします。

2 通算対象となる主契約および特約

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者として加入した以下の個人契約・法人契約を通算します。(全期間通算)

- (1) 疾病入院特約・新疾病入院特約・疾病入院特約(87)・家族疾病入院特約・新家族疾病入院特約・家族疾病入院特約(87)
- (2) 成人病入院特約・成人病入院特約(87)・家族成人病入院特約・家族成人病入院特約(87)
年齢群団別成人病入院特約・医療(01)用生活習慣病入院特約
- (3) 医療保険・医療保険(01)・家族医療特約・医療(01)用家族医療特約
- (4) 女性疾病保険・医療(01)用女性疾病入院特約・医療(08)用女性疾病入院特約・医療用女性疾病入院特約
- (5) がん保険・がん保険(01)・がん保険(2010)・医療(01)用がん入院特約・
新終身医療(01)用がん入院特約・家族がん特約(01)・医療(08)用がん入院特約・医療用がん入院特約・
がん入院特約
- (6) 女性特定がん入院特約・新女性特定がん入院特約
- (7) 年齢群団別医療保険
- (8) 年齢群団別がん保険
- (9) 新終身医療保険・新終身医療保険(01)・新家族終身医療特約・新終身医療(01)用家族医療特約
- (10) 総合医療特約
- (11) 限定告知型医療保険・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険
- (12) 医療保険(08)・医療(08)用配偶者医療特約
- (13) 医療保険(2014)
- (14) 医療保険(MI-01)
- (15) 限定告知医療用入院給付特約

ワンポイント

通算基準は以下のとおりです。

- ◎疾病入院・成人病入院の各特約はそれぞれ別々に通算します。
- ◎がん保険はがん死亡保険金額に応じた入院給付金日額で通算します。
- ◎がん保険・がん保険(01)の「がん長期入院給付金」は通算対象外です。
- ◎がん保険・がん保険(01)・がん保険(2010)と女性特定がん入院特約・新女性特定がん入院特約は別々に通算します。
- ◎初期入院給付特則は当該通算には含めません。

⑤ 入院給付金通算日額

以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約も通算対象となります。

- (1)医療保険(家族型を含みます。)
- (2)がん保険(家族型を含みます。)
- (3)日額増減型医療保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします。(第二保険期間))
- (4)日額増減型がん保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします。(第二保険期間))
- (5)医療保険(08)
- (6)疾病入院特約(家族型を含みます。)
- (7)成人病保障特約(成人病入院特約を含みます。)
- (8)女性医療特約(女性疾病入院特約を含みます。)
- (9)こども医療特約
- (10)がん入院特約(医療保険)
- (11)成人病保障特約(医療保険)
- (12)女性医療特約(医療保険)
- (13)新疾病入院特約(家族型を含みます。)
- (14)新成人病保障特約
- (15)新女性医療特約
- (16)男性生活習慣病特約(M08)
- (17)女性医療特約(M08)

5 入院給付金通算日額

2 20,000円通算基準

1 入院給付金通算日額限度

個人契約・法人契約を問わず疾病入院給付金通算日額合計、災害入院給付金通算日額合計のそれぞれが20,000円以下であることを要します。

※通販申込(紙申込およびネット申込)は、疾病入院給付金通算日額合計、災害入院給付金通算日額合計のそれぞれが10,000円以下であることを要します。

疾病入院給付金通算日額限度	災害入院給付金通算日額限度
20,000円	20,000円

(注)旧ひまわり生命で募集した医療保険(01)、医療(01)用災害入院特約、新終身医療保険(01)に長期疾病入院加算特則・長期災害入院加算特則・長期入院加算特則・無事故増額特約を付加した既契約の場合、**入院給付金日額×係数1.5**を通算の対象入院給付金日額とします。(疾病入院・災害入院共通)

2 通算対象となる主契約および特約

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者として加入した以下の個人契約・法人契約を通算します。(全期間通算)

(疾病入院給付金通算対象)

①主契約

医療保険・新終身医療保険・年齢群団別医療保険Ⅰ型・Ⅱ型・医療保険(01)・新終身医療保険(01)・限定告知型医療保険・医療保険(08)・医療保険(2014)・医療保険(MI-01)・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険

②特約

疾病入院特約・新疾病入院特約・疾病入院特約(87)・総合医療特約・家族疾病入院特約・新家族疾病入院特約・家族疾病入院特約(87)・家族医療特約・新家族終身医療特約・医療(01)用家族医療特約・新終身医療(01)用家族医療特約Ⅰ型・医療(08)用配偶者医療特約・限定告知医療用入院給付特約

(災害入院給付金通算対象)

①主契約

医療保険・新終身医療保険・年齢群団別医療保険Ⅰ型・新終身医療保険(01)・限定告知型医療保険・医療保険(08)・医療保険(2014)・医療保険(MI-01)・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険

②特約

災害入院特約・新災害入院特約・災害入院特約(87)・総合医療特約・家族災害入院特約・新家族災害入院特約・家族災害入院特約(87)・家族医療特約・新家族終身医療特約・医療(01)用災害入院特約・医療(01)用家族災害入院特約・新終身医療(01)用家族医療特約Ⅰ型・医療(08)用配偶者医療特約・長期傷害用災害入院特約・限定告知医療用入院給付特約

以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約も通算対象となります。

(疾病入院給付金通算対象)

①主契約

医療保険(家族型を含みます。)
・日額増減型医療保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします。
(第二保険期間))・医療保険(08)

②特約

疾病入院特約(家族型を含みます。)
・新疾病入院特約(家族型を含みます。)
・こども医療特約

(災害入院給付金通算対象)

①主契約

医療保険(家族型を含みます。)
・日額増減型医療保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします。
(第二保険期間))・医療保険(08)

②特約

災害入院特約(家族型を含みます。)
・新災害入院特約(家族型を含みます。)
・こども医療特約

5 入院給付金通算日額

3 全社(当社+他社)通算基準

1 全社入院給付金額限度

個人契約では以下(1)(2)ともに満たしていることを要します。

(1) 全社(当社+他社)通算入院給付金額*が150万円以下であること。

※通算給付金日額×30と通算入院一時金を合算したもの

(2) 全社(当社+他社)通算入院一時金額が60万円以下であること。

2 当社入院給付金(入院給付金日額+入院一時金)の通算基準

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者として加入した以下の個人契約(法人契約は通算対象外)を通算します。(全期間通算)

◆疾病入院カテゴリ

- (1) 疾病入院特約・新疾病入院特約・疾病入院特約(87)・家族疾病入院特約・新家族疾病入院特約・家族疾病入院特約(87)
- (2) 医療保険・医療保険(O1)・家族医療特約・医療(O1)用家族医療特約
- (3) 年齢群団別医療保険
- (4) 新終身医療保険・新終身医療保険(O1)・新家族終身医療特約・新終身医療(O1)用家族医療特約
- (5) 総合医療特約
- (6) 限定告知型医療保険・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険
- (7) 医療保険(O8)・医療(O8)用配偶者医療特約
- (8) 医療保険(2014)
- (9) 医療保険(MI-O1)
- (10) 限定告知医療用入院給付特約

◆女性疾病カテゴリ

- (11) 女性疾病保険・医療(O1)用女性疾病入院特約・医療(O8)用女性疾病入院特約・医療用女性疾病入院特約
- (12) 出産保険・新妊産婦保険
- (13) 女性特定がん入院特約・新女性特定がん入院特約

◆成人病カテゴリ

- (14) 成人病入院特約・成人病入院特約(87)・年齢群団別成人病入院特約・医療(O1)用生活習慣病入院特約

◆入院一時金カテゴリ

- (15) 医療用入院一時金特約
- (16) 限定告知医療用入院一時金特約
- (17) 限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)

※(1)~(14)の複数の通算対象が同一契約にある場合、いずれか最大の入院給付金日額を通算します。

また、旧日本興亜生命で募集した以下の保険種類の入院給付金日額を通算します。

◆疾病入院カテゴリ

- (1) 医療保険(家族型を含みます。)
- (2) 日額増減型医療保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします。(第二保険期間))
- (3) 医療保険(O8)
- (4) 疾病入院特約(家族型を含みます。)
- (5) こども医療特約
- (6) 新疾病入院特約(家族型を含みます。)

◆女性疾病カテゴリ

- (7) 女性医療特約(女性疾病入院特約を含みます。)・新女性医療特約・解返無終身女性医療特約(医療特約)
- (8) 女性医療特約(医療保険)・終身女性医療特約(医療保険)・解返無終身女性医療特約(医療保険)
- (9) 女性医療特約(M08)・終身女性医療特約(M08)

※(1)~(9)の複数の通算対象が同一契約にある場合、いずれか最大の入院給付金日額を通算します。

なお、旧ひまわり生命で募集した医療保険(O1)、新終身医療保険(O1)に長期疾病入院加算特約・長期入院加算特約・無事故増額特約を付加した既契約の場合、「入院給付金日額×係数1.5」を通算の対象入院給付金日額とします。

(注意)上記給付金・一時金以外についても、加入状況を確認し、集中加入が認められた場合は、お引き受けをお断りする場合があります。

4 基準給付金月額限度額

1 基準給付金月額限度額

個人契約・法人契約を問わず基準給付金月額合計が30万円以下であることを要します。

2 通算対象となる主契約および特約

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者として加入した以下の個人契約・法人契約を通算します。(全期間通算)

- (1) 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)
- (2) 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約
- (3) 医療用抗がん剤治療給付特約

6 選択区分

選択区分別限度額一覧表(死亡保険金額)

新契約の診査基準S(告知書扱S、選択診査基準S)の通算額は下表を限度とします。

契約年齢	告知書扱		簡易定健扱	健康診断結果 通知書扱
	右記以外	特疾保障保険※ ¹		検査受診月から 告知月まで14か月以内
0歳～ 5歳	500万円	－	－	－
6歳～14歳	1,000万円	－	－	－
15歳～20歳	4,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円
21歳～25歳			6,000万円	10,000万円
26歳～39歳				15,000万円※ ²
40歳～45歳	2,400万円			30,000万円
46歳～49歳				
50歳				
51歳～60歳	2,000万円	5,000万円		
61歳～65歳	1,500万円			
66歳～70歳	1,000万円			
71歳～75歳	500万円	－	－	10,000万円
76歳～80歳	300万円			

契約年齢	人間ドック扱		医師扱		
	検査受診月から 告知月まで 14か月以内	検査受診月から 告知月まで 3か月以内	一般診査	一般診査＋心電図	一般診査 ＋心電図 ＋血液生化学検査
0歳～ 5歳	－	－	－	－	－
6歳～14歳	－	－	－	－	－
15歳～20歳	5,000万円	5,000万円	5,000万円	－	－
21歳～25歳	10,000万円	10,000万円	10,000万円	－	－
26歳～39歳	30,000万円	30,000万円		7,000万円	20,000万円
40歳～45歳					
46歳～49歳					
50歳			5,000万円	10,000万円	
51歳～60歳					
61歳～65歳					
66歳～70歳	10,000万円				
71歳～80歳		10,000万円			

※¹ 特疾保障保険とは、特定疾病前払式終身保険、特定疾病保障終身保険、特定疾病保障定期保険および特定疾病保障定期保険特約をいいます。

※² 心電図検査の実施がない場合の限度額は、**1億円**とします。

通販申込(紙申込およびネット申込)における新契約の診査基準S(告知書扱S、選択診査基準S)の通算額は下表を限度とします。

契約年齢	告知書扱	簡易定健扱
15歳～20歳	1,500万円	5,000万円
21歳～39歳		6,000万円
40歳～49歳	1,000万円	
50歳		
51歳～55歳	800万円	
56歳～60歳	500万円	
61歳～65歳		
66歳～69歳		取扱不可
70歳～80歳	200万円	

⑥ 選択区分

選択区分別限度額一覧表(総合生活障害保険金額)

契約年齢	告知書扱		簡易定健扱	健康診断結果 通知書扱
	右記以外	医療用総合生活障害 保障特約 (2/3換算前)		検査受診月から 告知月まで14か月以内
15歳～20歳	2,000万円	3,000万円	4,000万円	4,000万円
21歳～25歳			6,000万円	10,000万円
26歳～39歳				15,000万円*
40歳～45歳				20,000万円
46歳～49歳				
50歳				
51歳～60歳	1,000万円	1,500万円	5,000万円	
61歳～65歳	500万円	750万円		
66歳～70歳	－	－	－	5,000万円

※心電図検査の実施がない場合の限度額は、**1億円**とします。

契約年齢	人間ドック扱		医師扱		
	検査受診月から 告知月まで 14か月以内	検査受診月から 告知月まで 3か月以内	一般診査	一般診査＋心電図	一般診査 ＋心電図 ＋血液生化学検査
15歳～20歳	4,000万円	4,000万円	4,000万円	－	－
21歳～25歳	10,000万円	10,000万円	10,000万円	20,000万円	－
26歳～39歳	20,000万円	20,000万円			
40歳～45歳					
46歳～49歳			5,000万円		
50歳					
51歳～60歳					
61歳～65歳			10,000万円	20,000万円	
66歳～70歳	5,000万円	5,000万円		－	－

コチニン検査(唾液による喫煙反応検査)が必要な場合

P182をご確認ください。

6 選択区分

1 無選択

被保険者の医的選択を行いません。保険種類が、無選択終身保険のみ取扱います。

2 告知書扱

被保険者の選択を「告知書のみ」で行う選択区分です。

1 通算基準

新契約および過去5年以内の告知書扱Sを通算します。(有効契約および失効契約の保険金額等を通算します。)

3 簡易定健扱

被保険者が保険加入の前に自己の健康診断を目的として受診した健康診断結果通知書または人間ドック成績表から、特定項目のみを転記した健診結果記入用紙を利用する選択区分です。

1 通算基準

新契約および過去2年以内の選択診査基準Sを通算します。(有効契約および失効契約の保険金額等を通算します。)

2 有効期限と限度額

有効期限	限度額
検査受診月から告知月まで14か月以内	6,000万円以内

3 必要項目一覧(特定項目)

検査項目	注意点
<1>実施年月日	転記元となる健康診断結果通知書または人間ドック成績表に特定項目がひとつでも不足する場合、簡易定健扱の取扱はできません
<2>実施機関名または医師名	
<3>体格(身長、体重)	
<4>血圧	
<5>尿検査(尿糖、尿蛋白)	

ワンポイント

- ◎取扱いにあたっては「告知書」「健診結果記入用紙」が必要です。
- ◎最新のデータからの転記が必要です。
- ◎新契約取扱時に簡易定健扱を取り扱う場合は原則対面で募集してください。
- ※オンライン募集時の簡易定健扱の取り扱いは制限しないものの、被保険者が健康診断結果通知書を持参していることを取扱者が確認のうえ、面前同等にお客さまが正しい告知を行えるようサポートしてください。

⑥ 選択区分

4 人間ドック扱

被保険者が保険加入の前に自己の健康診断を目的として受診した人間ドック成績表を利用する選択区分です。

1 通算基準

新契約および過去2年以内の選択診査基準Sを通算します。(有効契約および失効契約の保険金額等を通算します。)

2 有効期限と限度額

有効期限	限度額
検査受診月から告知月まで14か月以内	3億円以内

5 健康診断結果通知書扱

被保険者が保険加入の前に自己の健康診断を目的として受診した健康診断結果通知書(本人に渡される検査結果のデータ)を利用する選択区分です。

1 通算基準

新契約および過去2年以内の選択診査基準Sを通算します。(有効契約および失効契約の保険金額等を通算します。)

2 有効期限と限度額

有効期限	限度額
検査受診月から告知月まで14か月以内	3億円以内 39歳以下で心電図検査の実施がない場合は1億円限度

6 医師扱

当社と委嘱契約を締結している医師(嘱託医)による診査を被保険者が受診することにより行う選択区分です。

1 通算基準

新契約および過去2年以内の選択診査基準Sを通算します。(有効契約および失効契約の保険金額等を通算します。)

2 診査が無効となるケース

診査を実施した嘱託医が以下のケースの場合は診査が無効となるので注意してください。

- <1> 契約者、被保険者、保険金等受取人のいずれかが嘱託医本人
- <2> 契約者、被保険者、保険金等受取人のいずれかが嘱託医の親族
- <3> 被保険者と嘱託医が同一勤務先
- <4> 友人、使用人や利害関係のある立場の嘱託医の診査

⑥ 選択区分

③ 一般診査に加えて心電図検査・血液生化学検査が必要な場合

- ◎新契約および過去2年以内の選択診査基準Sが一般診査で取り扱える金額を超えた場合
- ◎本社新契約部が査定上で特に必要と認めた場合

7 その他注意

◎同一被保険者で同時申込がある場合は全ての申込に最も上位の選択区分※を適用します。

※原則として、医師扱 > 人間ドック扱 > 健康診断結果通知書扱 > 簡易定健扱 > 告知書扱 (左から上位)

◎通販申込(紙申込およびネット申込)の選択区分は告知書扱と簡易定健扱とします。

7 職業による取扱制限

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者、こども保険の契約者として加入したすべての契約を通算し、被保険者(こども保険の契約者を含みます。)の職業・職種に応じて下表の限度額まで加入できます。

本表に記載のない類似の職業および兼業・副業についても本規定を適用しますので注意してください。

当該職業・職種に該当することが内定している場合(入社予定を含む)についても、本規定の制限対象に該当しますので注意してください。

なお、保険種類ごとの職業制限Sの算出要領については13、15ページを参照してください。

1 取扱制限一覧表(長期傷害保険以外用)

新契約通算(新契約通算とは新契約および既契約の保険金額等を通算することをいいます。)

	職 種	職種例	職業 コード	対象外(職業コード990)と なる職種	普通 死亡S 万円	災害 死亡S ※3 ー 長期 傷害S 万円	総合生活 障害S 万円	入院 給付金 日額 (疾病、 災害 それぞれ) ※1※2 円
制限なし	制限なし		990		無制限			
学生・無職者	主婦・主夫		917	年金・資産生活者など労働をと もなわない収入のある方	5,000	2,000	5,000	15,000
	学生	児童、生徒、浪人生、子供、乳 幼児 など	927					
	無職者・失業者	パチプロ など	937					
運輸	運輸従事者	船長、航海士、機関士、船員、 湾岸荷役、トラック、ダンプ、 定期航空機(注1)以外の操縦 士・航空士・客室乗務員 など	653	路線バス・観光バスの運転手、 鉄道の乗務員・駅員、定期航空 機(注1)の航空機搭乗員、陸上 荷役作業従事者(運搬、倉庫作 業従事者)(注2)	10,000	2,000	10,000	10,000
	乗用車の運転	ハイヤー、タクシー、運転代行 など	633					
土木建設	土木建設作業従事者	棟梁、大工、左官、鉄筋(骨)工、 土木建設(築)、建築塗装工、溶 接工、配管工、造園業従事者、 自由労働者 など	733	建具屋従業員・内装職人、現場 監督・現場主任・技術者・技師 など直接作業に従事していない 方(作業従事も兼ねている場合 は、土木建設作業従事者を適用)				
サービス	深夜営業従事者	バー・キャバレーなど接客者お よび料理人、パチンコ店など遊 技場従業員・経営者 など	863					
	行商人、呼売人、露天商人 な ど	店舗を所有しないで販売に従事 する方	973					
	廃品回収業、廃棄物処理業、清 掃作業員	自動車解体員、廃品回収、古物 商、汚物処理業、産業廃棄業 など	983	清掃作業で主に屋内作業に従 事する方、公務員として従事す る方				
金融	一般金融機関を除く金融業 および従業員	貸金業者、商品先物取引業者、 金融先物取引業者、外為証拠金 取引業者 など	353	上場企業および上場企業子会 社・関連会社の役員・従業員 (注3)				
保安関係	保安職業従事者 (自衛隊航空機搭乗員)	空挺隊員、航空大学校教官・学 生 など	833	警備員・警察官・消防員・海上 保安官・公安官・自衛官				
電気	電気作業者	高圧電気取扱者(201V以上)、 送電線架線工、配電線架線工、 外線工 など	763					
漁業	漁業作業者	船長、航海士、機関士、司厨員、 船員、漁船乗組員、海女、海苔・ 魚介類養殖者 など	483					

7 職業による取扱制限

	職 種	職種例	職業 コード	対象外(職業コード990)と なる職種	普通 死亡S	災害 死亡S ※3 ー 長期 傷害S	総合生活 障害S	入院 給付金 日額 (疾病、 災害 それぞれ) ※1※2
					万円	万円	万円	円
林業	林業作業員	木材の伐採、集材、貯材、運材、 伐、原木製材等の作業従事者 など	448					
その他	危険職種(炭鉱、土砂、危険物 取扱者、潜水作業員、高所作業 員、これらに準ずる職業)	炭鉱・鉱山作業員、採掘採炭員、 坑内・坑外員、運搬員、石切工、 採石工、とび職、窓ガラス清掃、 造船工、潜水・潜函等の作業従 事者 など	366	金属加工・機械組立修理員、金 属裁断従事者(自動車修理工・ 金属塗装工を含む)、石切を行 わない墓石職員	3,000	1,000	3,000	5,000
	危険度の高い職業スポーツ家 およびこれに準ずる方(注4)	テストパイロット、テストドラ イバー、スタントマン、カーレ ーサー、オートレーサー、競輪選 手、競艇選手、競馬選手、熱気球、 スカイダイバー、ハンググライ ダー選手、プロスキー選手(イン ストラクター除く) など	091	プロゴルファー、プロテニス選 手、プロ野球選手、プロサッ カー選手、フィギュアスケート 選手、スピードスケート選手、 卓球選手、フェンシング選手、 プロボウラー、陸上競技選手、 マラソンランナー、プロバス ケットボール選手、プロバレー 選手、プロビーチバレー選手 など(注4)	1,000 (注5)	取扱不可	1,000 (注5)	取扱不可 (注6)
	危険度の低い職業スポーツ家 およびこれに準ずる方(注4)	スキーインストラクター、スキュー バダイビング(フリーダイビング、 スキンドайビング含む)、イルカ フォトグラファー、プロトリア スロン選手、ジェットスキー選手、 ウエイクボード選手、乗馬 など	093		10,000	2,000	10,000	10,000
取扱不可	取扱不可(注7)	性風俗関連特殊営業(特殊浴場な ど)、性風俗関連産業従事者、違 法活動を行う業者および従業員	—		—			

(注1)「定期航空機」とは、飛行区間と発着の曜日および時刻を定めて航行する航空機により旅客・貨物の航空運送事業を行う航空会社をいいます。
例)日本航空・全日本空輸など

(注2)陸上での荷物の積み下ろし、出し入れする作業および運搬作業に従事する方

(注3)他社生保職員が契約者または被保険者となる契約は取扱不可です。

(注4)インストラクターや指導者、養成学校を含みます。また、養成学校への入学が決定している場合(入学予定者)も含みます。

(注5)払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険については、取扱不可です。

(注6)限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)についても、取扱不可です。

(注7)全保険種類取扱不可です。

※1 疾病入院には以下の主契約・特約を通算します。

①主契約

医療保険・新終身医療保険・年齢群団別医療保険Ⅰ型・Ⅱ型・医療保険(01)・新終身医療保険(01)・限定告知型医療保険・医療保険(08)・医療保
険(2014)・医療保険(MI-01)・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険

②特約

疾病入院特約・新疾病入院特約・疾病入院特約(87)・総合医療特約・家族疾病入院特約・新家族疾病入院特約・家族疾病入院特約(87)・家族医療
特約・新家族終身医療特約・医療(01)用家族医療特約・新終身医療(01)用家族医療特約Ⅰ型・医療(08)用配偶者医療特約・限定告知医療用入院給
付特約

なお、旧日本興亜生命で募集した以下の主契約・特約も通算対象となります。

①主契約

医療保険(家族型を含みます)・日額増減型医療保険(ただし、基本入院給付金日額とします。(第一保険期間))・医療保険(08)

②特約

疾病入院特約(家族型を含みます)・新疾病入院特約(家族型を含みます)・こども医療特約

※2 災害入院には以下の主契約・特約を通算します。

①主契約

医療保険・新終身医療保険・年齢群団別医療保険Ⅰ型・新終身医療保険(01)・限定告知型医療保険・医療保険(08)・医療保険(2014)・医療保
険(MI-01)・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険

②特約

災害入院特約・新災害入院特約・災害入院特約(87)・総合医療特約・家族災害入院特約・新家族災害入院特約・家族災害入院特約(87)・家族医療
特約・新家族終身医療特約・医療(01)用災害入院特約・医療(01)用家族災害入院特約・新終身医療(01)用家族医療特約Ⅰ型・医療(08)用配偶者
医療特約・長期傷害用災害入院特約・限定告知医療用入院給付特約

なお、旧日本興亜生命で募集した以下の主契約・特約も通算対象となります。

①主契約

医療保険(家族型を含みます)・日額増減型医療保険(ただし、基本入院給付金日額とします。(第一保険期間))・医療保険(08)

②特約

災害入院特約(家族型を含みます)・新災害入院特約(家族型を含みます)・こども医療特約

※3 災害死亡Sには以下の主契約・特約を通算します。

長期傷害保険・災害死亡特約

なお、旧日本興亜生命で募集した以下の主契約・特約も通算対象となります。

積立型終身保険A型・災害割増特約・新災害割増特約・傷害特約・新傷害特約

(注)主契約が積立型終身保険A型の場合、通算時点における災害死亡給付金額(基本保険金額ー通算日時時点の死亡給付金額)が通算対象となります。



◎制限職種に該当する職業を目的とする学校、養成所の生徒・受講者は本規定に該当します。

◎制限職種に該当する被保険者が集団的に加入する場合には、別途制限する場合があります。

◎経営者または従業員(事務職を含みます)であっても自ら制限職種に携わる場合には本規定を適用します。

◎旧ひまわり生命で募集した医療保険(01)・新終身医療保険(01)に長期疾病(災害)入院加算特則・長期入院加算特則・無事故増額特約を付加した既契約の場合、入院給付金日額×係数1.5を通算の対象入院給付日額とします。

7 職業による取扱制限

2 取扱制限一覧表(長期傷害保険用)

この表は「新契約で長期傷害保険を取扱う場合」または「既契約に長期傷害保険がある場合」に使用します。

◎各職業につき、「普通死亡S」と「災害死亡S」は前述の「1」の職業制限範囲内とします。

◎長期傷害用災害入院特約は、取扱不可の職種を除き、前述「1」の災害入院給付金日額と別枠で5,000円までの取扱いが可能です。

ただし、5,000円を越える金額については前述「1」の災害入院給付金日額と合算して職業制限の範囲内で取扱可能となります。

◎長期傷害用災害入院特約の通算入院給付金日額が前述「1」の災害入院給付金日額の範囲内であることを要します。

◎当該職業・職種に該当することが内定している場合(入社予定を含む)についても、本規定の制限対象に該当しますので注意してください。

新契約通算(新契約通算とは新契約および既契約の保険金額等を通算することをいいます。)

	職 種	職種例	職業 コード	対象外(職業コード990)となる職種	普通死亡S + 災害死亡S ※1 万円	災害入院 ※2 + (長期傷害用 災害入院 - 5,000円) 円
制限なし	制限なし		990		無制限	
学生・主婦・無職者	主婦・主夫		917	年金・資産生活者など労働をとめない収入のある方	7,000 (長期傷害保険 取扱不可)	15,000 (長期傷害保険 取扱不可)
	学生	児童、生徒、浪人生、子供、乳幼児 など	927			
	無職者・失業者	パチプロ など	937			
運輸	運輸従事者	船長、航海士、機関士、船員、湾岸荷役、トラック、ダンプ、定期航空機(注1)以外の操縦士・航空士・客室乗務員 など	653	路線バス・観光バスの運転手、鉄道の乗務員・駅員、定期航空機(注1)の航空機搭乗員、陸上荷役作業従事者(運搬、倉庫作業従事者)(注2)	12,000	10,000
	乗用車の運転	ハイヤー、タクシー、運転代行 など	633			
土木建設	土木建設作業従事者	棟梁、大工、左官、鉄筋(骨)工、土木建設(築)、建築塗装工、溶接工、配管工、造園業従事者、自由労働者 など	733	建具屋従業員・内装職人、現場監督・現場主任・技術者・技師など直接作業に従事していない方(作業従事も兼ねている場合は、土木建設作業従事者を適用)		
サービス	深夜営業従事者	バー・キャバレーなど接客者および料理人、パチンコ店など遊技場従業員・経営者 など	863			
	行商人、呼売人、露天商人 など	店舗を所有しないで販売に従事する方	973			
	廃品回収業、廃棄物処理業、清掃作業員	自動車解体員、廃品回収、古物商、汚物処理業、産業廃棄業 など	983	清掃作業員で主に屋内作業に従事する方、公務員として従事する方		
金融	一般金融機関を除く金融業および従業員	貸金業者、商品先物取引業者、金融先物取引業者、外為証拠金取引業者 など	353	上場企業および上場企業子会社・関連会社の役員・従業員(注3)		
保安関係	保安職業従事者(自衛隊航空機搭乗員)	空挺隊員、航空大学校教官・学生 など	833	警備員・警察官・消防員・海上保安官・公安官・自衛官		
電気	電気作業員	高圧電気取扱者(201V以上)、送電線架線工、配電線架線工、外線工 など	763			
漁業	漁業作業員	船長、航海士、機関士、司厨員、船員、漁船乗組員、海女、海苔・魚介類養殖者 など	483			

7 職業による取扱制限

	職 種	職種例	職業 コード	対象外(職業コード990)となる職種	普通死亡S + 災害死亡S ※1 万円	災害入院 ※2 + (長期傷害用 災害入院 - 5,000円) 円
林業	林業作業者	木材の伐採、集材、貯材、運材、筏、原木製材等の作業従事者 など	448		4,000	5,000
その他	危険職種(炭鉱、土砂、危険物取扱者、潜水作業員、高所作業員、これらに準ずる職業)	炭鉱・鉱山作業員、採掘探炭員、坑内・坑外員、運搬員、石切工、採石工、とび職、窓ガラス清掃、造船工、潜水・潜函等の作業従事者 など	366	金属加工・機械組立修理員、金属裁断従事者(自動車修理工・金属塗装工を含む)、石切を行わない墓石職員	4,000 (長期傷害保険 取扱不可)	5,000 (長期傷害保険 取扱不可)
	危険度の高い職業スポーツ家およびこれに準ずる方(注4)	テストパイロット、テストドライバー、スタントマン、カーレーサー、オートレーサー、競輪選手、競艇選手、競馬選手、熱気球、スカイダイバー、ハンググライダー選手、プロスキー選手(インストラクター除く) など	091	プロゴルファー、プロテニス選手、プロ野球選手、プロサッカー選手、フィギュアスケート選手、スピードスケート選手、卓球選手、フェンシング選手、プロボウラー、陸上競技選手、マラソンランナー、プロバスケットボール選手、プロバレー選手、プロビーチバレー選手 など(注4)	1,000 (長期傷害保険 取扱不可)	取扱不可
	危険度の低い職業スポーツ家およびこれに準ずる方(注4)	スキーインストラクター、スキューバダイビング(フリーダイビング、スキンドайビング含む)、イルカフォトグラファー、プロトライアスロン選手、ジェットスキー選手、ウエイクボード選手、乗馬 など	093		12,000	10,000
取扱不可	取扱不可	性風俗関連特殊営業(特殊浴場など)、性風俗関連産業従事者、違法活動を行う業者および従業員	—	—		

(注1)「定期航空機」とは、飛行区間と発着の曜日および時刻を定めて航行する航空機により旅客・貨物の航空運送事業を行う航空会社をいいます。
例)日本航空・全日本空輸など

(注2)陸上での荷物の積み下ろし、出し入れする作業および運搬作業に従事する方

(注3)他社生保職員が契約者または被保険者となる契約は取扱不可です。

(注4)インストラクターや指導者、養成学校を含みます。また、養成学校への入学が決定している場合(入学予定者)も含みます。

※1 災害死亡Sには以下の主契約・特約を通算します。

長期傷害保険・災害死亡特約

なお、旧日本興亜生命で募集した以下の主契約・特約も通算対象となります。

積立型終身保険A型・災害割増特約・新災害割増特約・傷害特約・新傷害特約

(注)主契約が積立型終身保険A型の場合、通算時点における災害死亡給付金額(基本保険金額-通算日時点の死亡給付金額)が通算対象となります。

※2 災害入院には以下の主契約・特約を通算します。

①主契約

医療保険・新終身医療保険・年齢群別医療保険I型・新終身医療保険(O1)・限定告知型医療保険・医療保険(O8)・医療保険(2014)・医療保険(MI-O1)・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険

②特約

災害入院特約・新災害入院特約・災害入院特約(87)・総合医療特約・家族災害入院特約・新家族災害入院特約・家族災害入院特約(87)・家族医療特約・新家族終身医療特約・医療(O1)用災害入院特約・医療(O1)用家族災害入院特約・新終身医療(O1)用家族医療特約I型・医療(O8)用配偶者医療特約・長期傷害用災害入院特約・限定告知医療用入院給付特約

なお、旧日本興亜生命で募集した以下の主契約・特約も通算対象となります。

①主契約

医療保険(家族型を含みます。)-日額増減型医療保険(ただし、基本入院給付金日額とします。(第一保険期間))-医療保険(O8)

②特約

災害入院特約(家族型を含みます。)-新災害入院特約(家族型を含みます。)-こども医療特約



◎制限職種に該当する職業を目的とする学校、養成所の生徒・受講者は本規定に該当します。

◎制限職種に該当する被保険者が集団的に加入する場合には、別途制限する場合があります。

◎経営者または従業員(事務職を含みます。)であっても自ら制限職種に携わる場合には本規定を適用します。

◎旧ひまわり生命で募集した医療保険(O1)・新終身医療保険(O1)に長期疾病(災害)入院加算特則・長期入院加算特則・無事故増額特約を付加した既契約の場合、入院給付金日額×係数1.5を通算の対象入院給付日額とします。

7 職業による取扱制限

3 職種例

	職 種	職業 コード	職種例
制限なし	下表に該当しないもの	990	警備会社の警備員、看守・守衛、警察官、消防員(防災ヘリ搭乗員含む)、海上保安官、公安官、自衛官、上場企業および上場企業子会社・関連会社の役員・従業員、路線バス・観光バスの運転手、鉄道の乗務員・駅員、定期航空機(注1)の航空機搭乗員、陸上荷役作業従事者(運搬、倉庫作業従事者)(注2)、建具屋従業員・内装職人、現場監督・現場主任・技術者・技師など直接作業に従事していない方(作業従事も兼ねている場合は、土木建設作業従事者を適用)、金属加工・機械組立修理員、金属裁断従事者(自動車修理工・金属塗装工含む)、石切を行わない墓石職員、葬儀屋、バスガイド、ボイラー技士、高所作業のないアンテナ取付・クーラー設置業務、レントゲン技士、感染病棟勤務の看護師、牛の削蹄師、自転車ショップ店員、古紙回収、デイトレーダー、潜水艦メーカーでの潜水艦乗組員(新造機を除く)、年に数回程度の汚染地域の除染作業従事者、年金・資産生活者など労働をともなわない収入のある方、清掃作業員で主に屋内作業に従事する方、公務員、スーパー銭湯の従業員(深夜メイン営業を除く)、他の職務の一環の自社送迎(介護施設の送迎車や幼稚園バスの運転手(企業直接雇用も含む))、料理人、調理師、ウェ이터 など(注3)
			スポーツ家およびこれに準ずる方の例(注4)：プロセイラー(ヨット)、シーカヤック選手、空手選手(兼指導者で賞金稼ぎの要素がないこと)、自転車ロードレースを普及する法人の従業員、学生でサーキット練習やアマチュアレースに参加、競馬の調教師や厩務員(競走馬にも乗るケースあり)、プロゴルファー、プロテニス選手、プロ野球選手、プロサッカー選手、フィギュアスケート選手、スピードスケート選手、卓球選手、フェンシング選手、プロボウラー、陸上競技選手、マラソンランナー、プロバスケットボール選手、プロバレー選手、プロビーチバレー選手、ボルダリング選手、クアオルト等のツアーガイド など
学生・主婦・無職者	主婦・主夫	917	主婦・主夫
	学生	927	学生、児童、生徒、浪人生、子供、乳幼児 など
	無職者・失業者	937	無職者・失業者、パチプロ など
運輸	運輸従事者	653	船長、航海士、機関士、司厨員、船員、甲板員など貨物または旅客運送の船舶乗組員、トラック、ダンプ、トレーラー、ミキサー車、タンクローリー、貨物自動車などの運転手、助手、陸送員、上乗作業員、定期航空機(注1)以外の操縦士・航空士・航空測量士・航空通信士・パーサー・客室乗務員、海上保安庁の航空機、商業宣伝機、新聞社の取材機、農村漁業機、民間緊急機の乗務員、宇宙飛行士、湾岸(沿岸)一般労働者、湾岸荷役、玉掛士など海上または沿岸での荷物の積み下ろし作業および運搬作業従事者、水先案内人、遊漁船(屋形船・釣り船等)、ライン下りの船頭 など
	乗用車の運転	633	ハイヤー、タクシー、運転代行などの陸上運送またはこれに準ずる運輸従事者、事業用など業務委託(緑ナンバー)の介護施設送迎車や幼稚園バスの運転手(企業直接雇用も含む) など
土木建設	土木建設作業従事者	733	棟梁、大工、左官、ブロック工、鉄筋(骨)工、コンクリート工、リベット工、(建築)板金工、ハツリ工、サッシ取付工、土木建設(築)、機械運転士、舗装工、港湾施設の土木建設従事者、建築塗装工、ラス工、配管工、溶接工、築炉工、橋梁工、鉛土、タイルはり工、仮枠(型枠)大工、屋根職、ボーリング工、造園業従事者など道路・橋・河川・港湾・鉄道・地下鉄・ダム・トンネル・上下水道・空港・水力発電所・空地・水路・農地・井戸等の建設・改修・改良・造成に関する工事・家屋・ビル・その他の建造物の建築・修理・取り壊しなどの作業従事者、テトラポット設置従事者、自由労働者、作業員、季節労働者 など
サービス	深夜営業従事者	863	バー・キャバレー・クラブ・スナック・待合・飲み屋の接客者および料理人、バーテンダーなど主に酒類を提供する飲食業に従事する方および深夜営業に従事する方(経営者を含む)、パチンコ店員、ゲームセンター店員、パチンコ店の換金所など遊技場従事者・経営者 など
	行商人、呼売人、露天商人 など	973	店舗を所有しないで販売に従事する方
	廃品回収業、廃棄物処理業、清掃作業員	983	自動車解体員、廃品回収、古物商、汚物処理業、産業廃棄業 など
金融	一般金融機関を除く金融業および従業員	353	貸金業者、商品先物取引業者、金融先物取引業者、外為証拠金取引業者 など
保安関係	保安職業従事者(自衛隊航空機搭乗員)	833	空挺隊員、航空大学校教官・学生 など
電気	電気作業者	763	高圧電気取扱者(201V以上)、送電線架線工、配電線架線工、外線工、建柱員 など
漁業	漁業作業者	483	船長、航海士、機関士、司厨員、船員、甲板員、漁船乗組員、海女、海苔・魚介類養殖者など魚介類を養殖または採捕する船の乗り組み作業従事者 など
林業	林業作業者	448	木材の伐採、集材、貯材、運材、筏、原木製材等の作業従事者 など

7 職業による取扱制限

	職 種	職業 コード	職種例
その他	危険職種(炭鉱、土砂、危険物取扱者、潜水作業員、高所作業員、これらに準ずる職業)	366	炭鉱・鉱山作業員、掘進員、採鉱採炭員、坑内・坑外員、運搬員、さく岩員、支柱員、保杭員、坑内保安員、選炭員、電気設備取付員、移動修理員、機械操作員、発破員、ダイナマイト詰込員、天然ガス採取員、石切工、採石工、石割工、切出工、採取掘員、土砂・砂利・玉石・粘土・庭石等の採取および取扱員、とび職、ひき屋、家屋解体、煙突工、窓ガラス清掃員、ネオン取付、ビル清掃、煙突製造工、エスカレーター・エレベーター取付工、看板取付工、造船作業員、造船工、船舶塗装工、船舶組立工など杭打、建方、足場組み、桁かけなどの作業および高所(10m以上または建物3階以上)の作業従事者、潜水・潜函等の作業従事者(サルベージ作業従事員を含む)、プロパンガス配達(軽トラでの運搬)、原子力発電所作業従事者、電管導火線製造工、玩具花火巻工、火薬製造工、有毒化学薬品製造工、カーリット製造工、放射線物質および廃棄処理など火薬・硫酸等の製造・加工・貯蔵・運搬・販売・消費を行うことを職業とする方 など
	危険度の高い職業スポーツ家およびこれに準ずる方(注4)	091	テストパイロット、テストドライバー、スタントマン、熱気球、飛行船、スカイダイバー、ハンングライダー選手、パラセーリング選手、パラグライダー選手(兼経営者含)、プロサーファー、ウィンドサーフィン選手、ラフティングボート選手、リュージュ選手、ボブスレー選手、キャニオニング、登山家(雪山登山・トレッキング等)、探検家、ロッククライマー、プロスキー選手(インストラクター除く)、スキージャンパー、プロスノーボーダー、バックカントリー選手、プロスケーター、アイスホッケー選手、競輪選手、競艇選手、競馬選手(ジョッキー・騎手)、プロの騎手を養成する競馬学校の生徒、カーレーサー、オートレーサー(オートバイレース)、猛獣調教技師、曲芸師、軽業師、ファイヤーダンサー、力士、レスラー、ボクサー、キックボクサー、K-1ファイター、柔道選手、テコンドー選手、総合格闘家、アメフト選手、ラグビー選手、体操選手、プロのトランポリン選手、ウエイトリフティング選手、外洋ヨット など
	危険度の低い職業スポーツ家およびこれに準ずる方(注4)	093	スキーインストラクター、スキューバダイビング(フリーダイビング、スキンドайビング含む)、イルカフォトグラファー、プロトライアスロン選手、ジェットスキー選手、ウエイクボード選手、乗馬 など
取扱不可	性風俗関連特殊営業(特殊浴場など)、性風俗関連産業従事者、違法活動を行う業者および従業員	—	「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」のうち、「性風俗関連特殊営業(ただし店舗型性風俗特殊営業4号営業(ラブホテル・モーテル等)は除く)従事者(経営者含む)、性風俗関連産業(ビデオ製造販売、出版等含む)従事者(経営者含む)、違法活動を行う業者および従業員、法定外利息を取る貸金業者、悪質な販売を行う金融先物取引業者 など

(注1)「定期航空機」とは、飛行区間と発着の曜日および時刻を定めて航行する航空機により旅客・貨物の航空運送事業を行う航空会社をいいます。

例)日本航空・全日本空輸など

(注2)陸上での荷物の積み下ろし、出し入れする作業および運搬作業に従事する方

(注3)他社生保職員が契約者または被保険者となる契約は取扱不可です。

(注4)インストラクターや指導者、養成学校を含みます。また、養成学校への入学が決定している場合(入学予定者)も含みます。

8 個人契約の年収による制限

保険契約はその性格上、被保険者の保険金額等の設定にはモラルリスクの混入がないように一定の基準に照らして妥当性があることが必要であるため、死亡保険金額については「年収による制限」を設定しています。

そのため、契約者にご提案の際には収入基準に注意のうえ保険金額等を設定してください。（事業保険における「年収による制限」は52ページを参照してください。）

1 収入基準

1 適用条件(全社個人契約通算現在保険金額が7,000万円超の場合に適用)

変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)は第1保険期間のみ通算します。^{※1}

	保険種類	被保険者の契約年齢	付保限度額
個人契約	第一分野商品共通	50歳未満	年収 ^{※2} (税引前)の30倍以下 ^{※3}
		50歳以上	年収 ^{※2} (税引前)の25倍以下 ^{※3}
	変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)	—	年収 ^{※2} (税引前)の10倍以下 ^{※4}

※1 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)の場合、「第一分野商品共通」「変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)」いずれの条件も満たす必要があります。

※2 年収には年金収入等、労働をとまわらない収入も含めます。

※3 上記を超過する場合でも以下のすべてを満たす場合は取扱可能です。

<1>収入保障保険(収入保障特約を含みます。)以外の収入基準Sが1,500万円以内(同時申込・既契約・他社契約合算)
<2>収入保障基準年金月額(同時申込・既契約合算)が、年収の1/12以内

※4 当社変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)のみ通算し他社契約は通算しません。

変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)を払済保険(変額)に変更した場合、払済後の基本保険金額を通算します。変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)を定額払済終身保険に変更した場合は通算対象外とします。

2 通算基準

主たる被保険者、第二被保険者、従たる被保険者、こども保険の契約者として加入したすべての個人契約(法人契約は通算対象外)を通算します。

保険種類ごとの収入基準S、変額(V1)収入基準Sの算出については、13、15ページを参照してください。

3 注意事項

上記<1>に合致している場合でも、引受査定上で特に必要と認めた場合には、被保険者より年収を証明する資料(源泉徴収票や確定申告書(税務署押印済の写し)等の写し)の提出を求める場合があります。

2 個人契約高額取扱報告書の作成が必要な場合

以下のいずれかに該当する場合、当社営業店による「個人契約高額取扱報告書」(ワープロ帳票600734)の作成が必要です。

(注)被保険者が主婦・主夫・学生・無職者の場合、作成不要です。

<1>全社個人契約通算現在保険金額が7,000万円超かつ上記1の収入基準を超過した場合

<2>当社個人契約通算現在保険金額が3億円を超過した場合[※]

※当社個人契約通算現在保険金額算出の際は、無解約返戻金型収入保障保険等は通算時点の年金現価保険金額を算入します。



上記に該当しない場合でも、引受制限保険金額3億円超の取扱いとなる場合は提出必須となります。



【個人契約高額取扱報告書作成にあたってのヒアリングポイント】

◎被保険者について

職業・役職・地位・年収(税引前)・年収確認資料または聴取先
既契約(他社加入を含みます。)

◎保険金額算出根拠

21歳以下の子どもの有無、月間生活費、末子大学卒業時の配偶者の平均余命等

Ⅲ. 取扱いに注意を要する契約の規定

① 反社会的勢力の取扱い

取り扱いません。

暴力団関係者等の反社会的勢力との関与が疑われる場合は、モラルリスク防止の観点から引受けできません。

【反社会的勢力とは】

暴力・威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人で、その属性または行為が以下に合致しているものをいいます。

◎属性

暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

◎行為

暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為

② 当社で解除歴がある者を契約者または被保険者とする契約の取扱い

新契約の申込日において、解除日より5年以内の申込は原則として取り扱いません。

(解除等の原因となる事実が悪質な不正請求である等の場合、5年経過後でもモラルリスクの観点から新契約部の判断で見合わせとすることがあります。)

③ 第三者契約の取扱い

原則として取り扱いません。

【第三者契約とは】

法人(個人事業主を含みます。)契約以外の場合で、契約者と被保険者の関係が「配偶者または2親等以内の親族以外」の契約をいいます。

4 第三者受取人契約の取扱い

原則として取り扱いません。

ただし、「第三者受取人契約に関する報告書」を提出し、本社新契約部で取扱条件を満たしていることが確認できた場合、取り扱います。

【第三者受取人契約とは】

法人(個人事業主を含みます。)契約以外の場合で、被保険者の配偶者または2親等以内の親族以外の者が保険金等受取人となっている契約をいいます。第三者受取人契約は、モラルリスクや被保険者利益の観点から原則として取り扱いません。

(例1) 契約者：本人 被保険者：本人 保険金受取人：本人の甥

(例2) 契約者：本人 被保険者：本人 保険金受取人：本人の叔父・叔母など

【第三者受取人契約の取扱手順】

第三者受取人契約の場合、取扱条件を満たしているかを確認するため、「第三者受取人契約に関する報告書」(ワープロ帳票891486)を作成し、申込書類とともに提出します。

【第三者受取人契約の取扱条件】

<1> 契約者と被保険者が同一であること

<2> 普通死亡保険金額(新契約通算^{※1}・診査基準S)が2,000万円以下であること

<3> 災害死亡特約は取扱わないこと

<4> 受取人が以下(ア)(イ)のいずれかであること^{※2}

(ア) 3親等以上の親族

ただし、以下のすべてを満たしている必要があります。

1. 原則、被保険者に配偶者または2親等以内の親族が存在しないこと。存在する場合は、当該受取人を指定する明確な理由が存在すること
2. 被保険者と生活的・経済的に結びつきがあること

(イ) 内縁者・同性パートナー

ただし、以下のすべてを満たしている必要があります。

1. 被保険者・受取人双方に戸籍上の配偶者がいないこと
2. 一時的な内縁関係・同性パートナー関係ではなく、原則、3年以上の同居・同一生計で実質的な夫婦関係があること
同居・同一生計で実質的な夫婦関係にある期間が3年未満の内縁者・同性パートナーを受取人とする場合、以下いずれかの公的書類の写しの提出が必要となります。内容によって取扱可否を判断します
(詳細については「第三者受取人契約に関する報告書(ワープロ帳票891486)」【別紙3】を確認してください)。

内縁者	・ 住民票 ^{※3} もしくは医療保険の資格情報 ^{※4} 、資格確認書 ^{※4, 5} ・ 公正証書(内縁関係にあることが明らかに確認できる公正証書)
同性パートナー	・ 被保険者および受取人の住民票 ^{※3} ・ パートナーシップ証明書または交付証明書 ・ 公正証書(同性パートナー関係にあることが明らかに確認できる公正証書)

3. 当該受取人を指定する明確な理由が存在すること

例. 子(認知した子・養子を含む)が存在するにも関わらず、内縁者・同性パートナーを指定する理由等

※1 新契約通算とは新契約および既契約の保険金額を通算することをいいます。

※2 外国人を第三者受取人とする場合、外国人契約の取扱い条件を満たしていることが前提となります。

※3 発行日から6か月以内のものを提出してください。

※4 被保険者および受取人の氏名が記載されているものに限りします。

※5 有効期限内のものに限りします。

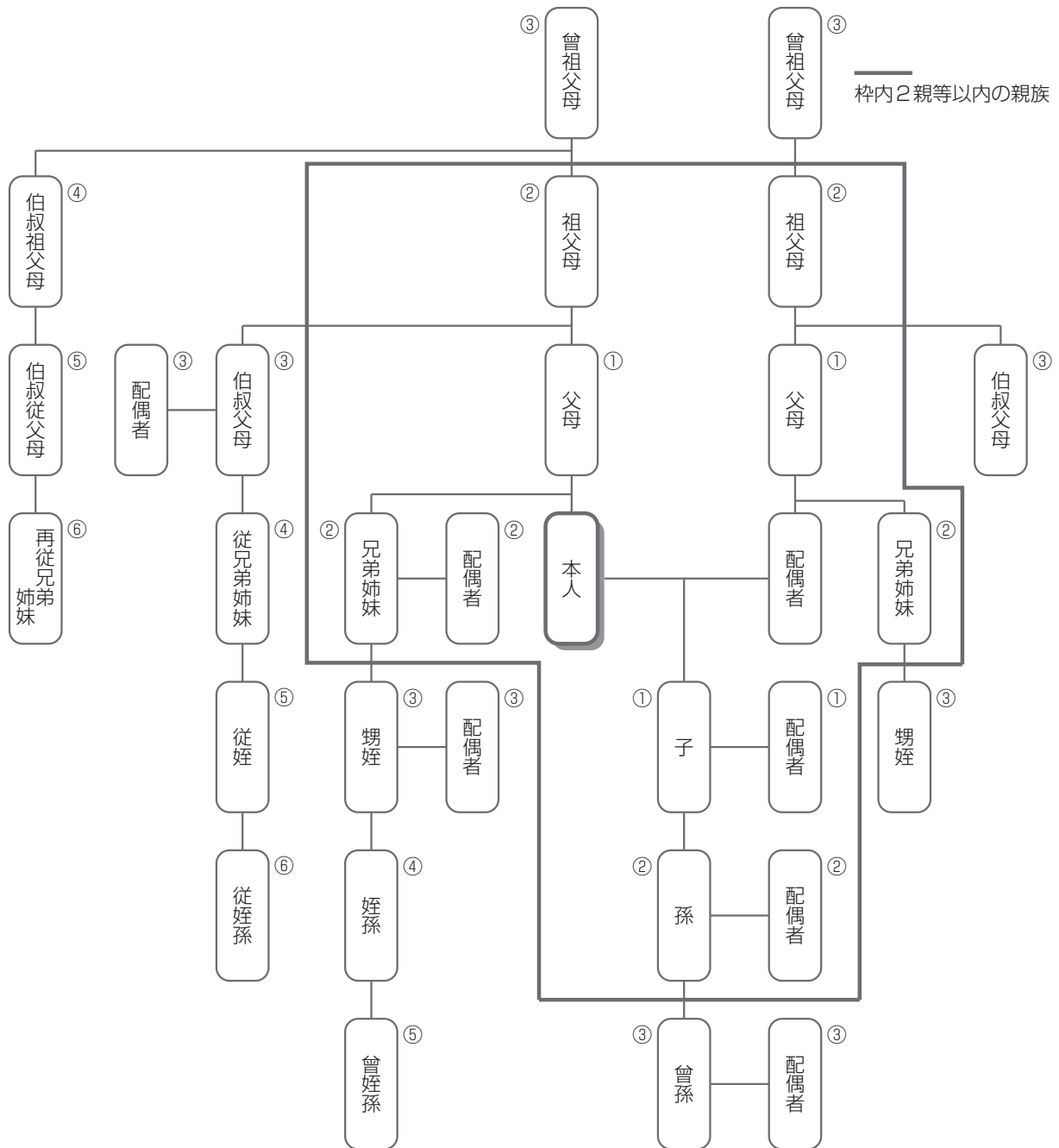
【取扱いにあたっての留意点】

<1> 報告書の内容が前述の取扱条件を満たしていない場合は、取扱不可となる可能性があります。

<2> 内縁者・同性パートナーの方が受取人になる場合、「診断書」を戸籍上の配偶者や親族以外に発行しない医療機関では、弁護士を介して取付ける必要があるなど、保険金請求に必要な書類の取付けに時間を要することが想定されます。そのため、お客さまに「保険金請求に必要な書類の取付けに時間を要する場合があること」を説明し、ご理解いただいていることが前提となります。

④ 第三者受取人契約の取扱い

<親族の範囲>



○内の数字は、「本人」からみた親等を表しています。

5 質権設定契約の取扱い

【前提】

- ◎すべて「仮査定(医的面)」が必要です。
- ◎保険料ローン契約の取扱いはできません。

【事前申請時の必要書類】

事前申請は当社営業店が手続きを行います。

個人契約および個人事業主契約の場合	法人契約の場合
< 1 > 個人契約高額取扱報告書(ワープロ帳票600734) または事業主契約取扱報告書 (ワープロ帳票600735)*	< 1 > 事業主契約取扱報告書(ワープロ帳票600735)* < 2 > 決算書(直近1期分)

※個人契約高額取扱報告書および事業主契約取扱報告書は36ページ、52ページの提出基準に該当する場合に必要です。

【申込時の必要書類】

- ◎質権設定承認請求書兼質権設定契約書(ワープロ帳票650601)*¹
- ◎質権設定同意書(一括契約用)(ワープロ帳票801184)*¹*²

※1 原本が3部(本社用・質権者用・契約者用)が必要です。

※2 一括契約の場合に必要です。

⑤ 質権設定契約の取扱い

<取扱内容>

対象保険種類	終身保険・無選択型終身保険・低解約返戻金型終身保険・定期保険・通増定期保険・無解約返戻金型定期保険・低解約返戻金型定期保険・養老保険・無解約返戻金型収入保障保険・※上記以外の保険種類は原則取り扱いしません。	
保険契約者	質権設定者	
被保険者	法人契約	役員または従業員
	個人契約	契約者または契約者の法定相続人
取扱上の注意点	リビング・ニーズ特約・介護前払特約・介護一時金特約・無解約返戻金型就労不能保障特約・無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約を付加することはできません。	
死亡保険金受取人	法人契約	1. 養老保険で、福利厚生プラン(1/2損金)の場合 →被保険者の遺族(被保険者の法定相続人) 2. 上記「1.」以外の場合 →保険契約者
	個人契約	原則、被保険者の配偶者または2親等以内の親族
満期保険金受取人	保険契約者	
質権者	取扱可否については事前に当社営業店に照会してください。個人または消費者金融業者が質権者となることはできません。 1. 金融機関：金融機関コードを有する金融機関のうち、金融機関コードが0000～9499までの金融機関(各種銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、信用漁業協同組合等) ※金融機関コードが9500～9999までの金融機関の中にも、一部取扱可能な金融機関があります。該当する場合は事前照会をしてください。 2. 当社が認めたもの：オリックス・三井住友ファイナンス&リース・芙蓉総合リース・オリコプロダクトファイナンス・興銀リース等 3. その他：上記「1.」「2.」以外は原則取り扱いできません。上記に該当しない場合は、当社営業店経由で本社契約サービス部に事前申請のうえ、承認となった場合に限り取り扱います。	
質権の目的	1. 死亡保険金請求権(特約死亡保険金請求権) 2. 高度障害保険金請求権(特約高度障害保険金請求権) 3. 満期保険金請求権 4. 解除・解約・失効・死亡保険金支払免責・保険料払込免除の場合の返戻金請求権 5. 前納未経過保険料の返還金請求権 (注)上記以外の入院給付金請求権等については対象外です。	

【取扱いにあたっての留意点】

- ・無解約返戻金型就労不能保障特約・無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約の付加を希望する場合
特約保障部分を質権の目的から除外することを条件に特約を付加しての申込みを認めます。
- ・福利厚生契約に質権を設定する場合
保障部分を質権の目的から除外することを条件に申込みを認めます。

6 高齢者の取扱い

お客さま対応規程に則り、申込日における年齢が70歳以上の契約者に対する保険募集に際しては、以下＜1＞～＜3＞のいずれかの方法で募集を行い、申込内容について契約者の理解を得たうえで申込みいただきます。当社では、＜1＞親族の同席をともなった募集を推奨しています。

- ＜1＞ 親族※の同席をともなった募集(当社推奨)(ビデオ通話利用の親族同席も可)
- ＜2＞ 複数回の面談による募集
- ＜3＞ 複数の募集人による募集

＜1＞～＜3＞のいずれの方法で募集を行ったかを「高齢者募集状況報告書」(ワープロ帳票890487)に取扱者が記入し、申込書類とともに提出します。

変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)では、高齢者保護のため他の保険種類より手厚い確認ルールを設けており、高齢者募集状況報告書【変額保険用】(ワープロ帳票891898)に募集状況を記入し、提出します。

変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合の確認方法

下記＜1＞および＜2＞によって募集します。

- ＜1＞ 70歳未満の親族※の同席をともなった募集(ビデオ通話利用の親族同席も可)
- ＜2＞ 複数回の面談による募集

ただし、＜1＞の募集が困難な場合、＜2＞および＜3＞での募集も可能です。

- ＜3＞ 70歳未満の親族※への説明(ビデオ通話利用可)

※配偶者または6親等以内の成人親族

7 外国人契約の取扱い

生命保険は長期契約となるので保険金・給付金支払等の局面において後々のトラブルをさけるため種々の制限を設けています。

【取扱条件】

契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人について、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ＜1＞ 日本国内に居住し、かつ、日本国内に永住する意思が固いこと、または保険期間中、日本国内に居住すること。(観光ビザ、就学ビザの場合は取り扱いません。)
- ＜2＞ 日本語の理解(読み書き)ができ、重要事項・告知・約款の理解ができること。
- ＜3＞ 提出を求めた場合、住民票等の取付けが可能であること。
- ＜4＞ 提出を求めた場合、婚姻証明書(婚姻届受理証明書等)の取付けが可能であること。(契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人の関係が夫婦の場合)

(注)不法入国者、不法滞在者、資格外就労者、短期滞在者については取り扱いません。

【申込手続きにあたっての留意点】

- ＜1＞ 申込書への署名および記名(受取人等)は、原則、「在留カード」等の公的書類の氏名欄に記載された「本名」を使用してください。

ただし、当社既契約がある場合は、前回申込時と書体、フリガナを統一するようにしてください。

(注)通称名の使用は「運転免許証」「住民票」等の公的書類で通称名の登録があることが確認できる場合に限り取り扱います。

- ＜2＞ 被保険者が外国人の場合、保険金受取人に「被保険者の法定相続人」を指定することはできません。
- ＜3＞ 被保険者(こども保険の契約者を含みます。)もしくは指定代理請求人が外国籍の場合の取扱いは186ページを参照してください。

8 海外渡航予定者・海外在住者(海外駐在員を含む)の取扱い

海外における医療事情等が国内とは異なるため種々の制約を設けています。

1 海外渡航予定者の取扱い

下記のいずれかひとつでも該当する場合は取り扱いません。

- ◎渡航目的が日本国外への永住である者
 - ◎登山・探検・観測などの目的で渡航する者
 - ◎社会不穏地域※およびこれに準ずる地域へ渡航する者
 - ◎渡航中の日本国内における代理人を指定できない者
 - ◎申込みから第1回保険料の払込みが完了する前または契約が成立する前に渡航する者
- ※社会不穏地域とは、戦乱・暴動等、社会事情が特に悪い地域をいいます。

2 海外在住者(海外駐在員を含む)の取扱い

現在海外に在住する者(海外駐在員を含みます。)は、一時帰国時の申込手続きを含め取り扱いません。

9 妊婦の取扱い

【医療保険(MI-01)の取扱いにあたっての注意点】

◎医療保険(MI-01)を取り扱う場合は、必ず、異常妊娠・異常分娩(帝王切開を含みます。)の特定部位・指定疾病不担保法を適用しての引受けとなります。

以下の適用条件に合致する場合に限り、事前の仮査定を受けることなく申込みと同時に「特別条件承諾書[医療用保険(MI-01)]」(印刷物番号830042)を取り付けることが可能です。

また、同時に付加する特約・特則についても特定部位・指定疾病不担保法が適用されます。詳細は、75ページを参照してください。

<適用条件>

◎「正常な妊娠」の他には傷病名(異常妊娠を含みます。)などの告知がなく、体格も引受可能範囲内であること。

◎当社歴、給付金請求歴がないこと。※

※当社歴、給付金請求歴により不担保条件が異なる場合があるため。

(注)上記適用条件を満たしていても、当社の定める基準によりお引受けできない場合があります。

契約者・被保険者には引受条件が確定しているとの誤認を生じさせないよう十分な説明を行ってください。

なお、体格の目安については「引受のめやす」(印刷物番号802188)を参照してください。

<特定部位・指定疾病不担保法の適用方法>

No.38「異常妊娠・異常分娩(帝王切開を含みます。)」について1年間不担保とします。

10 障がい者の取扱い(障がい者への合理的配慮)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がいのある方に対して、その障がいの内容に応じた合理的な配慮を行ってください。障がいのある方とは、「身体障害者手帳」を持っている方に限りません。

1 身体障がい者の取扱い

事前に仮査定を推奨しています。

(注)医務査定上必要な障がいの程度・内容を把握するため、追加で医的書類の提出を求める場合があります。スムーズな申込手続きのために事前に本社新契約部に照会してください。

2 自署不能な場合の取扱い

身体障がいにより自署不能な場合の取扱いは以下のとおりとします。

1 取扱条件

契約者または被保険者が「身体障がい」による自署不能な場合に限り、代筆による申込みを取り扱います。

(契約者または被保険者の親権者が「身体障がい」により自署不能な場合も同様です。)

【代筆可能な身体障がいの定義】

視覚障がい・上肢の障がい等により自署が不能な場合

(注)知的障がい、認知症等を理由とする代筆は一切認めません。

加齢による身体障がいの場合、認知症等により判断力が低下している状態でないことを確認してください。

2 取扱要領

<1>代筆者同席のもと、被代筆者(契約者、被保険者および親権者がいる場合は親権者)に面接のうえ意思確認を行います。

<2>代筆者、被代筆者の本人確認を実施します。

(注)被代筆者の本人確認は原則身体障害者手帳を用いて行ってください。

<3>障がいの内容が視覚障がいの場合、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「申込書」「告知サポート資料」等の重要事項を取扱者が読み上げ、不明点がないことを確認します。

<4>「申込書類代筆に関する念書」(ワープロ帳票801754)を代筆者に記入いただきます。

(注1)取扱条件、代筆者の範囲を満たしているか取扱者、当社営業店相互で十分に確認し、代筆理由(身体障がいの種類)を「申込書類代筆に関する念書」の「代筆理由」欄にもれなく記入してください。

(注2)医師扱の場合、代筆者も診査に同席し告知内容を確認のうえ診査報状告知書の自署欄を代筆します。また「親権者・後見人」欄に代筆者が自署します。

<5>通常の手続きと同様に個人情報の取扱いに配慮し、告知の際などセンシティブな情報を知られたくない場合には、代筆者・代読者以外は離席をするなどの対応をします。

3 必要書類

<1>申込書類一式

<2>「申込書類代筆に関する念書」

(注1)本社新契約部が査定上必要と判断した場合、身体障害者手帳の写しを求める場合があります。

(注2)仮査定の場合、「申込書類代筆に関する念書」は申込書類一式とともに送付します。

(仮査定依頼時点での送付は不要です。)

10 障がい者の取扱い(障がい者への合理的配慮)

4 代筆者の範囲

被代筆者の配偶者または成人親族

(注)上記の代筆者がいない等の事情がある場合、ホームヘルパー、施設職員、民生委員等または当社社員(ライフカウンセラー社員を除く)による代筆も可能です。(当社社員による代筆時は、被代筆者および当該契約の募集人の同席が必要です。被代筆者と当社社員のみでの申込手続きはできません。)

5 注意点

この取扱いはあくまで新契約時にのみ適用するものであり、保全や保険金請求手続きの際には異なった対応が必要となりますので注意してください。

6 「ご契約内容のお知らせ」点字翻訳サービス

視覚障がいのあるお客さま(契約者)向けに、「ご契約内容のお知らせ」の点字翻訳サービスを行っています。お客さまからご要望があった場合は、当社営業店にお問い合わせください。

3 知的障がいのある人の取扱い

1 取扱条件

契約者または被保険者に知的障がいがある場合、意思能力^{注1}および行為能力^{注2}の有無を確認します。意思能力および行為能力がない場合は取扱できないため注意してください。

(注1)法律行為をした結果がどうなるかを認識できるだけの能力。

(注2)ものごとの道理がある程度理解できて、普通に契約できる程度の能力。

2 意思能力・行為能力の確認ポイント

- (ア)外観(服装や髪)は乱れていないか。
- (イ)商談中に飽きて席を立ったり、別のことを始めたりすることはないか。
- (ウ)こちらの問いかけに対して主旨を理解して返答しているか。
- (エ)質問してくる内容はポイントを押えているか。
- (オ)会話は成り立っているか。
- (カ)保障内容の説明・設計書の内容を理解しているか。
- (キ)重要事項・約款の内容を理解できているか。
- (ク)告知書の質問内容を理解しているか。
- (ケ)被保険者の場合、自身の健康状態を把握しているか。
- (コ)被保険者の場合、正しい告知ができているか。

11 未成年者の取扱い

保険業法施行規則(第53条の7第2項)および保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅱ-4-4-2-2-(9))により、15歳未満の未成年者を被保険者とする契約については、以下の制限を適用します。

【取扱制限】

契約年齢が15歳未満となる被保険者は、当社および他社契約を通算して1,000万円*超の場合は取り扱いません。

*当社および他社契約の普通死亡保険金額(一時払の契約を除きます。)に加え、災害や不慮の事故等により支払われる各種保険金額(災害死亡特約、共済契約、傷害保険等によるものを含みます。)を含みます。なお、旧日本興亜生命で募集したこども保険は「基準祝金額×2」を通算します。積立型終身保険A型は基本保険金額で通算します。

(注)契約年齢が1歳～5歳で終身保険または低解約返戻金型終身保険に加入する場合には「主契約のみ」の取扱いとなり、特約は付加できません。

12 債務契約の取扱い

取り扱いません。

【債務契約とは】

債務契約とは以下の契約のことをいいます。

- ◎受取人が債権者となる契約
- ◎債権債務関係を直接の加入目的とした契約

13 入墨のある方の取扱い

下記のいずれかひとつでも該当する場合は取り扱いません。

◎勤務先・職業等、過去含め反社会的勢力との関与が疑われるケース

◎「小指欠損」「刀傷」などの身体的な特徴がある等反社会的勢力との関与が疑われるケース

※僅かでも不安がある場合は、ただちに募集を中止してください。

【入墨とは】

入墨にはファッションタトゥーなども含みます。

14 他社生保職員契約の取扱い

契約者または被保険者が他社生保職員である契約は取扱いません。

ただし、既契約からの変換、定期後加入については取扱い可とします。

【他社生保職員とは】

- ◎一般社団法人生命保険協会加盟各社に勤務している者
- ◎全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)に勤務し、かつ共済の取扱いを行う者
- ◎全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)および単位農協(JA〇〇等)に勤務し、かつ共済の取扱いを行う者
- ◎日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)に勤務し、かつ共済の取扱いを行う者

IV. 事業保険の取扱い

1 事業保険の概要

1 事業保険とは

(1) 概要

「事業保険」とは法人(個人事業主を含みます。)が契約者となり、「代表者・役員」または「従業員」を被保険者とし、法人(個人事業主を含みます。)が保険金受取人となる契約形態をいいます。

(注1) 個人事業主が契約者であっても、個人事業主本人を被保険者とする場合は、事業保険ではなく個人契約として取り扱います。ただし、総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険は除きます。

(注2) 「従業員」とは以下の者をさします。

雇用形態	「従業員」とみなす条件
正社員	試用期間中を除く
契約社員、パート、アルバイト	社会保険等の対象である場合に限る
派遣社員	派遣元が契約者である場合に限る

(2) 受取人等の関係性

契約者	死亡保障	死亡保険金受取人	左記以外の受取人 (入院給付金等の受取人)
法人	あり	契約者	契約者
		被保険者の遺族等	被保険者
	なし	—	契約者
個人事業主	あり	契約者	被保険者
		被保険者の遺族等	
	なし	—	

2 法令等に基づく取扱制限

事業保険契約については、保険法や保険会社向けの総合的な監督指針等にもとづき、以下の点が確認できない場合には取扱いができませんので、注意してください。

- ➡ ◎被保険者が同意していることが確認できること(保険法第38条)
- ➡ ◎従業員を被保険者とする契約の場合は、以下のいずれかの加入目的であること
 - ① 遺族および従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則により定められた弔慰金・死亡退職金等の支払財源確保
 - ② 従業員等の死亡にともない企業が負担する代替雇用者採用・育成費用(監督指針Ⅱ-4-2-4)
- ➡ ◎保険金額等の設定が妥当であること(監督指針Ⅱ-4-4-2-2-(9))

1 事業保険の概要

3 取扱時の注意点

- ◎死亡保険金受取人等が法人(個人事業主を含みます。)となる場合は、モラルリスクを誘発する危険性や保険金・給付金等の支払時に事業主と従業員(またはその遺族等)間でのトラブルの原因となる可能性があるため、取扱いは特に注意を要します。
- ◎リビング・ニーズ特約、介護前払特約は付加できません。
- ◎従業員またはその遺族等が受取人となる契約形態の場合も、手続き等は事業保険に準じます。
- ◎死亡保険金受取人等が法人となる場合は、以下の約款条項にもとづいて原則、**『高度障害保険金等の受取人＝法人』**および**『入院給付金等の受取人＝法人』**となります。
なお、被保険者を高度障害保険金受取人、入院給付金受取人等に指定する希望がある場合は、事前に当社営業店にお問い合わせください。

【参考】

<定期保険約款抜粋>

保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害保険金の受取人とします。

<医療保険(MI-01)約款抜粋>

保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を疾病入院給付金、災害入院給付金および手術給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を疾病入院給付金、災害入院給付金および手術給付金の受取人とします。

※事業保険の必要書類は、「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

2 事業保険取扱上の注意点

1 適正な保険金額と付保内容の設定

保険契約はその性格上、被保険者各々の保険金額の設定についてはモラルリスクの混入がないように一定の基準に照らして妥当であることが求められます。

特に、法人(個人事業主を含みます。)がその役員・従業員を被保険者とする保険契約は、広い意味の「第三者契約」(法人が受取人の場合は、「第三者受取人契約」)にあたるので、保険金額の設定には慎重な配慮が必要です。

代表者・役員	【収入基準】当該被保険者の全社当該法人契約通算現在保険金額が3,000万円以下、または年収の30倍(契約年齢が50歳以上の場合には25倍)以下であること^{※2} (注)上記にかかわらず「保険金額設定根拠」が妥当な場合は取り扱います。^{※3} 「事業主契約取扱報告書」(ワープロ帳票600735)で個別に保険金額設定根拠の説明を求めます。詳細は下記2. を参照してください。
家族従業員 ^{※1} 代表者の2親等以内の親族である従業員	【収入基準】当該被保険者の全社当該法人契約通算現在保険金額が3,000万円以下、または年収の15倍以下であること (代表者の2親等以内の親族である従業員の場合は、その旨を取扱者の報告書に記載します。) (注)上記にかかわらず「保険金額設定根拠」が妥当な場合は取り扱います。^{※3} 「事業主契約取扱報告書」(ワープロ帳票600735)で個別に保険金額設定根拠の説明を求めます。詳細は下記2. を参照してください。
従業員	当該被保険者の全社当該法人契約通算現在保険金額が3,000万円以下であること。^{※4} ただし、通増定期保険の場合、現在保険金額ではなく期間最高Sを使用します。

※1 個人事業主契約を除きます。

※2 個人事業主契約で代表者本人が被保険者となる場合、事業所得以外に他の所得がある場合でも収入基準は事業所得のみで判断します。なお、当該契約形態にて取扱可能な保険種類は、総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保険のみです。

※3 総合生活障害保険金額が収入基準超過の場合は、事業主契約取扱報告書で説明は求めません。減額・もしくはキャンセルとなります。

※4 死亡保険金、災害死亡保険金、総合生活障害保険金は別々に通算し、各3,000万円となります。

《全社当該法人契約通算現在保険金額とは》

当該被保険者が当社を含めた生命保険会社全社で付保されている契約の通算時の保険金額合計をいいます。

- ・同一契約者で加入している契約をすべて通算します。
- ・契約者が別となる契約の保険金額は除きます。
- ・第3分野の保険金額を除きます。
- ・無解約返戻金型収入保障保険等は通算時の年金現価保険金額を算入します。

2 事業主契約取扱報告書が必要な場合

保険金額・収入基準等により、当社営業店による「事業主契約取扱報告書」(ワープロ帳票600735)の作成が必要な場合があります。

② 事業保険取扱上の注意点



【事業主契約取扱報告書作成にあたってのヒアリングポイント】

- ◎契約者について
企業概要(会社名、代表者名、事業内容、設立年月、決算月、資本金、年商、構成員数、経常利益等)、既契約情報(全役員の付保状況)
- ◎被保険者について
役職・地位、勤務内容、勤続年数
- ◎保険金額算出根拠(年収等、死亡退職金・弔慰金目的、企業防衛目的等)

3 保険の加入目的と保険金額の考え方

【役職員別の保険加入目的と付保対象者】

役職別	加入目的	・退職金(生存・死亡)弔慰金等 ・代替雇用者採用・育成費用	・会社存続(事業保障資金) ・会社清算(事業清算資金)
代表者		○	○
代表者を除く役員		○	△※
家族従業員		○	—
従業員		○	—

※本来代表者のみを対象としますが、合理的な理由がある場合に限り50%を限度として算入することができます。

1 退職金・弔慰金等準備

多くの場合、法人はその役員・従業員の「退職金(生存・死亡)」「弔慰金」等の支給内容について「社内規程」を定めています。特に従業員の「社内規程」について定めがある場合には「相対的必要記載事項」として就業規則に記載するとともに労働基準監督署長への届出が必要です。退職金・弔慰金等準備を付保目的とする場合は、こうした社内規程の趣旨に沿った契約であることが求められます。

なお、福利厚生財源確保の観点から、付保金額が社会通念上過大と考えられる場合は、付保金額を制限する場合がありますので、注意してください。

【役員退職金の目安】

社内規程は主に税務面から以下の基準で設定される場合が多く、一般的に以下の基準の範囲内であれば妥当とされます。

被保険者	設定基準
役員	[退職金] 最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率 [弔慰金] 死亡時報酬月額×36か月(業務上の場合) ※業務外の場合は6か月

2 会社存続のための事業保障資金準備

法人役員の死亡時には円滑な事業の継続のために下記の資金を確保しておく必要があります。

◎「短期純債務」および「固定費」を全額保険でカバーする場合、保険金額は算出した金額を「1－実効税率」で割り戻したものになります。

② 事業保険取扱上の注意点

事業保障資金	短期純債務	短期間(通常2～3か月)で支払・決済が必要となる債務(万一、売上げがゼロになっても確実に履行を迫られるもの) 支払手形 + 買掛金 + 未払金 + 短期借入金 ただし、逆に売上げがゼロでも入金となる 受取手形 + 売掛金 を控除します。 (これらの金額は「決算書」で確認可能です。)
	固定費	売上げがゼロでも一定額発生する費用 人件費 光熱費 地代 等 企業規模にもよりますが、通常上記合計金額の6か月分が準備金として必要とされます。 (これらの金額は「決算書」で確認可能です。)

③ 会社清算のための事業清算資金準備

いわゆる「オーナー経営者」が死亡し、かつ後継者がいない場合、会社の清算を前提とした資金準備をする必要があります。この資金準備として保険金額を設定することが考えられます。保険金額は算出した金額を「1－実効税率」で割り戻したものになります。

$$\begin{aligned}
 \text{事業清算資金} &= (\text{流動負債時価} + \text{固定負債}) \\
 &\quad - (\text{流動資産時価} + \text{固定資産時価}) \\
 &\quad + \text{役員・従業員に対する退職金}
 \end{aligned}$$

4 企業の実在性、事業の実態確認など

- ◎契約者となる企業等の実在性、事業の実態が確認できる場合に限り取り扱います。
- ◎企業情報は当社当該法人契約通算現在保険金額が1億円超から取得します。(総合生活障害保険金額の場合、1億円超でも企業情報は取得しません)
- ◎財務状態の確認が必要なケースにおいては決算書・確定申告書の提出を求めます。原則として直近1期分としますが、財務状態等により2期分以上を、またケースにより複数の資料を求める場合があります。
- ◎会社の業績、財務状態に問題がある場合(債務超過など)は取扱いできません。

当該被保険者の当社当該法人契約 通算現在保険金額	企業情報評点29点以下の場合	設立して間もない企業 (設立後1年未満)
3億円超	◎次のいずれかの写し ・決算書直近1期分(貸借対照表・損益計算書) ・事業計画書(金融機関に提出しているもの等)	◎会社案内、登記簿謄本および次のいずれかの写し ・決算書(短期で決算を行っている場合) ・個人事業主時の確定申告書 ・事業計画書(金融機関に提出しているもの等) ・月次残高試算表
3億円以下 ※ただし、1億円以下かつ収入基準以内の場合は、提出不要		◎次のいずれかの写し ・決算書(短期で決算を行っている場合) ・個人事業主時の確定申告書 ・事業計画書(金融機関に提出しているもの等) ・月次残高試算表

② 事業保険取扱上の注意点

《当社当該法人契約通算現在保険金額とは》

当該被保険者が当社で付保されている契約の通算時の保険金額合計をいいます。

- ・ 同一契約者で加入している契約をすべて通算します。
- ・ 契約者が別となる契約の保険金額は除きます。
- ・ 第3分野の保険金額を除きます。
- ・ 無解約返戻金型収入保障保険等は通算時の年金現価保険金額を算入します。

5 被保険者への重要事項説明と加入同意確認

個別契約の場合、取扱者は必ず代表者・役員・従業員である被保険者に面接を行い、重要事項の説明を行います。また、一括契約の場合は、「被保険者同意書兼生命保険の付保目的に関する確認書への自署について(以下、「説明書」といいます。)(印刷物番号801482)を必ず配布し、最低でも書面説明を行う必要があります。

【一括契約における被保険者への重要事項説明方法】

以下のいずれかの方法で説明しますが、いずれの場合も、取扱者の連絡先を案内し、被保険者から不明点等の問い合わせがあった場合は必ず個別説明を行う必要があります。

- < 1 > 取扱者が被保険者全員に対面のうえ説明する方法
- < 2 > 取扱者が朝礼・会議等で被保険者全員に説明する方法
- < 3 > 「説明書」配布により書面で説明する方法

(注) < 1 >、< 2 >の場合でも、「説明書」は各被保険者に配布します。

重要事項を説明し、被保険者の了知を確認したうえで、下表の書類に自署いただきます。

個別契約	「申込書の被保険者欄」および「生命保険契約付保に関する同意書」(印刷物番号801626) (注)ただし、被保険者が代表者・役員または受取人が被保険者遺族の場合は、「生命保険契約付保に関する同意書」は省略可能です。(被保険者が従業員や家族従業員かつ受取人が法人の場合、必ず取付が必要です。)
一括契約	「被保険者同意書兼生命保険の付保目的に関する確認書」

6 その他注意点

◎一部の役員のみでの申込みとなる場合、その理由、付保基準、その他の役員・従業員の生命保険契約付保状況および今後の申込予定を「取扱者の報告書」または「事業主契約取扱報告書」で報告します。

◎契約形態を問わず法人契約の場合、「法人向け保険商品のご留意事項及び税務取扱に関する確認書」の取付けを必須とします。

(注)追加契約の場合も、取付けを必須とします。

③一括契約の取扱い

1 一括契約の取扱い

契約者＝法人(個人事業主を含みます。)、被保険者＝役員・従業員の場合に一定の条件を満たせば、複数の被保険者に対して1枚の申込書で申込手続きをすることができます。この場合、申込書1枚に対して、保険証券が1枚発行されます。

この申込方式を「一括契約」といい、保険証券を「一括証券」といいます。

2 一括契約の取扱条件

	取扱条件
被保険者数	原則2名以上 ただし、一括契約既契約がある法人(個人事業主を含みます。)の追加加入の場合は1名以上
告知方法	被保険者の個別告知
選択区分	選択区分は統一しなくても可 ※同一契約日とする必要があるため、告知書扱と医師扱等を併用する場合は、特に注意が必要です。
払込方法・経路	銀行振込扱を除く年払・半年払および団体(特別団体・集団を含みます。以下同様。)月払・口振月払 (注1)一申込書ごとに同一契約日とする必要があるため、団体・口振月払の場合は、特に注意が必要です。詳細は、以下の「その他注意点」を参照してください。 (注2)一時払および前納は取扱いできません。
死亡保険金受取人	1名のみ指定可能 (契約者または被保険者の遺族) ※外国人の場合、日本国内の法律で特定することができないため「被保険者の法定相続人」を指定することはできません。
満期保険金受取人	契約者
取扱保険種類	主契約取扱規定を参照してください。
付加できる特約・特則および保険金額	個別契約規定に準じます。ただし、一部付加できない特約があります。 (注)「責任開始期に関する特約」は付加できません。
その他注意点	◎一申込書ごとに同一契約日とする必要があります。 払込経路が団体・口振月払の場合、責任開始日の翌日から責任開始日の属する月の翌月1日の間に誕生日を迎える被保険者は、その他被保険者と別に申込書類の取付けが必要です。 ◎申込書面に記載される以下の項目が、同一であることを要します。 項目や特約・特則のパターンが異なる場合は、別々に申込書類を取付けます。 【統一すべき項目】 保険種類・保険期間・低解約返戻金期間・後期期間・払込期間・払込方法・遡増率・遡増限度・特定疾病保険金支払割合・特約・特則(付加の統一)等 (注)満了年齢が100歳となる定期保険・低解約返戻金型定期保険は「年満了」であるため、契約年齢により保険期間が異なります。契約年齢・低解約返戻金期間が異なる被保険者を一括契約として取扱うことはできません。 ◎取扱可能な特約の保険期間・払込期間のパターンは限定されます。 ・主契約＝終身保険・低解約返戻金型終身保険 ・・・・基本取扱いかつ特約の最長保険期間の設定のみ ・主契約≠終身保険・低解約返戻金型終身保険・・・・基本取扱いのみ ◎終身がん保険(C2)(がん治療給付型)および終身がん保険(C3)(がん診断給付型)については、申込書受領前にすべての被保険者の告知書受領が必要です。

V. 保険料払込に関する規定

1 保険料払込経路の種類

保険料の払込経路には以下の種類があります。

払込経路	内 容	払込方法
口座振替扱	契約者が指定する金融機関の口座から保険料を振り替える方法	月払・半年払・年払
団体扱	契約者が所属している官公庁(署)・会社・工場等の団体を通じて保険料を払い込む方法	月払・半年払・年払
特別団体扱	契約者が所属している組合・連合会・同業団体等の団体を通じて保険料を払い込む方法	月払・半年払・年払
集団扱	契約者が所属している官公庁(署)・会社・工場・組合・連合会・同業団体等の集団を通じて保険料を払い込む方法	月払・半年払・年払
クレジットカード払	契約者が指定するクレジットカードにより保険料を払い込む方法	月払・半年払・年払
郵便振込扱※	契約者が、ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアから当社口座に直接保険料を払い込む方法	半年払・年払
銀行振込扱※	契約者が金融機関から当社口座に直接保険料を払い込む方法	半年払・年払

※詳細は、「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

2 口座振替扱

「口座振替」※¹とは、契約者が指定する金融機関の口座から保険料を振り替える方法です。※²

原則、口座振替扱は「責任開始期に関する特約」が強制付加されます。※³

契約者から口座振替依頼書を取り付けて口座振替の登録を行う方法と、契約者または口座名義人がスマートフォンまたは取扱者の端末から直接口座振替の登録を行う方法(ネット口座振替受付サービス)があります。

※¹ 当社と提携している金融機関の口座を指定していただく必要があります。

口座振替登録方法や収納代行会社により提携金融機関が異なりますので、不明な場合は、当社営業店にお問い合わせください。

※² 口座振替のスケジュールなど、事務の詳細は「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

※³ 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)および終身がん保険(C3)(がん診断給付型)を除きます。

1 口座振替依頼書による口座振替登録

契約者から口座振替依頼書を取付けのうえ口座振替の登録を行います。

新契約時に取扱可能な収納代行会社は以下のとおりです。

収納代行会社名	振替日
CSS	27日※
三菱UFJニコス	
アプラス	

※金融機関が休業日の場合、振替日は翌営業日となります。

2 スマートフォンまたは取扱者の端末による口座振替登録(ネット口座振替受付サービス)

代理店システムで出力される「ネット口座振替登録シート」に印字されているQRコード®をご利用者自身のスマートフォンで読み取り、ネット口座振替登録サイトに接続のうえ、ご利用者が直接口座振替の登録を行います。

ペーパーレス申込みの場合、手続き画面上に表示されたQRコード®を読み取る方法または、取扱者の端末から登録サイトに遷移する方法でも登録手続きが可能です。

1 取扱条件

◎代理店システム作成申込書またはひまわりモバイルNavilによる申込みのみ取り扱いいます。

◎個人契約のみ取り扱いいます。(契約者が法人・個人事業主の場合は取扱いできません。)

2 収納代行会社

新契約時に取扱可能な収納代行会社は以下のとおりです。

収納代行会社名	振替日
CSS	27日※
アプラス	

※金融機関が休業日の場合、振替日は翌営業日となります。

3 留意点

ネット口座振替受付サービスが利用可能な金融機関については、当社営業店にお問い合わせください。

3 団体扱

1 団体扱契約の取扱基準と適格性

新規の団体扱を適用する場合は、当社営業店を通じて本社契約サービス部へ事前申請が必要となります。
以下の条件に該当する場合は原則、「責任開始期に関する特約」が付加されます。

- ・ 個人契約
- ・ 払込方法が月払
- ・ 解約新契約等の保全手続きを伴わない

※保険種類ごとの取扱可否は【第2章 商品編】「I. 主契約取扱規定」を確認してください。

種類	団体扱					
	A料率扱			B料率扱		
	個別団体	事業団体	個別ならびに 事業の混合団体	個別団体	事業団体	個別ならびに 事業の混合団体
対象団体	官公庁(署)・会社・工場等の団体					
対象団体の要件	◎団体において、事務担当者の責任により保険料の一括収納事務および保険契約に関わる諸管理事務を取り扱うことができること。 ◎団体代表者と団体取扱契約を締結できること。					
契約者の要件	団体に所属し、その団体から毎月給与・役員報酬の支払いを受ける者 ・ <u>個人</u>	団体(団体代表者) ・ <u>法人</u> ・ <u>個人事業主</u>	個別団体・事業団体の契約者 ・ <u>個人</u> ・ <u>法人</u> ・ <u>個人事業主</u>	団体に所属し、その団体から毎月給与・役員報酬の支払いを受ける者 ・ <u>個人</u>	団体(団体代表者) ・ <u>法人</u> ・ <u>個人事業主</u>	個別団体・事業団体の契約者 ・ <u>個人</u> ・ <u>法人</u> ・ <u>個人事業主</u>
規定人員	個別保険の契約者が名寄せして20名以上あること。	事業保険の被保険者が名寄せして20名以上あること。	個別保険の契約者と事業保険の被保険者を名寄せして20名以上あること。	個別保険の契約者が名寄せして10名以上あること。	事業保険の被保険者が名寄せして10名以上あること。	個別保険の契約者と事業保険の被保険者を名寄せして10名以上あること。
団体事務費	保険料の3%					
団体の維持基準	20名未満のまま6か月を経過したときは、A料率扱を取りやめ、B料率扱とします。			月払団体については10名未満のまま3か月を経過したとき、また、年払団体、半年払団体については10名未満のまま6か月を経過したときは団体扱を取りやめます。		

③ 団体扱

種類	団体扱(特例)
	A料率扱
	個別団体
対象団体	医師会・歯科医師会の団体 医師協同組合
対象団体の要件	◎医師会において社会保険診療報酬支払基金事務所が支払う診療報酬を保険料の支払源として各医師の預金口座を通し保険料の引き取りならびに一括払込、精算、異動、諸通知等を行うことができること。 ◎団体代表者と団体取扱契約を締結できること。
契約者の要件	団体に所属の医師または歯科医師
規定人員	個別保険の契約者が名寄せして20名以上あること。
団体事務費	保険料の3%
団体の維持基準	20名未満のまま6か月を経過したときは、A料率扱を取りやめ、B料率扱とします。

医師会・歯科医師会の取扱いについて

契約者を医療法人とする契約を、医師会・歯科医師会を団体とする団体扱で取り扱うことは原則できません。

(注)団体の会則等で医療法人も会員となる場合は取り扱います。

4 特別団体扱

1 特別団体扱契約の取扱基準と適格性

新規の特別団体扱を適用する場合は、当社営業店を通じて本社契約サービス部へ事前申請が必要となります。

以下の条件に該当する場合は原則、「責任開始期に関する特約」が付加されます。

- ・ 個人契約
- ・ 払込方法が月払
- ・ 解約新契約等の保全手続きを伴わない

※保険種類ごとの取扱可否は【第2章 商品編】「I. 主契約取扱規定」を確認してください。

種類	特別団体扱
	B料率扱
	個別保険団体
対象団体	◎組合・連合会・同業団体等の団体 ◎給与支給関係のない団体
対象団体の要件	◎保険加入を主たる目的として設立された団体ではないこと。 ◎加入資格等を明確に規定した会則等に基づき、所属員の異動状況が常時明確に把握されていること。 ◎事務担当の責任者により保険料の一括収納事務および保険契約に関わる諸管理事務を取り扱うことができること。 ◎団体代表者と特別団体扱の協定が締結できること。 ◎職域・地域・同業団体等加入資格が特定されており、不特定多数の者が加入可能な団体でないこと(必要に応じて会員名簿の有無を確認することができること)。 ◎特定地域に居住するだけで団体加入条件を充足する団体等、結合の態様が極めて緩やかな団体でないこと。
契約者の要件	団体の所属員で団体との間で組合費・会費・販売代金等の金銭授受関係がある者(所属員が会社・商店等である場合の役職員を含む)。
規定人員	個別保険の契約者が名寄せして10名以上あること。
団体事務費	保険料の3%
団体の維持基準	月払団体については10名未満のまま3か月を経過したとき、また、年払団体、半年払団体については10名未満のまま6か月を経過したときは特別団体扱を取りやめます。

医師会・歯科医師会の取扱いについて

契約者を医療法人とする契約を、医師会・歯科医師会を団体とする特別団体扱で取り扱うことは原則できません。

(注)団体の会則等で医療法人も会員となる場合は取り扱います。

5 集団扱

1 集団扱契約の取扱基準と適格性

新規の集団扱を適用する場合は、当社営業店を通じて本社契約サービス部へ事前申請が必要となります。
以下の条件に該当する場合は原則、「責任開始期に関する特約」が付加されます。

- ・ 個人契約
- ・ 払込方法が月払
- ・ 解約新契約等の保全手続きを伴わない

※保険種類ごとの取扱可否は【第2章 商品編】「I. 主契約取扱規定」を確認してください。

集団扱	
対象団体(集団)	官公庁(署)・会社・組合・工場・連合会・同業団体等の集団(給与の支払関係は問いません。)
対象団体(集団)の要件	◎保険加入を主たる目的として設立された集団ではないこと。 ◎加入資格等を明確に規定した会則等に基づき、所属員の異動状況が常時明確に把握されていること。 ◎事務担当の責任者により保険料の一括収納事務および保険契約に関わる諸管理事務を取り扱うことができること。 ◎集団代表者と集団扱の協定が締結できること。 ◎職域・地域・同業団体等加入資格が特定されており、不特定多数の者が加入可能な集団でないこと(必要に応じて会員名簿の有無を確認することができること)。 ◎特定地域に居住するだけで集団加入条件を充足する集団等、結合の態様が極めて緩やかな集団でないこと。
契約者・被保険者	契約者＝集団の所属員で集団との間で組合費・会費・販売代金等の金銭授受関係がある者(所属員が会社・商店等である場合は役職員を含む)。 被保険者＝集団の所属員またはその所属員と生計を一にする親族。
最低必要人数と適用料率	契約者10名以上：B料率適用 契約者20名以上：A料率適用
保険期間・払込期間	同一集団内で保険期間・払込期間混在の取扱可(年満了・歳満了の混在も取扱可) 【例】 保険期間10年(全期払)と保険期間80歳満了(全期払)の混在⇒取扱可 がん保険(O1)、医療保険(MI-O1)の終身型については取扱可
保険料払込	集団内で同一の払込方法(月払・半年払・年払のいずれか)を選択していること。
取扱保険種類	主契約取扱規定を参照ください。
団体(集団)事務費	保険料の3%
団体(集団)の維持基準	◎20名未満のまま6か月を経過したときは、A料率扱を取りやめ、B料率扱とします。 ◎月払集団については10名未満のまま3か月を経過したとき、また、年払集団・半年払集団については10名未満のまま6か月を経過したときは集団扱を取りやめます。

医師会・歯科医師会の取扱いについて

契約者を医療法人とする契約を、医師会・歯科医師会を団体とする集団扱で取り扱うことは原則できません。

(注)団体の会則等で医療法人も会員となる場合は取り扱います。

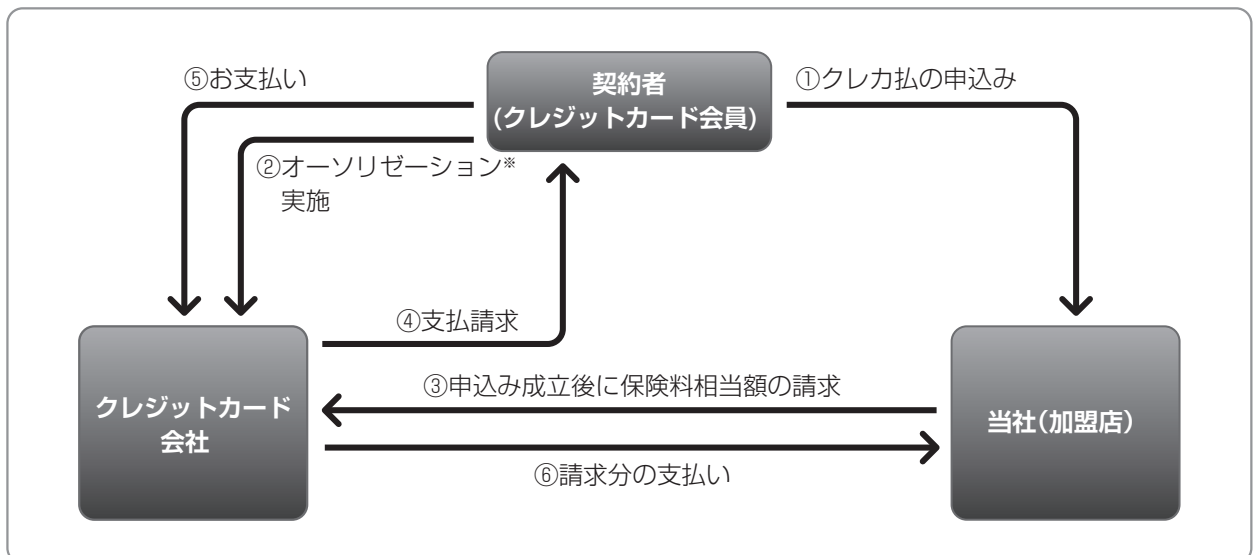
6 クレジットカード払

1 クレジットカード払の基本的な仕組み

クレジットカード払(以下、「クレカ払」といいます。)は、契約者(クレジットカード会員)が指定および登録したクレジットカードで保険料を支払うことができる仕組みです。

契約者	クレジットカードの会員。 保険料をクレジットカードで支払うことができます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社。 契約者(クレジットカード会員)に代わって保険料相当額を当社に支払います。 一方、契約者からは、後日、保険料相当額の支払いを受けます。
当社	クレジットカード会社の加盟店。 契約者(クレジットカード会員)が指定したクレジットカード会社から保険料相当額の支払いを受けます。

<関係図>



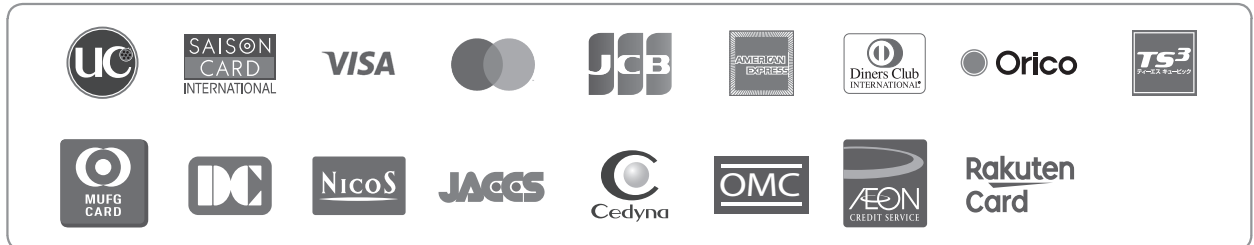
*オーソリゼーションとは、クレジットカードの有効性や利用限度額などを確認し、クレジットカード会社から承認を得ることをいいます。

2 取扱条件

- ◎契約者本人名義のクレジットカードのみ取り扱いします。
- ◎契約者が法人(個人事業主を含みます。)の場合は取り扱いできません。
- ◎長期傷害保険・がん保険(O1)を除く全保険種類
- ◎1 契約あたりの保険料が10万円※1※2※3以下
 - ※1 終身がん保険(C2)および(C3)の年・半年払の契約の場合、2回目以降の保険料で判断します。
 - ※2 本社新契約部の指示(特別保険料領収法の適用、健康体料率特約の削除および適用保険料率の変更等)により10万円を超過した場合を除きます。
 - ※3 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)の場合、月払20万円、半年払60万円、年払120万円まで取扱可能です。
 - ※4 変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、月払20万円まで取扱可能です。
- ◎払込方法は、月払・半年払・年払のいずれかとします。(一時払の取扱いはできません。)
- ◎クレジットカードの支払回数は「1回払」のみ取り扱いします。リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等は取り扱いできません。
- ◎対象となる保険料は初回保険料と2回目以降保険料です。(初回保険料のみの取扱いはできません。)
- ◎保険料率は払込方法が半年払または年払の場合は普通料率、月払の場合は口座振替料率と同じです。
- ◎保険料クレジットカード払特約を適用します。

6 クレジットカード払

3 利用可能なクレジットカード



※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードは利用できません。
 ※有効期限が翌月以降のクレジットカードをご登録ください。

4 クレジットカード利用方法

以下の<1><2>いずれかの方法でオーソリゼーションを実施しクレジットカード情報を登録します。

<1>代理店システムで出力される「クレジットカード登録シート」に表示されているQRコード®を契約者自身のスマートフォンで読み取り、クレジットカード登録サイトに接続のうえ、契約者が直接クレジットカード情報を登録します。

ペーパーレス申込みの場合、手続き画面上に表示されたQRコード®を読み取る方法または、クレジットカード登録サイトのURLをメールで受領する方法でも登録手続きが可能です。

※クレジットカード登録サイトの入力画面、操作方法の詳細は、「クレジットカード登録サイトご利用ガイド」(印刷物番号802314)を参照してください。

<2>「クレジットカード登録センター」に電話をかけ、クレジットカード情報を登録します。

5 クレカ払の概要

領収日	◎終身がん保険(C2)および(C3)を除き、オーソリゼーションを実施し、クレジットカード会社の承認を得た日を「領収日」とみなします。なお、領収証は発行しません。 ◎終身がん保険(C2)および(C3)の場合、成立後の第1回保険料請求月の20日が領収日となります。 ◎2回目以降保険料の領収日は毎月20日です。
締切	新契約のオーソリゼーションの締切は月末第4営業日です。
加盟店手数料	クレジットカード会社に支払う加盟店手数料は、当社負担となります。
代理店手数料	初回手数料は成立月の翌月に支払います。

6 留意事項

計上月にかかわらず、オーソリゼーション実施月の翌月第9営業日*の時点で「オーソリゼーション承認済み」かつ「未成立」の契約はすべてオーソリゼーションを取り消し、再度オーソリゼーションを実施します。この場合、責任開始日は変更となりません。

なお、オーソリゼーションの結果、ご利用限度額超過等によりオーソリゼーションが承認されなかった場合、クレジットカードの変更または払込経路の変更等が必要となります。この場合、責任開始日は変更となります。

※オーソリゼーション取消、再オーソリゼーションを実施する日は、月により変わりますが、通常月初第9営業日頃となります。

※終身がん保険(C2)および(C3)の場合、上記の再オーソリゼーションの処理はありません。カード登録後、一律カード情報のみ保持して、取得したオーソリゼーションは一旦取消し、成立後の第1回保険料請求時に、あらためてカードの有効性確認等を行います。

7 1Pチェックオフ(1PCO)

1 1Pチェックオフ(1PCO)の取扱い

1 「1Pチェックオフ」とは

第1回保険料充当金を、契約者から直接振込いただくずに、給与控除等のうえ団体等が一括集金する仕組みです。

2 取扱条件

◎団体と1Pチェックオフ用の覚書を締結する必要があります。

◎払込方法は、月払のみとします。

◎告知書扱のみとします。※

◎契約者が法人(個人事業主を含みます。)の場合は取り扱いできません。

◎解約新契約等の保全手続きを伴う取り扱いはできません。

※責任開始期に関する特約を付加した場合、告知書扱以外のすべての選択区分も取り扱い可能です。

8 前納

1 前納の取扱い

1 「前納」とは

2 回以上の保険料を一度に払い込むことをいいます。この場合の前納保険料は、当社所定の利率で割り引いて計算されます。前納保険料の算出方法は、後述 6 を参照してください。

2 払込期間

短期払契約		全期払契約	
実保険料払込期間 15 年未満	取扱不可※	終身払	90 歳までの保険料部分のみ取扱可
実保険料払込期間 15 年以上	取扱可	その他の全期払	取扱可

※変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)の場合、実保険料払込期間が15年未満の場合も取扱可能です。

(注) 1 契約中で主契約・特約すべての払込期間が同一でない場合(払込期間の途中で1契約単位の保険料が変わる場合)、以下のとおりとします。

< 1 > 「特約のみ自動更新型」の場合、前納は主契約・特約のうち最短の払込期間(自動更新する特約の払込期間)までの保険料部分のみ取り扱います。

< 2 > 災害死亡特約を付加した契約で災害死亡特約のみ払込期間が短い場合、前納は災害死亡特約の払込期間までの保険料部分のみ取り扱います。

3 払込方法・払込経路

払込方法が「年払」かつ払込経路が「郵便振込扱」※のみ取り扱います。

※払込経路が「口座振替扱」「団体扱」「特別団体扱」「集団扱」「クレジットカード払」「銀行振込扱」の場合、取り扱いできません。

4 一括契約の取扱い

取り扱いません。

5 適用割引率の判定

前納の割引率は原則前納保険料領収日ベースで判定しますが、新契約の場合は契約日ベースで判定します。

< 前納保険料計算例 >

(例) 新契約時の初回保険料 10 万円 + 5 回分(5 年分)を前納する場合、保険料前納率表において前納回数 5 回の欄をみて計算します。

前納保険料 = 100,000 円 × 4.9985 = 499,850 円(小数点以下切捨)

初回保険料 100,000 円

前納 5 回分(5 年分) 499,850 円

合計 599,850 円

8 前納

6 保険料前納率表

前納回数	前納率	前納回数	前納率	前納回数	前納率	前納回数	前納率	前納回数	前納率
1	0.9999	19	18.9810	37	36.9298	55	54.8463	73	72.7306
2	1.9997	20	19.9790	38	37.9260	56	55.8407	74	73.7232
3	2.9994	21	20.9769	39	38.9221	57	56.8350	75	74.7157
4	3.9990	22	21.9747	40	39.9181	58	57.8292	76	75.7082
5	4.9985	23	22.9724	41	40.9140	59	58.8234	77	76.7005
6	5.9979	24	23.9700	42	41.9098	60	59.8174	78	77.6927
7	6.9972	25	24.9675	43	42.9055	61	60.8113	79	78.6849
8	7.9964	26	25.9649	44	43.9012	62	61.8051	80	79.6769
9	8.9955	27	26.9622	45	44.8967	63	62.7988	81	80.6688
10	9.9945	28	27.9594	46	45.8921	64	63.7925	82	81.6607
11	10.9934	29	28.9565	47	46.8874	65	64.7860	83	82.6524
12	11.9922	30	29.9535	48	47.8826	66	65.7794	84	83.6440
13	12.9909	31	30.9505	49	48.8777	67	66.7727	85	84.6356
14	13.9895	32	31.9473	50	49.8727	68	67.7659	86	85.6270
15	14.9880	33	32.9440	51	50.8676	69	68.7591	87	86.6183
16	15.9864	34	33.9406	52	51.8624	70	69.7521	88	87.6096
17	16.9847	35	34.9371	53	52.8572	71	70.7450	89	88.6007
18	17.9829	36	35.9335	54	53.8518	72	71.7378		

9 最低保険料

保険種類ごとに最低保険料が設定されているので注意してください(主契約取扱規定参照)。



・同時加入の契約があった場合の取扱いは、1 契約(主契約保険料+特約保険料)ごとに最低保険料を満たす必要があります。

・ただし、下記に該当する場合、保険種類ごとの最低保険料規定を下回る契約を例外として取扱います。(注1)

NO.	契約	条件
1	個人契約	下記の条件を満たす場合 ・契約者が合算請求を希望していること ・口振月払であること ・同一契約者の請求保険料の合計が同時申込または既契約を合算して3,000円以上であること ・保険料振替口座が同一かつ収納代行会社が同一であること ※ 保険料振替口座、収納代行会社が同一であっても、旧日本興亜生命契約については新会社契約と保険料請求データを作成するシステムが異なり合算請求できません。よって、本取扱いの対象外となります。
2	法人契約(個人事業主契約を含む)	同一契約者の請求保険料の合計が同時申込または既契約を通算して3,000円以上であること

(注1) 総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険は例外取扱の対象外となります。

VI. 医務査定結果と特別条件

1 医務査定結果の種類

医務査定結果		内容
引受可(無条件)		申込内容どおりに引受可能なことをいいます。
特別条件 ※1	特別保険料領収法	危険の程度に応じ、当社が定める「特別保険料」を領収することを条件にお引受けする方法です。
	保険金削減支払法	当社が定める削減期間内に被保険者が死亡・高度障害状態になった場合、保険金等を削減して支払うことを条件にお引受けする方法です。ただし、その原因が災害または約款に定める感染症の場合を除きます。
	特定高度障害不担保法	被保険者が眼球および眼球付属器に生じた疾病(ただし約款に定める感染症を除きます。)を原因として約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当しても高度障害保険金等を支払わないことを条件にお引受けする方法です。
特定部位・指定疾病不担保法※2		当社が指定した特定部位に生じた疾病(不慮の事故または約款に定める感染症を除きます。)または指定疾病を直接の原因として、当社の定める不担保期間中に給付金等の支払事由に該当したときでも、給付金等をお支払いしないこと(注)を条件にお引受けする方法です。 (注)医療用特定疾病診断保険料免除特約・医療用保険料免除特約の保険料の払込免除事由に該当したときでも保険料の払込を免除しないことも条件に含みます。
特約・特則引受不可		申込みのあった特約・特則の一部または全部が、お引受けできないことをいいます。
延期※3		現在はお引受けできないが、時間の経過により加入できる可能性があることをいいます。
見合わせ		環境査定面からお引受けができないことをいいます。
増額制限		医的理由等により、今回の申込みに特別条件はつかないが、今後の追加加入について今回の査定を参照のうえ査定を行うという査定結果のことをいいます。
限度承諾		今後の追加加入について今回の査定を参照のうえ医的査定を行うことをいいます。

※1 保険種類、保険期間等により適用可否が異なります。

※2 医療保険(MI-01)のみ適用可能です。

※3 保険種類によっては将来にわたってお引受けができないものもあります。

2 特別条件

1 特別保険料領収法による取扱い

特別保険料領収法とは、危険の程度に応じ、当社が定める「特別保険料」を領収することを条件にお引受けする方法です。

適用できるMR(死亡指数)の数値は以下のとおりです。

MR(死亡指数)とは、死亡リスクの指標であり、特別保険料領収法にもとづいた特別保険料算定の基礎となるものです。MR(死亡指数)100を標準体とし、MR(死亡指数)の数値が高いほど死亡リスクが高いことを表します。

適用MR(死亡指数)
MR130
MR150
MR175
MR200
MR225
MR250
MR275
MR300
MR325
MR350
MR375
MR400
MR425
MR450
MR475
MR500

② 特別条件

2 特別保険料領収法が適用された場合の取扱制限

保険種類別に以下の取扱制限があります。

- 1 終身保険・低解約返戻金型終身保険・養老保険・養老保険特約・
無解約返戻金型収入保障保険・無解約返戻金型定期保険・こども保険・
特定疾病保障終身保険・特定疾病保障定期保険**

保険種類	払込期間	取扱範囲
終身保険	80歳以下または終身払	MR500まで
	85歳または90歳	取扱不可
低解約返戻金型終身保険	80歳以下	MR500まで
	85歳、90歳または終身払	取扱不可
養老保険・養老保険特約	全期払	MR500まで
無解約返戻金型収入保障保険		
無解約返戻金型定期保険		
こども保険		
特定疾病保障終身保険	80歳以下または終身払	MR500まで
	85歳または90歳	取扱不可
特定疾病保障定期保険	全期払	MR500まで
	短期払	取扱不可

- 2 定期保険・低解約返戻金型定期保険・定期保険特約**

保険期間	払込期間	取扱範囲
満了年齢が100歳	全期払	MR200まで
上記以外	全期払	MR500まで
	短期払	

- 3 逡増定期保険**

契約年齢	払込期間	取扱範囲	
		基本プラン	早期逡増プラン
15歳～36歳	全期払	MR150まで	MR300まで
37歳～50歳		MR200まで	
51歳～56歳		MR130まで	MR250まで
57歳～75歳		取扱不可	

② 特別条件

④ 連生終身保険(自由設計型)

(注)第一被保険者、第二被保険者の双方に特別保険料領収法が適用された場合、いずれか高いほうのMR(死亡指数)で表を参照します。

保険契約の型	払込期間満了時点における第一被保険者、第二被保険者双方の年齢	取扱範囲
A型	(1) 80歳以下	MR500まで
	(2) 上記以外	取扱不可
B型	(1) 終身払	MR500まで
	(2) 75歳以下	
	(3) 80歳以下	MR350まで
	(4) 上記以外	取扱不可

③ 保険金削減支払法による取扱い

保険金削減支払法とは、当社が定める削減期間内に被保険者が死亡・高度障害状態になった場合、保険金等を削減して支払うことを条件にお引受けする方法です。ただし、その原因が災害または約款に定める感染症の場合を除きます。

保険金削減支払割合は以下のとおりです。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	50%	100%	100%	100%	100%
2年	30%	60%	100%	100%	100%
3年	25%	50%	75%	100%	100%
4年	20%	40%	60%	80%	100%
5年	15%	30%	45%	60%	80%

② 特別条件

4 保険金削減支払法が適用された場合の取扱制限

通増定期保険には、以下の取扱制限があります。

性別	契約年齢	払込期間	削減期間・取扱可否					
			5年		4年	3年	2年	1年
			基本 プラン	早期通増 プラン	プラン共通			
男性	15歳～60歳	全期払	○	○	○	○	○	○
	61歳～62歳		○	×	○	○	○	○
	63歳～66歳		×	×	○	○	○	○
	67歳～70歳		×	×	×	○	○	○
	71歳～75歳		×	×	×	×	○	○
女性	15歳～71歳	全期払	○	○	○	○	○	○
	72歳～75歳		×	×	○	○	○	○

5 特定高度障害不担保法による取扱い

被保険者が眼球および眼球付属器に生じた疾病(ただし、約款に定める感染症を除きます。)を原因として、約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当しても高度障害保険金等を支払わないことを条件にお引受けする方法です。

また、医療用保険料免除特約、無解約返戻金型就労不能保障特約、七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合、以下に該当するときには高度障害年金または就労不能年金を支払わず、保険料の払い込みを免除しません。

- ・ 普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったとき」
- ・ 特約に定める就労不能状態のうち「両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態」に該当するとき
- ・ 特約に定める障害等級1級または2級の第1号の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき

6 その他注意点

特別条件付保険特約が適用された場合の、自動更新の取扱いは以下のとおりです。

特別保険料領収法	取扱不可
保険金削減支払法	削減期間終了後、取扱可
特定高度障害不担保法	取扱可

3 特定部位・指定疾病不担保法

1 特定部位・指定疾病不担保法とは

医療保険(MI-01)において、次ページに定める特定部位・指定疾病のうち、当社が指定した特定部位に生じた疾病(不慮の事故または約款に定める感染症を除きます。)または指定疾病を直接の原因として、当社の定める不担保期間中に給付金等の支払事由に該当したときでも、給付金等をお支払いしないことを条件にお引受けする方法です。

また、医療用特定疾病診断保険料免除特約・医療用保険料免除特約の保険料の払込免除事由に該当したときでも、保険料の払込を免除しないことも条件に含みます。



- ◎「左」「右」等の記載がない部位は、両側ともに特定部位・指定疾病不担保法の対象となります。
- ◎払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険・限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)には適用できません。

2 特定部位・指定疾病不担保法の適用不担保期間

適用する不担保期間は、原則、以下のとおりです。

不担保期間

1年間、2年間、3年間、4年間、5年間、終身のいずれか

ただし、総合的判断により上記以外の期間を適用する場合があります。

3 特定部位・指定疾病不担保法の適用対象契約(特約・特則)

主契約	特約・特則
医療保険(MI-01)	医療用がん入院特約
	医療用女性疾病入院特約
	医療用入院一時金特約
	医療用手術増額特約
	医療用通院特約
	医療用新三大疾病一時金特約
	医療用特定疾病診断保険料免除特約
	医療用保険料免除特約
	医療用新先進医療特約
	医療用総合生活障害保障特約
	医療用新がん診断給付特約
	医療用新がん外来治療給付特約
	医療用抗がん剤治療給付特約
	新三大疾病支払日数無制限特則
	七大生活習慣病追加給付特則

4 その他注意点

特定部位・指定疾病不担保法が適用された場合でも、自動更新の取扱いが可能です。

※旧ひまわり生命が募集した既契約のうち、契約日が平成11年6月1日以前の契約は、年齢群団別医療保険を除き、自動更新できません。ただし、自動更新時点で不担保期間が満了している場合を除きます。

また、旧日本興亜生命が募集した既契約はすべて、自動更新の取扱いが可能です。

③ 特定部位・指定疾病不担保法

5 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする特定部位および指定疾病

分類番号	特定部位および指定疾病の名称
1	眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
2	耳(外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。)
3	鼻(外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。)
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	咽頭および喉頭(声帯を含みます。)
6	甲状腺
7	食道
8	胃および十二指腸
9	小腸(十二指腸、空腸、回腸)および大腸(盲腸、結腸、直腸、虫垂)
10	盲腸(虫垂を含みます。)
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭
15	腎臓(腎盂を含みます。)
16	尿管、尿道および膀胱
17	睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	前立腺
19	子宮
20	卵巣および卵管
21	乳房(乳腺を含みます。)
22	皮膚
23	頸椎部(当該神経を含みます。)
24	胸椎部(当該神経を含みます。)
25	腰椎部(当該神経を含みます。)
26	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
27	左肩関節部
28	右肩関節部
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢(左肩関節部を除きます。)
32	右上肢(右肩関節部を除きます。)
33	左下肢(左股関節部を除きます。)
34	右下肢(右股関節部を除きます。)
35	鼠径部(鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
36	腎結石、尿管結石
37	胆石、胆嚢炎
38	異常妊娠、異常分娩(帝王切開を含みます。)
39	会社が告知等により知った外傷に伴う合併症、後遺症
40	副甲状腺
41	脾臓

③ 特定部位・指定疾病不担保法

分類番号	特定部位および指定疾病の名称
42	縦隔部
43	副腎
44	腹膜、後腹膜、臍および腸間膜
45	子宮、卵巣および卵管(異常妊娠、異常分娩、帝王切開を含みます。)
46	膣および外陰部
47	脊椎部(当該神経を含みます。)
48	骨盤部(当該神経を含みます。)
49	頭蓋骨
50	上顎骨、下顎骨および顎関節
51	鎖骨
52	肩甲骨
53	肋骨、肋軟骨および胸骨
54	両肩関節部
55	両股関節部
56	両上肢(肩関節部を除きます。)
57	両下肢(股関節部を除きます。)
58	リンパ組織および造血組織
59	不妊症(不妊治療を含みます。)
60	不妊症(不妊治療を含みます。)

※保険会社および契約日より特定部位・指定疾病は異なります。(なお、旧ひまわり生命で募集した契約のうち平成7年6月1日以前の契約日となる契約および旧日本興亜生命で募集した契約とは分類番号が同一でも内容が異なります。)

※「肩関節」、「股関節」、「上肢」、「下肢」に適用となる場合、部位分類が「左」、「右」、「両側」の3種類ありますので注意してください。

VII. その他

1 解約新契約

1 解約新契約とは

新契約の成立を要件として既契約を解約する処理のことをいいます。

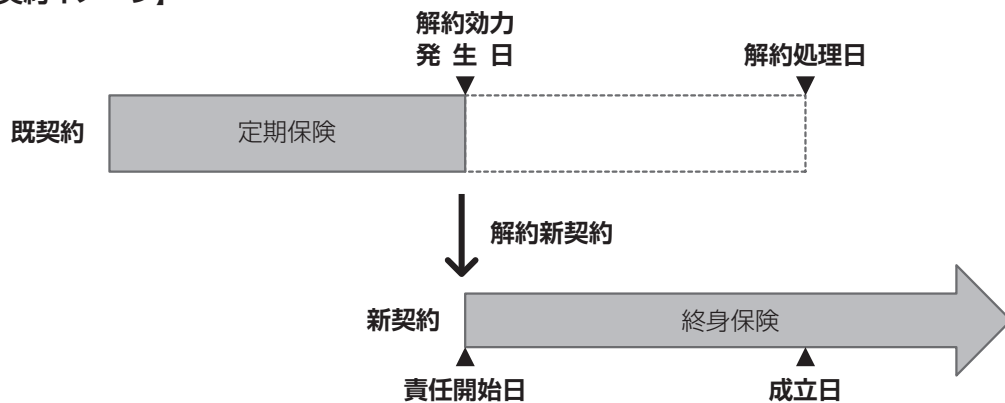
新契約が成立するまでの間、既契約の解約処理を保留とするため、新契約が延期等になった場合、既契約を継続することが可能であり、契約者が不利益を被らないための処理です。

なお、解約新契約の手続きをとることにより、解約処理を保留中の既契約は通算引受限度に用いる各種保険金額の算入対象から除外されます。

新契約の成立を要件として既契約を減額あるいは特約の解約等をする「内容変更同時新契約」も同様の考え方です。

(注)事務処理の詳細は「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

【解約新契約イメージ】



2 取扱上の注意点

既契約の解約または内容変更の効力発生日	新契約の責任開始日の前日
新契約不成立時の取扱い	本社新契約部または本社契約サービス部より不備発信等を通じて既契約を解約または内容変更するか照会します。 なお、既契約を継続する場合、照会への回答時期によっては保険料請求が間に合わず、未払込保険料を領収いただく場合があります。
その他	・責任開始期に関する特約を付加した団体扱・特別団体扱・集団扱、責任開始期に関する特約を付加していないIPチェックオフ(1111方式・1111A方式・1011方式いずれも)、決定後入金の手扱いはできません。 ・通販申込(ネット申込)については解約新契約の取扱いにはできません。

2 解約予約新契約

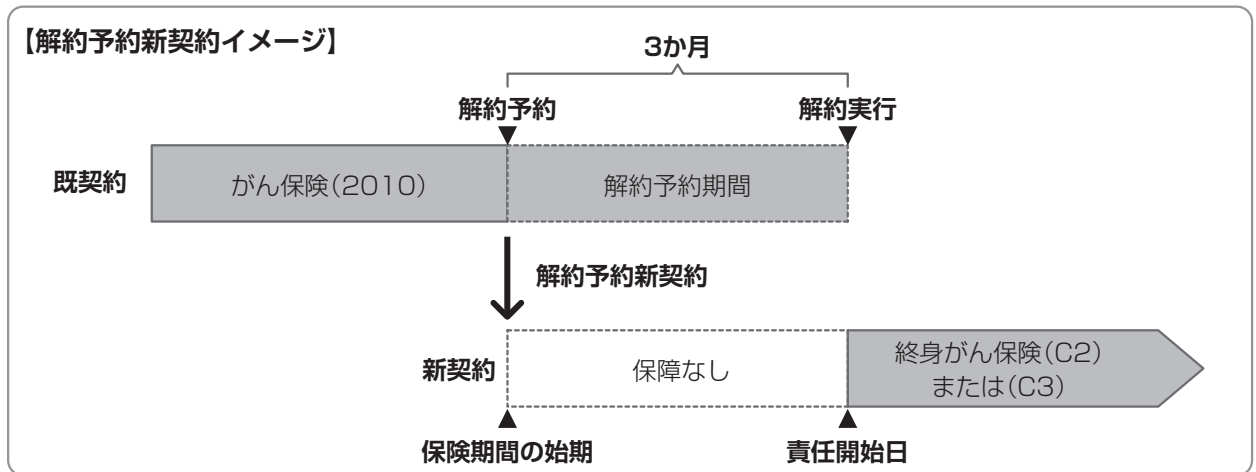
1 解約予約新契約とは

新契約の成立を要件として既契約の3か月後の解約実行を予約する処理のことを言います。本取扱は新契約が終身がん保険(C2)(がん治療給付型)および終身がん保険(C3)(がん診断給付型)、既契約ががん保険の場合のみの取扱となります。

本取扱によって新契約が延期など不成立の場合に既契約を継続することや、新契約との保障の空白・重複を防止することができます。

なお、解約予約新契約の手続きを行った場合、解約予約期間中は予約対象の既契約を通算引受限度に用いる各種保険金額の算入対象に含め、予約対象の新契約は対象から除外します。新契約の成立を要件として既契約を減額あるいは特約の解約等の予約をする「内容変更予約新契約」も同様の考え方です。

(注)事務処理の詳細は「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。



2 取扱上の注意点

既契約の解約または内容変更の効力発生日	新契約の責任開始日の前日												
新契約不成立時の取扱い	本社新契約部または本社契約サービス部より不備発信等を通じて既契約を継続、または即時解約(内容変更)するか照会します。												
取扱対象となる保険種類	<新契約> 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)、終身がん保険(C3)(がん診断給付型) <既契約> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧日本興亜生命</th><th>ひまわり生命</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身がん保険</td><td>がん保険 (新がん保険A型・夫婦型を含みます。)</td></tr> <tr> <td>がん保険(家族型を含みます。)</td><td>がん保険(O1)</td></tr> <tr> <td>終身がん保険(解約返戻金なし)</td><td>がん保険(2010)</td></tr> <tr> <td>日額増加型終身がん保険</td><td>年齢群団別がん保険</td></tr> <tr> <td>日額増加型終身がん保険 (解約返戻金なし)</td><td>終身がん保険(C2)(がん治療給付型)、 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)</td></tr> </tbody> </table>	旧日本興亜生命	ひまわり生命	終身がん保険	がん保険 (新がん保険A型・夫婦型を含みます。)	がん保険(家族型を含みます。)	がん保険(O1)	終身がん保険(解約返戻金なし)	がん保険(2010)	日額増加型終身がん保険	年齢群団別がん保険	日額増加型終身がん保険 (解約返戻金なし)	終身がん保険(C2)(がん治療給付型)、 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)
旧日本興亜生命	ひまわり生命												
終身がん保険	がん保険 (新がん保険A型・夫婦型を含みます。)												
がん保険(家族型を含みます。)	がん保険(O1)												
終身がん保険(解約返戻金なし)	がん保険(2010)												
日額増加型終身がん保険	年齢群団別がん保険												
日額増加型終身がん保険 (解約返戻金なし)	終身がん保険(C2)(がん治療給付型)、 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)												
その他	・既契約の解約・内容変更予約期間中に新たな予約の取扱いはできません(既契約の解約・内容変更予約を伴わない新契約の申込自体は可能です)。 ・通販申込(ネット申込)については解約予約新契約の取扱いはできません。												

3 変換

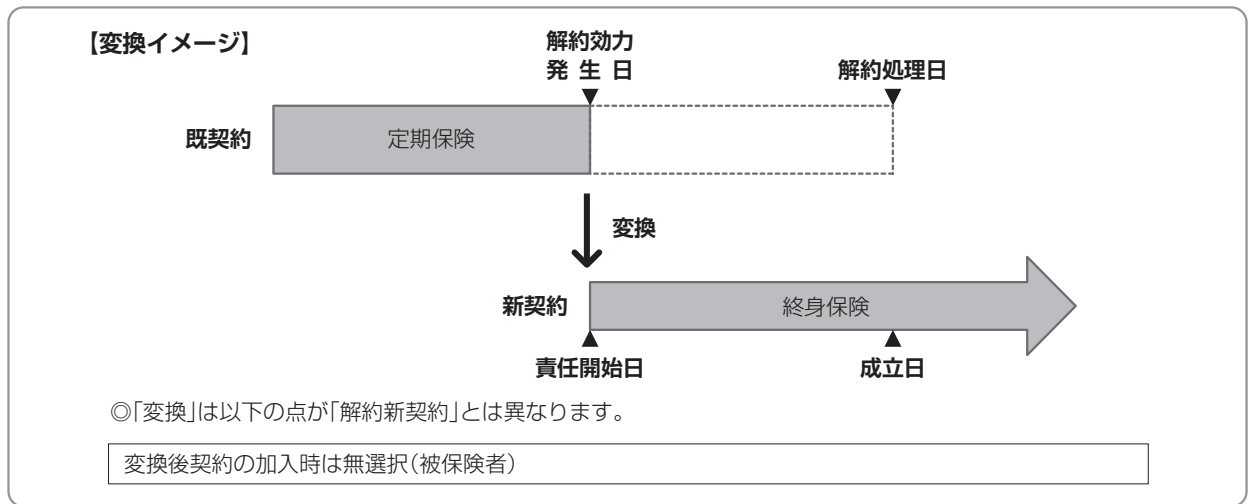
1 変換とは

契約者は、一定の条件のもとで被保険者選択を受けることなく、保険契約を当社の定める他の保険契約に変換することができます。ただし、契約者の選択は行います。

変換前の契約は解約となり、解約返戻金があれば契約者に返戻します。ただし、旧連生終身保険の場合、変換前の契約は消滅します。

変換後の契約は新契約として取り扱います。

(注1)事務処理の詳細は「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。



2 取扱上の注意点

告知	必要ありません。
保険料(変換後)	変換時の被保険者年齢により計算します。
責任開始日(変換後)	◎変換後契約の申込書受領日^(注) ただし、以下のケースでは責任開始日が異なります。 ・旧医療保険から医療保険(MI-01)への変換においては、変換前契約の責任開始日となります。 ・旧連生終身保険から終身保険への変換においては、死亡・高度障害保険金支払事由該当日からその日を含め、91日目。 (注)「責任開始期に関する特約」が付加されていない契約は第1回保険料充当金の領収日(クレジットカード払の場合はオーソリゼーション承認日)
その他	変換後の契約を通販申込(紙申込およびネット申込)で取扱うことはできません。



【旧連生終身保険から終身保険への変換の場合】

死亡・高度障害保険金支払事由該当日から91日目に既契約は消滅します。

3 変換

3 変換の対象契約

(注) 総合生活障害保障保険、無解約返戻金型総合生活障害保障保険、旧医療保険、医療保険(MI-01)を除きます。これらについては、88～92ページを参照してください。

1 変換できる保険種類

記載のない保険種類の変換は取扱できません。

変換前契約を延長保険へ変更している場合は、原契約の保険種類が適用されます。

	変換後契約							
	終身保険	定期保険	養老保険	特定疾病保障 終身保険	低解約 返戻金型 終身保険	低解約 返戻金型 定期保険	無解約 返戻金型 定期保険	変額保険 (V2) (死亡保障型)
定期保険	○	○	○	×	○	○	○	○
定期保険特約	○	○	○	×	○	○	○	○
無解約返戻金型 定期保険	○	○	○	×	○	○	○	○
低解約返戻金型 定期保険	○	○	○	×	○	○	×	○
逓増定期保険	○	○	○	×	○	○	○	○
逓増定期保険 特約 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○
初期災害保障 低解約返戻金型 逓増定期保険 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○
逓増逓減設計 定期保険 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○
逓増逓減設計 定期保険特約 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○
特定疾病保障 定期保険	○	×	○	○	○	×	×	○
無解約返戻金型 収入保障保険	○	○	×	×	○	○	○	○
収入保障保険 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○
収入保障特約 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○
連生終身保険 (自由設計型)	○	×	×	×	×	×	×	×
旧連生終身 保険 ^(注)	○	×	×	×	×	×	×	×
連生収入 保障保険 ^(注)	○	○	○	×	○	○	○	○

(注) 現在、販売していません。

3 変換

2 取扱条件

<1> 変換後契約の引受基準

変換後契約の引受基準は、無告知・無診査であることを除いて新契約の取扱いと同じです。
なお、過去に告知義務違反による解除があった等、モラルリスクの恐れのある方のお申し込みはお断りする場合があります。

<2> 共通の取扱条件

共通条件	
変換前契約	変換後契約
(ア)失効中契約でないこと	(ア)変換前契約と変換後契約の被保険者が同一であること
(イ)消滅契約でないこと ※連生終身保険(自由設計型)、旧連生終身保険は除く	(イ)健康体料率特約、健康ステージを適用する場合の特則を付加していないこと
(ウ)APL取消期間内契約でないこと	(ウ)変換前契約に災害死亡特約が付加されている場合、変換後契約の新契約取扱規定を満たし、かつ変換前の特約保険金額以下で、災害死亡特約を付加することができます ただし、変換前契約が「特約」の場合は、上記にかかわらず付加できません
(エ)保険料払込猶予期間中の場合、変換後契約の責任開始日が猶予期間満了日以前であること	(エ)変換前契約に付加されている特約に限り付加できます ただし、以下特約は、変換後契約の新契約取扱規定の範囲内で付加できます ・リビング・ニーズ特約 ・介護前払特約 ・責任開始期に関する特約※ ・指定代理請求特約 ・年金支払特約 ※変換後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。
(オ)保険期間満了前であること	(オ)災害死亡特約以外の特約について、変換後の特約保険金額が変換前の特約保険金額以下であること
(カ)特別条件付保険特約が適用されていないこと (保険金削減支払条件の削減期間経過後の契約は取扱可)	(カ)特定疾病診断保険料免除特約を付加していないこと
(キ)高度障害保険金支払事由、保険料払込免除事由が発生していないこと ※連生終身保険(自由設計型)、連生収入保障保険、旧連生終身保険の場合は除く	(キ)変額用保険料免除特約を付加していないこと
(ク)契約日より2年以上継続していること ※自動更新後契約の場合は、契約締結時の契約日のことを指す	(ク)一括契約でないこと
(ケ)払済終身保険ではないこと (払済保険は変換可能)	(ケ)1Pチェックオフ(1111方式・1111A方式・1011方式いずれも)・決定後入金でないこと
	(コ)複数の契約に変換する場合、変換後契約の保険金額の合算値が変換可能な保険金額限度内かつ、変換後契約の申込日・責任開始日が同一であること

③ 変換

< 3 > 保険種類ごとの取扱条件

変換前契約を延長保険へ変更している場合は、原契約の保険種類が適用されます。

(例：終身保険を延長保険に変更した場合、連生終身保険(自由設計型)への変換のみ可能となります。)

No	変換前契約	変換後契約	変換前契約	変換後契約
1	定期保険 定期保険特約 収入保障保険 収入保障特約 逓増定期保険 逓増定期保険特約 逓増逓減設計定期保険 逓増逓減設計定期保険特約 無解約返戻金型定期保険	終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型 終身保険 低解約返戻金型 定期保険 無解約返戻金型 定期保険 変額保険(V2) (死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、変換後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、特定疾病保障終身保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組み合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)特定疾病保障定期保険の場合、特定疾病保険金支払事由が発生していないこと	(ア)保険金額は変換前契約の変換時の保険金額以下であること ※ 収入保障保険・収入保障特約は、変換時における年金現価以下であること (イ)定期保険または無解約返戻金型定期保険の場合の保険期間は、変換前契約の残存保険期間を下回らないこと(変換前・変換後の契約が、ともに100歳満了定期保険または低解約返戻金型定期保険である場合は対象外) ※ 既契約保険期間満了日 ≤ 新契約保険期間満了日
2	低解約返戻金型定期保険	終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型 終身保険 低解約返戻金型 定期保険 変額保険(V2) (死亡保障型)		
3	特定疾病保障定期保険	終身保険 養老保険 特定疾病保障 終身保険 低解約返戻金型 終身保険 変額保険(V2) (死亡保障型)		
4	無解約返戻金型収入保障保険	終身保険 定期保険 低解約返戻金型 終身保険 低解約返戻金型 定期保険 無解約返戻金型 定期保険 変額保険(V2) (死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、変換後契約が低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組み合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)特定疾病診断保険料免除特約、七大疾病・就労不能保険料免除特約による保険料免除が適用されていないこと	(ア)保険金額は変換前契約の変換時の年金現価以下であること (イ)定期保険または無解約返戻金型定期保険の場合の保険期間は、変換前契約の残存保険期間を下回らないこと ※ 既契約保険期間満了日 ≤ 新契約保険期間満了日

③ 変換

No	変換前契約	変換後契約	変換前契約	変換後契約
5	連生終身保険 (自由設計型)	終身保険	(ア)第一死亡保険金または第一高度障害保険金の支払事由が発生していない場合 (a)それぞれの被保険者の年齢が85歳以下であること (イ)免責事由により被保険者が死亡したことによる契約消滅の場合 (a)生存被保険者の年齢が85歳以下であること (b)生存被保険者が高度障害保険金支払歴のないこと (c)保険契約者または生存被保険者の故殺でないこと	(ア)第一死亡保険金または第一高度障害保険金の支払事由が発生していない場合 (a)それぞれの被保険者の保険金額は、変換前契約の基本保険金額に第一死亡支払割合または第二死亡支払割合のどちらか高い割合を乗じた額以下であること (b)第一被保険者および第二被保険者の同意を得ていること (イ)免責事由により被保険者が死亡したことによる契約消滅の場合 (a)消滅した日からその日を含めて30日以内の生存被保険者の同意を得た申し出であること (b)保険金額は、変換前契約の基本保険金額に第二死亡支払割合を乗じた額以下であること
6	連生収入保障保険	終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型終身保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2) (死亡保障型)	(ア)生存被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、変換後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組み合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)第一被保険者または第二被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当し高度障害年金が支払われていること	(ア)加入後の保険金額が変換前契約の生存被保険者の加入時の年金現価以下であること (イ)死亡日または高度障害年金の支払事由に該当した日からその日を含めて30日以内の生存被保険者の同意を得た申し出であること (ウ)定期保険または無解約返戻金型定期保険の場合の保険期間は、変換前契約の残存保険期間を下回らないこと ※ 既契約保険期間満了日 ≤ 新契約保険期間満了日

③ 変換

No	変換前契約	変換後契約	変換前契約	変換後契約
7	旧連生終身保険	終身保険	(ア)第一被保険者または第二被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当し高度障害保険金が支払われていること (イ)生存被保険者の年齢が69歳以下であること (ウ)保険契約者または生存被保険者の故殺でないこと	(ア)保険金額が変換前契約の生存被保険者の変換時の保険金額以下であること (イ)死亡日または高度障害保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて90日以内の生存被保険者の同意を得た申し出であること (ウ)保険契約者または生存被保険者の故殺でないこと
8	初期災害保障低解約返戻金型通増定期保険	終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型終身保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、変換後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)契約日より、変換時点で3年以上継続していること	(ア)保険金額は変換前契約の変換時の保険金額以下であること (イ)定期保険または無解約返戻金型定期保険の場合の保険期間は、変換前契約の残存保険期間を下回らないこと ※ 既契約保険期間満了日 ≤ 新契約保険期間満了日

③ 変換

4 総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険

変換前契約の条件	変換後契約の条件
(ア)失効中契約でないこと	(ア)変換前契約と変換後契約の被保険者が同一であること
(イ)消滅契約でないこと	(イ) 変換前契約に付加されている特約に限り付加できます ただし、以下特約は、変換後契約の新契約取扱規定の範囲内で付加できます
(ウ) A P L 取消期間内契約でないこと	・ 責任開始期に関する特約※
(エ)保険料払込猶予期間中の場合、変換後契約の責任開始日が猶予期間満了日以前であること	・ 指定代理請求特約
(オ)保険期間満了前であること	・ 年金支払特約 ※変換後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。
(カ)保険料払込免除事由が発生していないこと	(ウ) 一括契約でないこと
(キ)契約日より、変換時点で2年以上継続していること	(エ) I P チェックオフ、決定後入金でないこと
(ク)保険種類が総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険であること	(オ) 保険種類は総合生活障害保障保険・無解約返戻金型総合生活障害保障保険であること
(ケ)総合生活障害保険金支払事由が発生していないこと	(カ)新契約取扱規定の範囲内であること(契約年齢の範囲を含む) ※契約者が法人(個人事業主含む)であることを含む
(コ)悪性新生物不担保になっていないこと	(キ)変換前契約が総合生活障害保障保険の場合、保険金額は変換前契約の変換時の保険金額から解約返戻金を引いた金額以下であること
	(ク)変換前契約が無解約返戻金型総合生活障害保障保険の場合、保険金額は変換前契約の変換時の保険金額以下であること
	(ケ)保険期間は、変換前契約の残存保険期間を下回らないこと(変換前・変換後の契約が、ともに100歳満了の場合は対象外) ※ 既契約保険期間満了日 ≤ 新契約保険期間満了日

③ 変換

5 旧医療保険

旧医療保険とは、ひまわり生命で募集した医療保険、医療保険(01)、新終身医療保険、新終身医療保険(01)、医療保険(08)、医療保険(2014)をさします。旧日本興亜生命で募集した医療保険、日額増減型医療保険、医療保険(08)は取扱いできません。

1 共通の取扱条件

変換前契約の条件	変換後契約の条件
(ア)失効中契約ではないこと	(ア)保険種類が医療保険(MI-01)であること
(イ)消滅契約ではないこと	(イ)保険期間が終身であること
(ウ)APL取消期間内契約ではないこと	(ウ)変換後契約の新契約取扱規定の範囲内であること(契約年齢の範囲を含む)
(エ)保険料払込猶予期間中の場合、変換後契約の責任開始日が猶予期間満了日以前であること	(エ)変換前契約と変換後契約の被保険者が同一であること
(オ)保険期間満了前であること	(オ)入院給付金支払限度の型は変換前契約の日数以下であること
(カ)特定高度障害不担保法、特定部位・指定疾病不担保法が適用されていないこと(ただし、不担保期間が終了している場合は除く)	(カ)変換前契約の死亡保険金額が100倍未満の場合、死亡保険金不担保特則を付加すること
(キ)高度障害保険金支払事由・保険料払込免除事由が発生していないこと	(キ)主契約・特約の入院給付金日額等は変換前契約の同額以下であること(医療用新先進医療特約は除く)
	(ク)既契約の減額による取扱いでないこと
	(ケ)変換前契約に付加されている特約・特則と同一または同種の特約・特則(4同種の特約・特則のとおり)に限り付加できます ただし、以下特約・特則は、変換後契約の新契約取扱規定の範囲内で付加できます ・責任開始期に関する特約※ ・指定代理請求特約 ・死亡保険金不担保特則 ・手術不担保特則 ※変換後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。
	(コ)責任開始期に関する特約を付加する場合、変換前契約で責任開始期に関する特約が付加かつ1P未入金でないこと
	(サ)1Pキャッシュレスでないこと
	(シ)1Pチェックオフ(1111方式・1111A方式・1011方式いずれも)・決定後入金でないこと
	(ス)入金前計上でないこと
	(セ)一括契約でないこと

3 変換

2 保険種類ごとの取扱条件

	変換前契約の条件	変換後契約の条件
医療保険 (2014)	(ア)医療用特定疾病診断保険料免除特約が付加されている場合、特定疾病診断保険料免除事由が発生していないこと (イ)医療用介護年金特約が付加されている場合、介護年金の支払事由が発生していないこと (ウ)医療用三大疾病入院一時金特約が付加されている場合、直近2年間で疾病入院給付金の支払事由が発生していないこと	(ア)今までに、医療(08)用三大疾病入院一時金特約、医療用三大疾病入院一時金特約の支払事由が発生している場合、医療用新三大疾病一時金特約は付加できません (イ)今までに、医療(08)用がん診断給付特約、医療用がん診断給付特約の支払事由が発生している場合、医療用新がん診断給付特約は付加できません (ウ)変換前契約がⅡ型の場合、手術給付金不担保特則の付加を必須とする ただし、医療用手術増額特約を変換前契約の入院給付金日額の5倍を限度として付加することができます
医療保険 (08)	(ア)医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約が付加されている場合、特定疾病診断保険料免除事由が発生していないこと (イ)医療(08)用先進医療特約から医療用新先進医療特約に特約変換している契約の場合、特約加入日から1年以上経過していること (ウ)医療用介護年金特約が付加されている場合、介護年金の支払事由が発生していないこと (エ)医療(08)用三大疾病入院一時金特約または医療用三大疾病入院一時金特約が付加されている場合、直近2年間で疾病入院給付金の支払事由が発生していないこと	(ア)今までに、医療(08)用三大疾病入院一時金特約、医療用三大疾病入院一時金特約の支払事由が発生している場合、医療用新三大疾病一時金特約は付加できません (イ)今までに、医療(08)用がん診断給付特約、医療用がん診断給付特約の支払事由が発生している場合、医療用新がん診断給付特約は付加できません
医療保険 (01)	(ア)保険契約の型はA0型またはB0型であり、かつ医療(01)用災害入院特約と医療(01)用災害手術特約が付加されていること	(ア)疾病入院給付金日額と災害入院給付金日額が異なる場合、低い方の給付金日額以下であること
医療保険	(ア)手術特約が付加されていること	

3 変換

4 同種の特約・特則

変換前契約に付加された特約・特則名称	変換後契約に付加できる特約・特則名称
通院特約 医療(01)用通院特約 新終身医療(01)用通院特約	医療用通院特約
医療(01)用がん入院特約 新終身医療(01)用がん入院特約 医療(08)用がん入院特約	医療用がん入院特約
医療(01)用女性疾病入院特約 医療(08)用女性疾病入院特約	医療用女性疾病入院特約
医療(08)用三大疾病入院一時金特約 医療用三大疾病入院一時金特約	医療用新三大疾病一時金特約
医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約	医療用特定疾病診断保険料免除特約
医療(08)用先進医療特約(以下注意参照)	医療用新先進医療特約
生活習慣病追加給付特則	七大生活習慣病追加給付特則
三大疾病支払日数無制限特則	新三大疾病支払日数無制限特則
医療(08)用がん診断給付特約 医療用がん診断給付特約	医療用新がん診断給付特約
医療(08)用がん外来治療給付特約 医療用がん外来治療給付特約	医療用新がん外来治療給付特約



【変換前契約に付加されている特約が「医療(08)用先進医療特約」の場合】

変換後契約に付加する「医療用新先進医療特約」の特約条項第30条にもとづき、特約加入日(変換後契約の第1回保険料領収日)より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として、特約加入日からその日を含めて1年以内にこの特約の支払事由に該当する先進医療を受けた場合、当該先進医療の給付金の支払は1,000万円限度となります。

3 変換

6 医療保険(MI-01)の保険期間終身への変換

1 変換前・変換後契約の条件

変換前契約の条件	変換後契約の条件
(ア)失効中契約ではないこと	(ア)保険種類が医療保険(MI-01)であること
(イ)消滅契約ではないこと	(イ)保険期間が終身であること
(ウ)APL取消期間内契約ではないこと	(ウ)変換後契約の新契約取扱規定の範囲内であること(契約年齢の範囲を含む)
(エ)保険料払込猶予期間中の場合、変換後契約の責任開始日が猶予期間満了日以前であること	(エ)変換前契約と変換後契約の被保険者が同一であること
(オ)保険期間満了前であること	(オ)入院給付金支払限度の型は変換前契約の日数以下であること
(カ)特定高度障害不担保法、特定部位・指定疾病不担保法が適用されていないこと(ただし、不担保期間が終了している場合は除く)	(カ)変換前契約の死亡保険金額が100倍未満の場合、死亡保険金不担保特則を付加すること
(キ)高度障害保険金支払事由・保険料払込免除事由が発生していないこと	(キ)主契約・特約の入院給付金日額等は変換前契約の同額以下であること(医療用新先進医療特約は除く)
(ク)保険種類が医療保険(MI-01)であること	(ク)既契約の減額による取扱いでないこと
(ケ)保険期間が有期であること	(ケ)変換前契約に付加されている特約・特則と同じ特約・特則に限り付加できます ただし、以下特約・特則は、変換後契約の新契約取扱規定の範囲内で付加できます ・責任開始期に関する特約※ ・指定代理請求特約 ・死亡保険金不担保特則 ・手術不担保特則 ※変換後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。
	(コ)責任開始期に関する特約を付加する場合、変換前契約で責任開始期に関する特約が付加かつ1P未入金でないこと
	(サ)1Pキャッシュレスでないこと
	(シ)1Pチェックオフ(1111方式・1111A方式・1011方式いずれも)・決定後入金でないこと
	(ス)入金前計上でないこと
	(セ)一括契約でないこと

4 定期後加入(旧日本興亜生命で募集した契約から他の個人保険への加入)

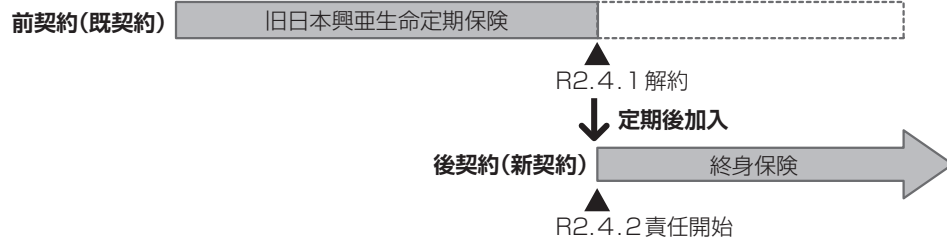
1 定期後加入とは

旧日本興亜生命で募集した定期保険等(前契約)の被保険者が、保険期間満了日、解約日または減額日の翌日から起算して1か月以内に限り、一定の条件のもとで、被保険者選択を受けることなく、当社の定める他の保険契約(後契約)に加入できる制度です。後契約は新契約として取り扱います。前契約と後契約の保険期間が重複しないことが前提となります。

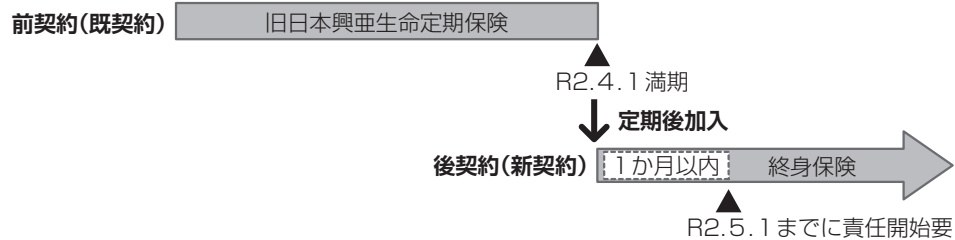
(注1) 後契約の責任開始日は前契約の保険期間満了日、解約または減額の効力発生日の翌日から1か月以内とすることが必要です。

(注2) 事務処理の詳細は「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

【解約同時の定期後加入イメージ】



【満期による定期後加入イメージ】



◎定期後加入は以下の点が「解約新契約」とは異なります。

後契約の加入時は無選択(被保険者)

2 取扱上の注意点

告知	必要ありません。
保険料(定期後加入後)	定期後加入時の被保険者年齢により計算します。
責任開始日 (定期後加入後)	後契約の申込書受領日 ^(注) (注)「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は第1回保険料充当金の領収日(クレジットカード払の場合はオーソリゼーション承認日)
その他	定期後加入後の契約を通販申込(紙申込およびネット申込)で取扱うことはできません。

4 定期後加入(旧日本興亜生命で募集した契約から他の個人保険への加入)

3 定期後加入の対象契約

1 後契約の引受基準

後契約の引受基準は、無告知・無診査であることを除いて新契約の取扱いと同様です。

なお、過去に告知義務違反による解除があった等、モラルリスクの恐れのある方のお申込みはお断りする場合があります。

2 定期後加入できる保険種類および保険種類ごとの取扱条件

< 1 > 取扱可能な保険種類

変換前契約を延長保険に変更している場合は、定期後加入できません。

		後契約								
		終身保険	低解約 返戻金型 終身保険	定期保険	無解約 返戻金型 収入保障 保険	養老保険	特定疾病 保障終身 保険	低解約 返戻金型 定期保険	無解約 返戻金型 定期保険	変額保険 (V2) (死亡保障型)
前 契 約	定期保険	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	低解約返戻金型 定期保険	○	○	○	×	○	×	○	○	○
	無解約返戻金型 定期保険	○	○	○	×	○	×	○	○	○
	特定疾病保障 定期保険	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	逦増定期保険	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	収入保障保険	○	○	○	×	○	×	○	○	○
	無解約返戻金型 収入保障保険	○	○	○	×	○	×	○	○	○
	平準定期保険 特約	○	○	○	×	○	×	○	○	○

4 定期後加入(旧日本興亜生命で募集した契約から他の個人保険への加入)

<2>共通の取扱条件

共通条件	
前契約	後契約
(ア)失効中契約ではないこと	(ア)前契約と後契約の被保険者が同一であること
(イ)消滅契約ではないこと	(イ)健康体料率特約、健康ステージを適用する場合の特則を付加していないこと
(ウ)A P L 取消期間内契約ではないこと	(ウ) 前契約に災害割増特約または新災害割増特約が付加されている場合、後契約の新契約取扱規定を満たし、かつ前契約の特約保険金額以下で、災害死亡特約を付加することができます ただし、前契約が「特約」の場合は、上記にかかわらず付加できません
(エ)保険料払込猶予期間中の場合、後契約の責任開始日が猶予期間満了日以前であること	(エ)前契約に付加されている特約に限り付加できます ただし、以下特約は、後契約の新契約取扱規定の範囲内で付加できます ・リビング・ニーズ特約 ・介護前払特約 ・責任開始期に関する特約※ ・指定代理請求特約 ・年金支払特約 ※後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。
(オ)主契約(前契約が平準定期特約の場合を含む)に特別条件付保険特約が適用されていないこと(保険金削減支払条件の削減期間経過後の契約は取扱可)	(オ)後契約に定期保険特約、養老保険特約を付加する場合は、特約保険金額を含む保険金額が前契約の満了・解約時点の主契約の保険金額以下もしくは減額した保険金額以下であることを要します
(カ)高度障害保険金支払事由、保険料払込免除事由が発生していないこと	(カ)特定疾病診断保険料免除特約を付加していないこと
(キ)契約日より2年以上継続していること (注)自動更新後契約の場合は、契約締結時の契約日のことをさす	(キ)七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加していないこと
(ク)払済終身保険ではないこと (払済保険は定期後加入可能)	(ク)変額用保険料免除特約を付加していないこと
	(ケ)一括契約でないこと
	(コ)1Pチェックオフ(1111方式・1111A方式・1011方式いずれも)・決定後入金でないこと
	(サ)複数の契約に定期後加入する場合、後契約の保険金額の合算値が定期後加入可能な保険金額限度内かつ、後契約の申込日・責任開始日が同一であること

4 定期後加入(旧日本興亜生命で募集した契約から他の個人保険への加入)

< 3 > 保険種類ごとの取扱条件

No	前契約	後契約	取扱条件
1	定期保険	終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)後契約の保険金額は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額以下または減額した保険金額以下であること (ウ)後契約が定期保険または無解約返戻金型定期保険の場合の後契約の保険期間は、前契約の解約または減額時の残存保険期間を下回らないこと(前契約・後契約がともに100歳満了定期保険の場合、または前契約が100歳満了定期保険かつ後契約が低解約返戻金型定期保険である場合は対象外) ※既契約保険期間満了日≦新契約保険期間満了日 ※満期にともなう定期後加入の場合は後契約の保険期間の制限はない(新契約取扱規定の範囲内であることを要する)
2	定期保険	無解約返戻金型収入保障保険	(ア)後契約の契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること (イ)後契約の保険金額^(注)は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額以下または減額した保険金額以下であること (注)年金月額に保険期間に対応した期間別係数をかけた金額とする (ウ)前契約の契約日^(注)が2008年4月1日以前であること (注)自動更新後契約の場合は、契約締結時の契約日のことをさす
3	無解約返戻金型定期保険 低解約返戻金型定期保険 収入保障保険	終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)後契約の保険金額は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額^(注)以下または減額した保険金額^(注)以下であること (注)前契約が収入保障保険の場合、年金月額に残存期間(端数切り捨て)に対応した期間別係数をかけた金額とする (ウ)前契約が低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、かつ後契約が定期保険または無解約返戻金型定期保険の場合の保険期間は前契約の解約または減額時の残存保険期間を下回らないこと(前契約が100歳満了低解約返戻金型定期保険かつ後契約が100歳満了定期保険である場合は対象外) ※既契約保険期間満了日≦新契約保険期間満了日 ※満期にともなう定期後加入の場合は後契約の保険期間の制限はない(新契約取扱規定の範囲内であることを要する)

4 定期後加入(旧日本興亜生命で募集した契約から他の個人保険への加入)

No	前契約	後契約	取扱条件
4	無解約返戻金型収入保障保険	終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が80歳以下であること (ただし、後契約が養老保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)後契約の保険金額は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額 ^(注) 以下または減額した保険金額 ^(注) 以下であること (注)年金月額に残存期間(端数切り捨て)に対応した期間別係数をかけた金額とする (ウ)前契約に保険料払込免除特約による保険料払込免除が適用されていないこと
5	逓増定期保険	終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)後契約の保険金額は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額以下または減額した保険金額以下であること
6	逓増定期保険 特定疾病保障定期保険	無解約返戻金型収入保障保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)後契約の契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること (イ)後契約の保険金額 ^(注) は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額以下または減額した保険金額以下であること (注)年金月額に保険期間に対応した期間別係数をかけた金額とする (ウ)前契約の契約日 ^(注) が2008年4月1日以前であること (注)自動更新後契約の場合は、契約締結時の契約日のことをさす
7	特定疾病保障定期保険	終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 養老保険 特定疾病保障終身保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、後契約が養老保険、特定疾病保障終身保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)後契約の保険金額は前契約の保険期間満了時もしくは解約時の主契約の保険金額以下または減額した保険金額以下であること
8	平準定期保険特約	終身保険 低解約返戻金型終身保険 定期保険 養老保険 低解約返戻金型定期保険 無解約返戻金型定期保険 変額保険(V2)(死亡保障型)	(ア)被保険者の年齢が85歳以下であること (ただし、後契約が養老保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、契約年齢、保険期間の組合わせは新契約取扱規定の範囲内であること) (イ)後契約の保険金額は平準定期保険特約の保険金額以下であること (ウ)平準定期保険特約の保険期間が前契約主契約の保険期間より短いこと (エ)特約の保険期間満了日の翌日から1か月以内であること(解約または減額時は取扱不可)

5 主たる被保険者の死亡にともなう新契約の取扱い

1 主たる被保険者の死亡に伴う新契約の取扱いとは

旧日本興亜生命の医療保険・がん保険の主たる被保険者が死亡した場合、保険契約は消滅しますが、消滅時から1か月以内に申込・領収が完了した場合に、会社の定めるところにより被保険者選択を受けることなく、新たな契約を締結することができる制度です。

(注1)事務処理については「新契約事務取扱マニュアル」を参照してください。

2 取扱上の注意点

告知	必要ありません ただし、終身がん保険(C3)を非喫煙者保険料率でご加入を希望される場合、喫煙等に関する告知が必要となります。
保険料	新契約の被保険者年齢により計算します。
責任開始日	医療保険：新契約の申込書受領日 ^(注) (注)「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、第1回保険料充当金の領収日(クレジットカード払の場合はオンライン決済承認日) がん保険：旧契約の責任開始日

3 取扱条件

取扱条件：共通

＜1＞旧契約の消滅日(主たる被保険者の死亡日)の翌日から1か月以内に新契約の責任開始の要件※を満たすこと。

※「責任開始期に関する特約」を付加した医療保険(MI-01)、終身がん保険(C3)：申込書の受領が完了していること
上記以外：申込、第1回保険料充当金の領収が完了していること

＜2＞新契約は新契約取扱規定の範囲内であること

＜3＞旧契約の消滅時点で、被保険者(配偶者・子)の資格を有すること

配偶者：主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていること

子：満22歳未満より継続して主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されていること、かつ旧契約の消滅時点で満22歳未満であること、または満22歳以上である場合は満22歳に達した直後の旧契約の年単位の契約応当日の前日までであること

契約形態は以下のとおりであること

旧契約	新契約
本人・配偶者型	配偶者を主たる被保険者とする本人型契約
本人・子型	子を主たる被保険者とする本人型契約
本人・配偶者・子型	配偶者または子をそれぞれの主たる被保険者とする本人型契約

⑤主たる被保険者の死亡にともなう新契約の取扱い

取扱条件：旧契約が医療保険の場合

旧契約の条件

- < 1 > 旧日本興亜生命(旧まごころ生命、旧パートナー生命契約も含みます)で販売された医療保険であること

※日額増減型医療保険、医療保険(08)は対象外です。

新契約の条件

- < 1 > 医療保険(MI-01)のみ取扱可能とし、死亡保険金不担保特則を付加すること
- < 2 > 旧契約消滅時の入院給付金以下であること(主たる被保険者の主契約日額の60%以下であること)
- ※旧契約の主契約日額の60%が新契約における主契約の最低入院給付金日額3,000円を下回る場合は取扱いできません。
- < 3 > 入院給付金の支払限度の型は消滅時の型と同一もしくは支払限度日数が少ない型であること
- < 4 > 付加可能な特約は以下の範囲
- ・ 指定代理請求特約
 - ・ 責任開始期に関する特約※
 - ・ 手術給付金不担保特則
- ※後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。

取扱条件：旧契約ががん保険の場合

旧契約の条件

- < 1 > 旧日本興亜生命(旧まごころ生命、旧パートナー生命契約も含みます)で販売されたがん保険であること

※日額増減型がん保険は対象外です。

新契約の条件

- < 1 > 保険種類は終身がん(C3)(がん診断給付型)であること
- < 2 > 主契約のがん診断給付金額は旧契約の主たる被保険者のがん診断給付金額の60%以下であること
- ※旧契約のがん診断給付金額の60%が新契約における主契約の最低給付金額10万円を下回る場合、主契約のがん診断給付金額は10万円のみ選択可能です。
- ※旧契約にがん診断給付特約が付加されていない場合、主契約のがん診断給付金額は10万円のみ選択可能です。またその場合、がん入院特約は付加必須とします。
- < 3 > 被保険者の年齢が20歳以上の場合で、非喫煙者保険料率での加入を希望される場合は、喫煙等に関する告知が必要となります。
- (告知がない場合は喫煙者保険料率となります。また20歳未満の場合は告知の有無にかかわらず標準保険料率となります。)
- < 4 > 付加可能な特約は以下の範囲
- ・ 指定代理請求特約
 - ・ がん入院特約
- < 5 > がん入院特約を付加する場合、旧契約の主契約日額の60%以下であること
- < 6 > 本取扱による新契約には、最低保険料の規定は適用しません。

第2章

商品編

I. 主契約取扱規定

1 医療保険(MI-O1)

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 主契約取扱パターン

保険契約の型	入院給付金の支払限度の型	死亡保険金倍数※2	保険期間の制限
B型※1	120日型	100倍	終身
		0倍	有期・終身
	60日型	0倍、100倍	終身
	40日型	0倍	

※1 A型は、フェミニヌ・フェミニヌneo、プライムネオのみ

※2 倍数は、主契約の入院給付金日額に対する倍数です。

3 保険期間、払込期間、契約年齢別取扱範囲

保険期間		払込期間	契約年齢範囲					
			0歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
有期	10年	全期払	0					80
	15年		0				75	
	20年		0				70	
終身	5年	全期払	0					80
	10年		0					80
	55歳		0	40				
	60歳		0	45				
	65歳		0		50			
	70歳		0		55			
	75歳		0			60		
	80歳		0			65		
	85歳		0				70	
	終身							80

①医療保険(MI-01)

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1※2	○※3			

※1 医療用総合生活障害保障特約が付加されている場合、取扱不可とします。

※2 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※3 責任開始期に関する特約の付加状況に関わらず取扱可能です。

5 最低入院給付金日額・最高入院給付金日額・入院給付金日額単位

最低入院給付金日額	最高入院給付金日額	入院給付金日額単位
3,000円	20,000円	1,000円

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
契約年齢 0歳～15歳 1,000円 契約年齢 16歳～80歳 1,600円	1,000円

① 医療保険(MI-01)

7 付加することのできる特約・特則

■特約一覧

特約	B型有期	B型終身
医療用がん入院特約※1	○	○
医療用女性疾病入院特約※1	○	○
医療用入院一時金特約	○	○
医療用通院特約※2	○	○
医療用新三大疾病一時金特約	×	○※3
医療用特定疾病診断保険料免除特約	×	○※4
医療用保険料免除特約	×	○※4
医療用新先進医療特約※5	○	○
医療用総合生活障害保障特約	×	○※6
介護一時金特約	×	○※6
医療用介護年金特約	×	○※6
医療用新がん診断給付特約	×	○※3
医療用新がん外来治療給付特約	×	○※2※3※7
医療用抗がん剤治療給付特約	×	○※3
指定代理請求特約	○	○
医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)	×	○※8

※1 入院給付金の支払限度の型は主契約と同一のみ取り扱います。

※2 1契約に医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を同時に付加することはできません。ただし、契約が分かれていれば付加可能です。

※3 契約年齢が5歳以下の場合には付加できません。

※4 1契約に医療用特定疾病診断保険料免除特約と医療用保険料免除特約を同時に付加することはできません。ただし、契約が分かれていれば付加可能です。

※5 1被保険者通算1契約となります。医療用新先進医療特約、医療(08)用先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約、新がん先進医療特約、臓器移植医療給付金付先進医療保険、旧日本興亜生命で募集した先進医療特約(M08)を重複して付加することはできません。

※6 契約年齢が14歳以下の場合には付加できません。

※7 医療用新がん診断給付特約を付加する場合のみ付加することができます(単独付加はできません)。

※8 被保険者を同一とする別契約で健康回復支援給付金が支払われている場合は、付加できません。

■特則一覧

特則	B型有期	B型終身
新三大疾病支払日数無制限特則	○	○
七大生活習慣病追加給付特則※9	○	○
死亡保険金不担保特則	○	○
手術給付金不担保特則	○	○

※9 1回の入院についての支払日数の限度は、主契約の支払限度の型に応じて以下のとおりとなります。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数の限度
40日	80日
60日	60日
120日	60日

①医療保険(MI-01)

8 特別条件をつける場合の特約・特則の取扱い

(1) 特定部位・指定疾病不担保法

主契約に特定部位・指定疾病不担保法が適用された場合、以下の特約・特則についても同様の分類番号・期間が不担保となります。

- 医療用がん入院特約
- 医療用女性疾病入院特約
- 医療用入院一時金特約
- 医療用通院特約
- 医療用新三大疾病一時金特約
- 医療用新先進医療特約
- 医療用特定疾病診断保険料免除特約
- 医療用保険料免除特約
- 七大生活習慣病追加給付特則
- 医療用新がん診断給付特約
- 医療用新がん外来治療給付特約
- 新三大疾病支払日数無制限特則
- 医療用手術増額特約
- 医療用総合生活障害保障特約
- 医療用抗がん剤治療給付特約

(2) 特別保険料領収法

適用しない。

(3) 特定高度障害不担保法※

主契約に特定高度障害不担保法が適用された場合、以下の特約・特則についても同様に不担保となります。

- 医療用保険料免除特約

※特定高度障害不担保法を適用する場合、介護一時金特約は付加できません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・医療用総合生活障害保障特約付加
- ・保険契約の型がA型

1-2 フェミニヌ・フェミニヌneo

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 取扱パターン

◎フェミニヌ、フェミニヌneoは以下に記載するパターンに限定した取扱いとなります。

◎その他の取扱いについては、医療保険(MI-O1)の規定に準じます。

<主契約>医療保険(MI-O1)

保険契約の型	死亡保険金倍数	入院給付金の支払限度の型	保険期間・払込期間の制限	生存給付金
A型	入院給付金日額の100倍	180日型	有期(15年)	3年ごと入院給付金日額の15倍

<取扱注意点>

- ◎フェミニヌ・フェミニヌneoともに保険契約者は個人に限定します。法人および個人事業主契約は取扱いできません。
- ◎被保険者は女性のみとなります。
- ◎医療用女性疾病入院特約の入院給付金の支払限度の型も180日型となります。
- ◎医療保険(MI-O1)に定期保険特約を付加できるのはフェミニヌおよびプライムネオのみの取扱いとなります。
- ◎指定代理請求特約が付加可能です。

1 フェミニヌ(一般取扱)

主契約・特約・特則	入院給付金日額(保険金額)					
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5	プラン6
	10,000円プラン		7,000円プラン		5,000円プラン	
医療保険(MI-O1)	10,000円		7,000円		5,000円	
医療用女性疾病入院特約	5,000円		3,000円		5,000円	
新三大疾病支払日数無制限特則	あり					
定期保険特約	200万円		230万円		250万円	
医療用通院特約	10,000円		7,000円		5,000円	
医療用入院一時金特約	10万円					
医療用新先進医療特約	あり	なし	あり	なし	あり	なし

(注)「フェミニヌ」は全プラン構成員契約規制上の第一分野に該当します。したがって、法人代理店が当該法人代理店および特定関係法人の役員・従業員(パート・アルバイト・派遣社員等を含みます。)を契約者とする契約を取り扱うことはできません。

①-2フェミニーヌ・フェミニーヌneo

② フェミニーヌneo

主契約・特約・特則	入院給付金日額(保険金額)					
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5	プラン6
	10,000円プラン		7,000円プラン		5,000円プラン	
医療保険(MI-O1)	10,000円		7,000円		5,000円	
医療用女性疾病入院特約	5,000円		3,000円		5,000円	
新三大疾病支払日数無制限特則	あり					
医療用通院特約	10,000円		7,000円		5,000円	
医療用入院一時金特約	15万円		14万円		10万円	
医療用新先進医療特約	あり	なし	あり	なし	あり	なし

③ 契約年齢

18歳～60歳

④ 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 責任開始期に関する特約の付加状況に関わらず取扱可能です。

⑤ 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,600円	1,000円

①-2フェミニーヌ・フェミニーヌneo

6 特別条件付保険特約の取扱い

特定部位・指定疾病不担保法	特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	×	×	○

7 特別条件をつける場合の特約・特則の取扱い

(1) 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

主契約に特定部位・指定疾病不担保法が適用された場合、以下の特約・特則についても同様の分類番号・期間が不担保となります。

- ◎医療用女性疾病入院特約
- ◎新三大疾病支払日数無制限特則
- ◎医療用通院特約
- ◎医療用入院一時金特約
- ◎医療用新先進医療特約

(2) 特定高度障害不担保法

- ◎定期保険特約

8 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

1-3 プライムネオ

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 取扱パターン

◎このパターン以外は取り扱いません。

◎その他の取扱いについては、医療保険(MI-O1)の規定に準じます。

<主契約>医療保険(MI-O1)

保険契約の型	死亡保険金倍数	入院給付金の支払限度の型	保険期間・払込期間の制限	生存給付金
A型	入院給付金日額の100倍	180日型	有期(15年)	3年ごと 入院給付金日額 の15倍

<取扱注意点>

◎保険契約者は個人に限定します。法人および個人事業主契約は取扱いできません。

◎医療保険(MI-O1)に定期保険特約を付加できるのはプライムネオおよびフェミニヌのみの取扱いとなります。

◎指定代理請求特約が付加可能です。

主契約・特約・特則	入院給付金日額(保険金額)					
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5	プラン6
	10,000円プラン		7,000円プラン		5,000円プラン	
医療保険(M I - O 1)	10,000円		7,000円		5,000円	
新三大疾病支払日数無制限特則	あり					
定期保険特約	900万円		930万円		950万円	
医療用通院特約	10,000円		7,000円		5,000円	
医療用入院一時金特約	10万円					
医療用新先進医療特約	あり	なし	あり	なし	あり	なし

(注)「プライムネオ」は全プラン構成員契約規制上の第一分野に該当します。したがって、法人代理店が当該法人代理店および特定関係法人の役員・従業員(パート・アルバイト・派遣社員等を含みます。)を契約者とする契約は取り扱うことはできません。

3 契約年齢

18歳～60歳

①-3 プライムネオ

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 責任開始期に関する特約の付加状況に関わらず取扱可能です。

5 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,600円	1,000円

6 特別条件付保険特約の取扱い

特定部位・指定疾病不担保法	特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	×	×	○

7 特別条件をつける場合の特約・特則の取扱い

(1) 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

主契約に特定部位・指定疾病不担保法が適用された場合、以下の特約・特則についても同様の分類番号・期間が不担保となります。

- ◎新三大疾病支払日数無制限特則
- ◎医療用通院特約
- ◎医療用入院一時金特約
- ◎医療用新先進医療特約

(2) 特定高度障害不担保法

- ◎定期保険特約

8 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

2 限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)

1 選択区分

告知書扱

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

		契約年齢範囲	
保険期間	払込期間	18歳	終身
終身	5年		85
	10年		85
	55歳	40	
	60歳	45	
	65歳	50	
	70歳	55	
	75歳	60	
	80歳	65	
	85歳	70	
	終身		85

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 責任開始期に関する特約の付加状況に関わらず取扱可能です。

4 最低給付金・最高給付金・給付金単位

最低給付金	最高給付金	給付金単位
5万円	18～80歳：20万円※ 81～85歳：10万円※	1万円

※被保険者単位で限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)を通算して20万円(81歳～85歳は10万円)以下とします。

5 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,600円	1,000円

② 限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)

6 付加することのできる特約・特則

指定代理請求特約
 限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約
 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約
 限定告知医療用新先進医療特約(支援給付金付)
 限定告知医療用入院給付特約
 限定告知医療用外来手術給付特約
 限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約
 新三大疾病支払回数無制限特則
 新三大疾病支払日数無制限特則
 限定告知介護一時金特約
 限定告知介護年金特約
 ※特約の取扱基準については特約取扱規定をご確認ください。

7 特約の保険期間・払込期間

- ・主契約と同一です。
- ・限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約、限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

8 特別条件付保険特約の取り扱い

取り扱いません。

9 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

取り扱いません。

10 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

11 各種制限

各種制限	取扱内容
妊婦の取扱い	告知に該当しない場合は取扱可能です。
事業保険の取扱い	取扱可能です。 【留意点】 ◎事業保障目的での代表者・役員のための加入を認めます。 ◎従業員を被保険者とする福利厚生目的の申込みは、選択型に加入できない等の理由がある場合のみ取り扱います。 選択型に加入できない等の理由による場合で、多数の従業員が本商品での加入となるようなケースについては、実質的に会社諸規程の運営が本商品にて行われていると判断し、誤認防止の観点から加入目的と申込内容が合致していることを契約者に確認するための確認書を本社送付後に追加で提出するよう指示することもあるので留意してください。 ◎本商品を全従業員に付保することを前提としたプランは、取扱いできません。 (注)個人事業主が契約者であっても、個人事業主本人を被保険者とする場合は、事業保険ではなく個人契約として取り扱います。

3 払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険

1 選択区分

告知書扱

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

		契約年齢	
保険期間	払込期間	20歳	80歳
終身	5年		
	10年		
	終身払		

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 責任開始期に関する特約の付加状況に関わらず取扱可能です。

4 給付金額・付加限度

給付金額	付加限度
5万円	被保険者単位で骨折治療給付金額を 通算して、10万円以下
10万円	

5 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,600円	1,000円

③ 払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険

6 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	限定告知認知症一時金特約	限定告知介護一時金特約	限定告知介護年金特約	限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約	指定代理請求特約
払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	○※1	○	○	○	○※2

※1 付加必須となります。

※2 個人および個人事業主契約の場合、付加必須となります。法人契約は災害死亡給付金受取人が法人以外の場合、付加必須となります。

7 特約の保険期間・払込期間

- ・主契約と同一です。
- ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一です。

8 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

9 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

取り扱いません。

10 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

11 ご家族連絡先登録

◎個人契約の場合、登録が必要となります。

「ご家族連絡先登録用紙」(代理店システム出力帳票または印刷物番号891123)を必ず取付けます。

◎法人契約・個人事業主契約は、登録いただけません。

◎指定できる家族の範囲は、日本国内在住の契約者の戸籍上の配偶者または4親等以内の親族(血族・姻族)です。

◎1名の登録が必要です。2人目の登録は任意です。

ご家族連絡先登録について

「ご家族連絡先登録制度」にご登録いただきますと、あらかじめ登録されたご家族(以下「登録家族」)は、ご契約者様に代わって契約内容のお問い合わせやお手続き書類の取り寄せなどができるようになります。また、登録家族宛に認知症などの疾病に関する情報や各種サービスを書類などでご案内させていただきます。

なお、ご契約者様を同一とする他のご契約についても本制度の対象となります。

4 総合生活障害保障保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 取扱にあたっての留意点

◎保険契約者は法人および個人事業主に限定します。従業員については、通算保険金額を3,000万円以下とします。

3 保険期間・払込期間・契約年齢範囲

1 歳満了

		契約年齢		
保険期間	払込期間	15歳	50歳	70歳
55歳	全期払	15	50	
56歳		15	51	
57歳		15	52	
58歳		15	53	
59歳		15	54	
60歳		15	55	
61歳		15	56	
62歳		15	57	
63歳		15	58	
64歳		15	59	
65歳		15	60	
66歳		15	61	
67歳		15	62	
68歳		15	63	
69歳		15	64	
70歳		15	65	
71歳		15	66	
72歳		15	67	
73歳		15	68	
74歳		15	69	
75歳		15	70	
76歳		15	70	
77歳		15	70	
78歳		15	70	
79歳		15	70	
80歳		15	70	
81歳		15	70	
82歳		15	70	
83歳		15	70	
84歳		15	70	
85歳		15	70	
86歳		15	70	
87歳		15	70	
88歳		15	70	
89歳		15	70	
90歳		15	70	

4 総合生活障害保障保険

2 満了年齢が100歳(年満了)

		契約年齢	
保険期間	払込期間	15歳	70歳
100－契約年齢範囲(年)		15	70

(注) 満了年齢が100歳となる総合生活障害保障保険は「年満了」となります。

【例】契約年齢が30歳の場合 ⇒ 保険期間：70年満了

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱※1	特別団体扱※1	集団扱※1	クレカ
	○	○	○	○	×
その他	前納	1PCO			
	○※2	×			

※1 団体扱・特別団体扱・集団扱の場合、責任開始期に関する特約は付加できません。

※2 現在取扱停止中です。

5 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位・加入限度

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位	加入限度
300万円	20,000万円	10万円	15歳～20歳： 4,000万円 21歳～65歳： 20,000万円 66歳～70歳： 5,000万円

6 通算限度

1 被保険者あたり総合生活障害保険金額を通算します。

総合生活障害保険金は、他の普通死亡保険金と相互に通算しません。

7 最低保険料

一般扱・団体扱・特別団体扱・集団扱		
月払	半年払	年払
1万円	6万円	12万円

4 総合生活障害保障保険

8 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	年金支払特約	指定代理請求特約
総合生活障害保障保険	○	○

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

10 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

取り扱いません。

11 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

5 無解約返戻金型総合生活障害保障保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 取扱にあたっての留意点

◎保険契約者は法人および個人事業主に限定します。従業員については、通算保険金額を3,000万円以下とします。

3 保険期間・払込期間・契約年齢範囲

歳満了

保険期間	払込期間	契約年齢		
		15歳	40歳	70歳
55歳	全期払	15	40	
56歳		15	41	
57歳		15	42	
58歳		15	43	
59歳		15	44	
60歳		15	45	
61歳		15	46	
62歳		15	47	
63歳		15	48	
64歳		15	49	
65歳		15	50	
66歳		15	51	
67歳		15	52	
68歳		15	53	
69歳		15	54	
70歳		15	55	
71歳		15	56	
72歳		15	57	
73歳		15	58	
74歳		15	59	
75歳		15	60	
76歳		15	61	
77歳		15	62	
78歳		15	63	
79歳		15	64	
80歳		15	65	
81歳		15	66	
82歳		15	67	
83歳		15	68	
84歳		15	69	
85歳		15		70
86歳		15		70
87歳		15		70
88歳		15		70
89歳		15		70
90歳		15		70

5 無解約返戻金型総合生活障害保障保険

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱※1	特別団体扱※1	集団扱※1	クレカ
	○	○	○	○	×
その他	前納	1PCO			
	○※2	×			

※1 団体扱・特別団体扱・集団扱の場合、責任開始期に関する特約は付加できません。

※2 現在取扱停止中です。

5 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位・加入限度

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位	加入限度
300万円	20,000万円	10万円	15歳～20歳： 4,000万円 21歳～65歳： 20,000万円 66歳～70歳： 5,000万円

6 通算限度

1 被保険者あたり総合生活障害保険金額を通算します。

総合生活障害保険金は、他の普通死亡保険金と相互に通算しません。

7 最低保険料

一般扱・団体扱・特別団体扱・集団扱		
月払	半年払	年払
1万円	6万円	12万円

8 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	年金支払特約	指定代理請求特約
無解約返戻金型 総合生活障害保障保険	○	○

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

⑤ 無解約返戻金型総合生活障害保障保険

10 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

取り扱いません。

11 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

6 がん保険(01)

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 取扱いにあたっての留意点

すべての保険契約の型において個人契約・法人契約ともに新規契約は取扱いできません。ただし既契約のある法人契約(個人事業主契約を含みます。)の追加加入のみ取り扱います。(契約者が同一であれば被保険者は相違していても取扱可能です。)

3 主契約取扱パターン

(注)すべての保険契約の型において、がん死亡保険金倍数2000倍型の既契約がある被保険者の追加加入は取扱いできません。

保険契約 の 型	がん死亡※ ¹ 保険金倍数	死亡給付金の型	がん診断※ ¹ 給付金倍数	がん通院※ ¹ 給付金割合	がん長期入院 給付金割合※ ¹
BI型	50倍 200倍	定額型(10倍)	100倍	50%	50%
	400倍 ※ ²	なし (死亡給付金不担保特則付加)			
BII型	50倍 200倍	定額型(10倍)		なし	
	400倍 ※ ²	なし (死亡給付金不担保特則付加)			
BIII型	400倍 ※ ²	なし (死亡給付金不担保特則付加)	なし	50%	
BIV型	400倍 ※ ²				
	2000倍 ※ ² 、※ ³				

※¹ 倍数および割合(%)は、がん入院給付金日額に対する倍数および割合です。

※² 保険期間終身・払込期間終身のみ取り扱います。

※³ 同一被保険者で既契約および同時申込に法人契約(払済契約を除きます。)のがん保険がある場合は取扱いできません。

⑥がん保険(01)

4 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

		契約年齢※ ¹				
保険期間	払込期間					
		6歳	50歳	60歳	70歳	80歳
年満了	5年	6 70				
	10年	6 70				
	15年	6 65				
	20年	6 60				
歳満了	55歳	6 50				
	60歳	6 50				
	65歳	6 55				
		6 50				
	70歳	6 55				
		6 60				
		6 65				
		6 70				
	75歳	6 50				
		6 55				
		6 60				
		6 65				
		6 70				
	80歳	6 50				
		6 55				
		6 60				
		6 65				
		6 70				
		6 70				
	終身 ※ ²	6 45				
		6 50				
		6 55				
		6 60				
		6 65				
		6 70				
		6 70				
		6 70				

※¹ がん死亡保険金倍数2000倍型は契約年齢が15歳以上の場合のみ取り扱います。

※² 死亡給付金不担保特則を付加した場合、保険期間終身・払込期間終身のみ取り扱います。

⑥がん保険(01)

5 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱※ ¹	特別団体扱※ ¹	集団扱※ ¹	クレカ
	○	○	○	○	×
その他	前納	1PCO			
	○※ ²	×			

※¹ 団体扱・特別団体扱・集団扱の場合、責任開始期に関する特約は付加できません。

※² 現在取扱停止中です。

6 がん入院給付金日額の取扱範囲

(注)すべての保険契約の型において、がん死亡保険金倍率2000倍型の既契約がある被保険者の追加加入は取扱いできません。

		入院給付金日額範囲等		
保険契約の型 がん死亡保険金倍率		BI型 50・200倍	BII型 50・200倍	BI・BII・BIII・BIV型 400倍
契約年齢	6歳～20歳	10,000円～20,000円		
	21歳～60歳	10,000円～30,000円	10,000円～40,000円	10,000円～30,000円
	61歳～70歳	10,000円～20,000円		
日額単位		1,000円		

		入院給付金日額範囲等	
保険契約の型 がん死亡保険金倍率		BIV型 2000倍	
契約年齢	6歳～14歳	取扱不可	
	15歳～70歳	従業員：5,000円～7,500円 役員：5,000円～10,000円 (役員であることの確認資料を個別に求める場合もあります。) (注)同一被保険者で既契約および同時申込に法人契約(払済契約を除きます。)のがん保険がある場合は取扱いできません。	
日額単位		500円	

⑥がん保険(01)

7 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

8 付加することのできる特約

指定代理請求特約

※給付金受取人が被保険者本人以外の場合、指定代理請求特約は付加できません。

9 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

10 特定部位・指定疾病不担保法の取扱い

取り扱いません。

11 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加

12 複数契約の通算

個人契約・法人契約を合算した複数契約を通算して以下のすべてを満たす範囲内を限度とします。

1 がん死亡保険金額

契約年齢	がん死亡保険金額※
全年齢	2,000万円以下

※がん死亡保険金額には、以下の主契約・特約のがん死亡保険金額を通算します。

主契約	特約
がん保険(01) がん保険(新がん保険A型・夫婦型を含みます。) 年齢群団別がん保険	家族がん特約(01) がん死亡特約

⑥がん保険(01)

② がん入院給付金日額

契約年齢	がん入院給付金日額※
全年齢	40,000円以下

※がん入院給付金日額には、以下の主契約・特約のがん入院給付金日額を通算します。

主契約	特約
がん保険(2010) がん保険(01) がん保険(新がん保険A型・夫婦型を含みます。) 年齢群団別がん保険	家族がん特約(01) 医療(01)用がん入院特約 新終身医療(01)用がん入院特約 医療(08)用がん入院特約 医療用がん入院特約 女性特定がん入院特約 新女性特定がん入院特約 がん入院特約

なお、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約のがん入院給付金日額も通算します。

主契約	特約
がん保険(家族型を含みます。) 日額増減型がん保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします。(第二保険期間))	がん入院特約(医療保険)

③ がん診断給付金額・がん認定給付金額

契約年齢	がん診断給付金額・がん認定給付金額※
全年齢	600万円以下

※がん診断給付金額・がん認定給付金額には、以下の主契約・特約のがん診断給付金額・がん認定給付金額を通算します。

主契約	特約
がん保険(2010) がん保険(01) がん保険(新がん保険A型・夫婦型を含みます。) 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)	家族がん特約(01) 年齢群団別がん診断給付特約 女性特定がん入院特約 医療(08)用がん診断給付特約 医療用がん診断給付特約 医療用新がん診断給付特約 がん診断給付特約

④ がん通院給付金日額

契約年齢	がん通院給付金日額※
全年齢	15,000円以下

※がん通院給付金日額には、以下の主契約・特約のがん通院給付金日額を通算します。

主契約	特約
がん保険(01)	家族がん特約(01)

7 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 保険期間、払込期間、契約年齢範囲

保険期間	払込期間	契約年齢範囲	
		6歳	終身
終身	5年		80
	10年		80
	55歳	40	
	60歳	45	
	65歳	50	
	70歳	55	
	75歳	60	
	80歳	65	
	85歳	70	
	終身		80

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○※1	○※1	○※1	○
その他	前納	1PCO			
	○※2	○※1			

※1 責任開始後保険料払込方式(詳細は新契約事務取扱マニュアルを参照してください)

※2 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

4 最低給付金・最高給付金・給付金単位

最低給付金	最高給付金	給付金単位
5万円	30万円	1万円

5 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,000円	

7 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)

6 付加することのできる特約・特則

指定代理請求特約
 がん保険料免除特約
 がん入院特約
 新がん先進医療特約
 がん外来治療給付特約※
 がん診断給付特約

※がん診断給付特約を付加する場合のみ付加することができます(単独付加はできません)。

7 給付金額および入院給付金日額の取扱範囲

入院給付金日額等は特約取扱規定に記載。

8 特別条件をつける場合の特則

取り扱いません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次の場合、一括契約の取扱いはできません。
 ・指定代理請求特約付加

10 その他

料率区分

1. 20歳以上
 - (1) 非喫煙者保険料率
 - (2) 喫煙者保険料率※
2. 20歳未満

標準保険料率

※喫煙者保険料率を適用した場合は、禁煙チャレンジの対象となります。

※標準保険料率を適用した場合は、禁煙チャレンジの対象にはならず、契約期間中に20歳を超えても非喫煙者保険料率の適用はありません。

8 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 保険期間、払込期間、契約年齢範囲

保険期間	払込期間	契約年齢範囲	
		6歳	終身
終身	5年		80
	10年		80
	55歳	40	
	60歳	45	
	65歳	50	
	70歳	55	
	75歳	60	
	80歳	65	
	85歳	70	
	終身		80

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○※1	○※1	○※1	○
その他	前納	1PCO			
	○※2	○※1			

※1 責任開始後保険料払込方式(詳細は新契約事務取扱マニュアルを参照してください)

※2 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

4 最低給付金・最高給付金・給付金単位

最低給付金	最高給付金	給付金単位
10万円	400万円	10万円

5 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,000円	

⑧ 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

6 付加することのできる特約・特則

指定代理請求特約
 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約
 がん保険料免除特約
 がん入院特約
 新がん先進医療特約
 がん外来治療給付特約

7 給付金額および入院給付金日額の取扱範囲

■次の保険種類を通算して600万円以下とします

- ①主契約
 がん保険(O1)、がん保険(新がん保険A型・夫婦型を含みます)、がん保険(2010)、終身がん保険(C3)(がん診断給付型)
- ②特約
 家族がん特約(O1)、年齢群団別がん診断給付特約、女性特定がん入院特約、医療(O8)用がん診断給付特約、医療用がん診断給付特約、医療用新がん診断給付特約、がん診断給付特約

■次の保険種類を通算して400万円を限度とします。

- ①主契約
 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)
- ②特約
 医療(O8)用がん診断給付特約、医療用がん診断給付特約、医療用新がん診断給付特約、医療(O8)用三大疾病入院一時金特約、医療用三大疾病入院一時金特約、医療用新三大疾病一時金特約、がん診断給付特約

■入院給付金日額等は特約取扱規定に記載

8 特別条件をつける場合の特則

取り扱いません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次の場合、一括契約の取扱いはできません。
 ・指定代理請求特約付加

10 その他

料率区分

1. 20歳以上
 - (1) 非喫煙者保険料率
 - (2) 喫煙者保険料率※
2. 20歳未満
 標準保険料率

※喫煙者保険料率を適用した場合は、禁煙チャレンジの対象となります。

※標準保険料率を適用した場合は、禁煙チャレンジの対象にはならず、契約期間中に20歳を超えても非喫煙者保険料率の適用はありません。

9 こども保険

1 選択区分

契約者	告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱 次の算式にて算出した金額を契約者の診査基準Sとします。(注) A型：基準保険金額×8 B型：基準保険金額×係数 係数：15歳満了：0.2 18歳満了：0.3 22歳満了：0.5
被保険者	原則A型・B型とも告知書扱とします。ただし、他に過去5年以内の普通死亡保険金額(告知書扱S)があり、その保険金額を通算して4,000万円超の場合は告知書扱の取扱範囲を超えることになります。(15歳の場合)

(注)例えば、複数のこどもをそれぞれ被保険者とする契約を父親が契約者となり同時加入する場合、保険金額によっては、契約者の選択区分が告知書扱の取扱範囲を超える場合がある点に注意してください。

2 取扱いにあたっての留意点

◎契約者の範囲

被保険者の父母または2親等以内の親族

ただし、A型においては被保険者を扶養している者に限ります。

(A型においては被保険者の父母がいる場合、祖父母は契約者になりません。)

◎養育年金の型(A型の場合)は「定額型」のみ取り扱います。

◎養育年金支払率は「100%」のみ取り扱います。

3 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

保険期間	払込期間	被保険者の 契約年齢範囲	契約者の契約年齢範囲	
			A型	B型
15歳満了	全期払	0歳～9歳	18歳～70歳	18歳～70歳 ただし、保険期間満了時の 年齢は90歳以下とします。
18歳満了		0歳～12歳	18歳～65歳	
22歳満了		0歳～15歳	18歳～55歳	

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○
その他	前納	1PCO※			
	○	○			

※この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いできません。

9 こども保険

5 最低基準保険金額・最高基準保険金額・保険金単位

被保険者契約年齢	最低基準保険金額	最高基準保険金額	保険金単位
0歳～5歳	50万円	500万円	10万円
6歳～15歳		1,000万円	

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約

指定代理請求特約

8 特別条件付保険特約の取扱い

	特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
契約者	○*	×	○
被保険者	×	×	×

※保険料建(P建)の場合は取り扱いません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建※
○	×	×	○

※保険料建の保険料単位は、1,000円です。

※保険料建の場合の主契約基準保険金単位は、100円です。

10 出生前加入特則の取扱い

◎責任開始日が出産予定日の140日前から取り扱います。(出産予定日は母子手帳に記載されている日とします。)

◎取扱基準保険金額は500万円を限度とします。

10 終身保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

保険期間	払込期間	契約年齢					
		1歳	5歳	50歳	60歳	70歳	80歳
終身	55歳	1	5	50			
	60歳	1	5	55			
	65歳	1	5		60		
	70歳	1	5		65		
	75歳	1	5			70	
	80歳	1	5			75	
	85歳	1	5			75	
	90歳	1	5			75	
	終身払	1	5			75	

【契約年齢1歳～5歳の取扱条件】

主契約のみの取扱いとなり、特約(リビング・ニーズ特約、介護前払特約、年金支払特約、指定代理請求特約は除きます。)は付加できません。

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 定期保険特約、災害死亡特約を付加した法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

10 終身保険

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
50万円	3億円	10万円

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
保険金額	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約

主契約	特約	定期保険 特約	養老保険 特約	災害死亡 特約	リビング・ ニーズ特約	介護前払 特約	年金支払 特約	健康体料率 特約	指定代理 請求特約
終身保険		○※1	○※1	○※2	○	○※3	○※1	○※1、※4	○

※1 5年ごと利差配当付契約には付加できません。

※2 契約年齢が14歳以下の場合は付加できません。

※3 終身払の場合は付加できません。

※4 健康体料率特約による割引は定期保険特約にのみ適用されます。(終身保険には適用されません。)
健康体料率特約を付加した場合の取扱いは181ページを参照してください。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	○	○

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
○	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・健康体料率特約付加
- ・5年ごと利差配当付契約
- ・介護前払特約付加
- ・リビング・ニーズ特約付加

11 低解約返戻金型終身保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

保険期間	払込期間	契約年齢						
		1歳	5歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
終身	55歳	1	5	45				
	60歳	1	5		50			
	65歳	1	5		55			
	70歳	1	5			60		
	75歳	1	5			65		
	80歳	1	5				70	
	85歳	1	5				75	
	90歳	1	5				75	
	終身払	1	5				75	

【契約年齢 1 歳～5 歳の取扱条件】

主契約のみの取扱いとなり、特約(リビング・ニーズ特約、介護前払特約、年金支払特約、指定代理請求特約は除きます。)は付加できません。

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 定期保険特約、災害死亡特約、介護一時金特約を付加した法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
50万円	3億円	10万円

⑪ 低解約返戻金型終身保険

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
保険金額	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約

1 特定疾病診断保険料免除特約を付加する場合

主契約 \ 特約	介護一時金特約	リビング・ニーズ特約	介護前払特約	年金支払特約	指定代理請求特約
低解約返戻金型終身保険	○※1	○	○※2	○※3	○

※1 契約年齢が14歳以下の場合は付加できません。

※2 終身払の場合は付加できません。

※3 5年ごと利差配当付契約には付加できません。

2 特定疾病診断保険料免除特約を付加しない場合

主契約 \ 特約	定期保険特約	災害死亡特約	介護一時金特約	リビング・ニーズ特約	介護前払特約	年金支払特約	健康体料率特約	指定代理請求特約
低解約返戻金型終身保険	○※1	○※2	○※2	○	○※3	○※1	○※1、 ○※4	○

※1 5年ごと利差配当付契約には付加できません。

※2 契約年齢が14歳以下の場合は付加できません。

※3 終身払の場合は付加できません。

※4 健康体料率特約による割引は定期保険特約にのみ適用されます。(低解約返戻金型終身保険には適用されません。)
健康体料率特約を付加した場合の取扱いは181ページを参照してください。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○※1※2	○※1	○※2

※1 特別保険料領収法、保険金削減支払法を適用する場合、特定疾病診断保険料免除特約は付加できません。

※2 特別保険料領収法、特定高度障害不担保法を適用する場合、介護一時金特約は付加できません。

11 低解約返戻金型終身保険

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
○	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・健康体料率特約付加
- ・5年ごと利差配当付契約
- ・介護前払特約付加
- ・リビング・ニーズ特約付加
- ・特定疾病診断保険料免除特約

12 無選択型終身保険

1 選択区分

無選択

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

		契約年齢			
保険期間	払込期間	40歳	55歳	75歳	80歳
終身	60歳	40	55		
	終身	40		75	

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○
その他	前納	1PCO			
	○	○※			

※この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いできません。

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

契約年齢	最低保険金額	最高保険金額 (回払)※1	最高保険金額 (通算)※2	保険金単位
40歳～60歳	50万円	500万円	1,000万円	10万円
61歳～75歳	50万円	300万円	1,000万円	10万円

※1 無選択型終身保険に複数契約加入する場合、上表の「最高保険金額(回払)」を上限とします。

※2 一時払無選択型終身保険(金融機関窓口販売でのみ取扱い)と通算した場合の最高保険金額です。

5 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

12 無選択型終身保険

6 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	リビング・ニーズ特約	年金支払特約	指定代理請求特約
無選択型終身保険	○	○	○

7 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

8 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

9 事業保険の取扱い

取り扱います。

【留意点】

◎事業保障目的での代表者・役員のための加入を認めます。

◎従業員を被保険者とする福利厚生目的の加入については、選択型に加入できない等の理由がある場合のみ取り扱います。

取り扱う場合は、取扱者の報告書の「その他記入欄」に取扱理由を明記してください。

なお、上記理由による場合で、多数の従業員が本商品での加入となるようなケースについては、実質的に会社諸規程の運営が本商品にて行われていると判断し、誤認防止の観点から加入目的と申込内容が合致していることを契約者に確認するため、計上後に契約者から確認書の提出を指示することもあるので留意してください。

◎本商品を全従業員に付保することを前提としたプランは、取扱いできません。

(注)個人事業主が契約者であっても、個人事業主本人を被保険者とする場合は、事業保険ではなく個人契約として取り扱います。

10 募集上の注意点

他の保険種類と同様、被保険者が申込日現在入院中の場合、募集不可とします。また、病院内募集等の特定リスク集団に対する募集も不可とします。

13 無解約返戻金型収入保障保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

※健康体料率特約を付加した場合、告知書扱は取り扱いません。

2 年金の型・保険契約の型等

年金支払保証期間	5年	2年
保険料払込方式	平準払込方式	平準払込方式 逓減払込方式 ^(注)
年金の型	定額型	

(注)主契約の保険料が、5年ごとに初年度保険料の5%相当額※ずつ減少し、保険期間満了直前5年間は初年度保険料の50%相当額※となる方式です。ただし、保険料の下限は、保険期間を通じて初年度保険料の50%相当額※となります。

※5%相当額および50%相当額は、基準年金月額・経過年数等により、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があり、保険料の推移は、保険証券および保険設計書等に表示されています。

3 保険期間・払込期間・契約年齢取扱範囲

◎契約タイプ(性別、年金支払保証期間、保険料払込方式)によらず共通です。

◎短期払は取り扱いません。

契約年齢別取扱範囲		
全期払	契約年齢	保険期間(歳)
	20歳～34歳	45～90歳
	35歳～80歳	(契約年齢+10)～90歳

4 保険料払込方法

回数※	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	×※2			

※1 逓減払込方式の場合、取扱いできません。また、法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱・集団扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

13 無解約返戻金型収入保障保険

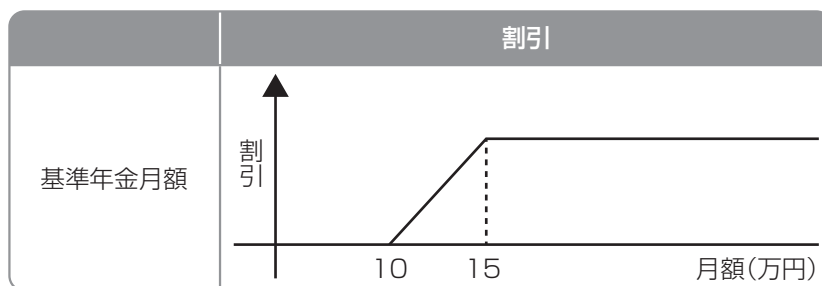
5 最低基準年金月額・最高年金現価保険金額・基準年金月額単位

最低基準年金月額	最高年金現価保険金額	基準年金月額単位
5万円	3億円	1万円

※ただし、健康体料率特約を付加した場合、主契約および付加されている特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上の場合のみ取り扱います。

6 高額割引の保険金額等範囲

基準年金月額が11万円以上の場合、高額割引の対象となります。



7 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,000円	

8 付加することのできる特約・特則

特約・特則	定期保険特約	災害死亡特約	リビング・ニーズ特約	健康体料率特約	七大疾病・就労不能保険料免除特約	遡減払込方式特則	無解約返戻金型就労不能保障特約	無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約	指定代理請求特約
主契約									
無解約返戻金型収入保障保険	○※1	○※1	○	○	○※2	○	○※3	○※3	○

※1 主契約の保険期間が55歳満了以上の場合のみ付加することができます。

※2 七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合、定期保険特約・災害死亡特約は付加できません。

※3 七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ付加することができます。

13 無解約返戻金型収入保障保険

9 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
☐ ※1※3	☐ ※1※3	☐ ※2※3

- ※1 特別保険料領収法、保険金削減支払法を適用する場合、七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型就労不能保障特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約は付加できません。
- ※2 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約には適用されません。
- ※3 特別条件を適用した場合、健康体料率特約は付加できません。

10 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	☐	×	×

11 注意するポイント

1 診査基準S(選択診査基準S、告知書扱S)

診査基準Sに適用する保険金額は「通算時点の年金現価保険金額※」を使用します。

※基準年金月額×診査基準S換算係数(旧日本興亜生命で募集した既契約の場合、「期間別係数」)で算出します。
詳細は12、14ページを参照してください。

2 収入基準S

個人契約の場合、収入基準の判定は以下の計算式で算出した金額を使用します。

「収入保障保険(収入保障特約を含みます。)の通算時点の年金現価保険金額×50%+収入保障保険(収入保障特約を含みます。)以外の収入基準S」≤年収×30倍(契約年齢が50歳以上の場合には25倍)
ただし、上記を超過する場合でも以下のすべてを満たす場合は取扱可能です。

<1>収入保障保険(収入保障特約を含みます。)以外の収入基準Sが1,500万円以内(同時申込・既契約・他社契約合算)

<2>収入保障基準年金月額が、年収の1/12以内

(注)債務保証契約については、以下の金額までは不問とします。

- 法人契約：債務残高÷(1-実効税率)≥通算時点の年金現価保険金額
- 個人契約・個人事業主：債務残高≥通算時点の年金現価保険金額

3 職業制限S

職業制限Sは、以下の計算式で算出した金額とします。

(通算時点の年金現価保険金額×50%)+定期保険特約保険金額

14 長期傷害保険

1 選択区分

告知書扱

2 取扱いにあたっての留意点

◎契約者の範囲

法人および個人事業主契約のみ取り扱います。

◎I型(災害死亡保険金+障害給付金)のみ取り扱います。

◎被保険者の職業によって取扱いができない場合があります。また、職業による取扱制限も他の保険種類と異なります。詳細は32、33ページを参照してください。

◎「長期傷害用災害入院特約」は、同時付加が必要です。

3 契約年齢・保険期間・払込期間

契約年齢	保険期間	払込期間
15歳～70歳	終身	終身払

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱※1	特別団体扱※1	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	×
その他	前納	1PCO			
	○※2	×			

※1 団体扱・特別団体扱の場合、責任開始期に関する特約は付加できません。

※2 現在取扱停止中です。

5 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
500万円	3,000万円※1、※2	10万円

※1 最高保険金額は1被保険者が複数の長期傷害保険に加入する場合、通算した金額を適用します。

※2 被保険者が役員またはそれに準ずる者の場合は1億円まで取扱いが可能です。(事前申請不要です。ただし、役員である旨の告知または役員であることの確認資料の提出が必要です。)

14 長期傷害保険

6 災害死亡保険金額の通算限度

契約年齢	災害死亡保険金額
全年齢	4億5,000万円以下

※災害死亡保険金額には、以下の主契約・特約の災害保険金額を通算します。

主契約	特約
長期傷害保険	災害死亡特約

なお、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約の災害保険金額も通算します。

主契約	特約
積立型終身保険(A型)※	災害割増特約 新災害割増特約 傷害特約 新傷害特約

※通算時点における災害死亡給付金額(積立型終身保険における基本保険金額－通算日時時点の死亡給付金額)を通算します。

7 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

8 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	長期傷害用災害入院特約	年金支払特約	指定代理請求特約
長期傷害保険	○※1、※2	○	○

※1 長期傷害用災害入院特約は日額5,000円以上の付加が必要です。

※2 特約の型はI型(災害入院給付金)のみ取り扱います。
災害入院給付金の支払限度の型は120日型のみ取り扱います。

9 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

14 長期傷害保険

10 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加

11 長期傷害用災害入院特約の取扱い

1 取扱いにあたっての留意点

- ◎ I 型(災害入院給付金)のみ取り扱います。
- ◎ 災害入院給付金の支払限度の型は120日型のみ取り扱います。

2 保険期間・払込期間・災害入院給付金日額の範囲

保険期間・払込期間	主契約と同一の基本取扱いのみとします。(保険期間・払込期間ともに終身)	
災害入院給付金日額の範囲	災害入院給付金日額	災害入院給付金日額単位
	5,000円~20,000円	100円

3 特定部位・指定疾病不担保法

取り扱いません。

12 趣味で行う危険な運動に関する制限

危険な運動等を趣味で行っている場合の取扱範囲は以下のとおりとします。

趣味とは、年1回以上の割合で2年以上にわたって行っているものを趣味とします。ただし、金銭の報酬を受けたり、職業とすることを前提として訓練を受けている場合は職業とします。

	危険な運動の種類	主契約	長期傷害用 災害入院特約
免責条項あり	自動車レース、オートバイ、ゴーカート、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用。ロッククライミングを含みます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)搭乗、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。))による飛行、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、リュージュ、ボブスレー、スノーモービル これらに類する危険な運動	3,000万円	7,000円
免責条項なし	ケイビング(洞窟探検)、パラグライダー、パラプレーン、パラセール、競技スキー(クロスカントリーは除きます。)、競技スノーボード、空手等の拳法、ボクシング、レスリング、サーフィン、ウインドサーフィン、スキューバダイビング、ヨット(外洋)、熱気球・飛行船による飛行、これらに類する危険な運動		

15 定期保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

※健康体料率特約を付加した場合、告知書扱は取り扱いません。

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

1 歳満了

保険期間	払込期間	契約年齢					
		15歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
55歳	全期払	15		50			
60歳	55歳	15		50			
	全期払	15		55			
65歳	55歳	15		50			
	60歳	15		55			
	全期払	15		60			
70歳	55歳	15		50			
	60歳	15		55			
	65歳	15		60			
	全期払	15		65			
75歳	55歳	15		50			
	60歳	15		55			
	65歳	15		60			
	70歳	15		65			
	全期払	15		70			
80歳	55歳	15		50			
	60歳	15		55			
	65歳	15		60			
	70歳	15		65			
	75歳	15		70			
	全期払	15		75			
85歳	55歳	15	45				
	60歳	15	50				
	65歳	15	55				
	70歳	15	60				
	75歳	15	65				
	80歳	15	70				
	全期払	15	80				
90歳	55歳	15	45				
	60歳	15	50				
	65歳	15	55				
	70歳	15	60				
	75歳	15	65				
	80歳	15	70				
	全期払	15	80				

15 定期保険

2 年満了

		契約年齢			
保険期間	払込期間	15歳	20歳	26歳	80歳
5年	全期払	15	20	26	80
10年		15	20	26	80
11年		15	20	26	79
12年		15	20	26	78
13年		15	20	26	77
14年		15	20	26	76
15年		15	20	26	75
16年		15	20	26	74
17年		15	20	26	73
18年		15	20	26	72
19年		15	20	26	71
20年		15	20	26	70
21年		15	20	26	69
22年		15			68
23年		15			67
24年		15			66
25年		15			65
26年		15			64
27年		15			63
28年		15			62
29年		15			61
30年		15			60
31年		15			59
32年		15			58
33年		15			57
34年		15			56
35年		15		55	

喫煙者健康体保険料率・非喫煙者標準体保険料率の取扱不可(女性)

3 満了年齢が100歳(年満了)

		契約年齢			
保険期間	払込期間	15歳			80歳
100-契約年齢(年)		15			80

(注) 満了年齢が100歳となる定期保険は「年満了」となります。

【例】契約年齢が30歳の場合 ⇒ 保険期間：70年満了

15 定期保険

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱・集団扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
50万円※	3億円	10万円

※ただし、健康体料率特約を付加した場合、主契約および付加されている特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上の場合のみ取り扱います。

5 高額割引の保険金額等範囲

		割引なし	割引1	割引2
保険金額	主契約	3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上
	特約	2,500万円未満	2,500万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,000円	

15 定期保険

7 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	定期保険 特 約	養老保険 特 約	災害死亡 特 約	リビング・ ニーズ特約	年金支払 特 約	健康体料率 特 約	指定代理 請求特約
定期保険	○※1、※2	○※1	○	○	○	○	○

※1 主契約が歳満了(満了年齢が100歳となる契約は除きます。)であり、特約のみ自動更新型とした場合に付加できます。

※2 健康体料率特約を付加した場合、定期保険特約は付加できません。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	○	○

※特別条件を適用した場合、健康体料率特約は付加できません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・健康体料率特約付加
- ・リビング・ニーズ特約付加

16 低解約返戻金型定期保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

※健康体料率特約を付加した場合、告知書扱は取り扱いません。

2 保険期間・払込期間・低解約返戻金期間・契約年齢別取扱範囲

満了年齢が100歳(年満了)

保険期間	払込期間	低解約返戻金期間・契約年齢別取扱範囲	
100－契約年齢(年)		契約年齢	低解約返戻期間(年)
		15歳～24歳	10～(75－契約年齢)、100－契約年齢
		25歳～29歳	10～50、100－契約年齢
		30歳～70歳	10～(80－契約年齢)、100－契約年齢
		71歳～80歳	100－契約年齢

(注) 満了年齢が100歳となる低解約返戻金型定期保険は「年」満了となります。

【例】契約年齢が30歳の場合→保険期間：70年満了

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱・集団扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
50万円※	3億円	10万円

※ただし、健康体料率特約を付加した場合、主契約および付加されている特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上の場合のみ取り扱います。

16 低解約返戻金型定期保険

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
保険金額	3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,000円	

7 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	災害死亡特約	リビング・ニース特約	年金支払特約	健康体料率特約	指定代理請求特約
低解約返戻金型定期保険	○	○	○	○	○

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	○	○

※特別条件を適用した場合、健康体料率特約は付加できません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・健康体料率特約付加
- ・リビング・ニース特約付加

17 無解約返戻金型定期保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

※健康体料率特約を付加した場合、告知書扱は取り扱いません。

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

保険期間	払込期間	契約年齢					
		15歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
55歳	全期払	15	40				
60歳		15	45				
65歳		15	50				
70歳		15	55				
75歳		15	60				
80歳		15	65				
85歳		15	70				
90歳		15	75				

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱・集団扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
50万円※	3億円	10万円

※ただし、健康体料率特約を付加した場合、主契約および付加されている特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上の場合のみ取り扱います。

17 無解約返戻金型定期保険

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
保険金額	3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
1,000円	

7 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	定期保険 特 約	養老保険 特 約	災害死亡 特 約	リビング・ ニーズ特約	年金支払 特 約	健康体料率 特 約	指定代理 請求特約
無解約 返戻金型 定期保険	○※1、※2	○※1	○	○	○	○	○

※1 特約のみ自動更新型とした場合に付加できます。

※2 健康体料率特約を付加した場合、定期保険特約は付加できません。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	○	○

※特別条件を適用した場合、健康体料率特約は付加できません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・健康体料率特約付加
- ・リビング・ニーズ特約付加

18 逓増定期保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲・取扱パターン

契約年齢	逓増率※		逓増限度	保険期間		払込期間
	前期期間	後期期間		前期期間	後期期間	
15歳～75歳	0%	50%(複利)	5倍	「別表」(155ページ) の图案のみ		全期払

※逓増率の型は定率型のみ取り扱います。

※前期期間の逓増率は0%、後期期間の逓増率は50%のみ取り扱います。

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱・集団扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

4 最低基準保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低基準保険金額	最高保険金額	保険金単位
基準保険金額50万円	期間最高S3億円 (かつ年齢制限S3億円)	基準保険金額10万円

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
基準保険金額	3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上

18 逦増定期保険

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	リビング・ニーズ特約	年金支払特約	指定代理請求特約
逦増定期保険	○	○	○

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	○	○

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
×	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・リビング・ニーズ特約付加

18 遡増定期保険

別 表

契約年齢	基本プラン			早期遡増プラン		
	保険期間	後期期間		保険期間	後期期間	
		男性	女性		男性	女性
15歳	70歳	16年	21年	70歳	50年	47年
16歳	70歳	16年	21年	70歳	49年	46年
17歳	70歳	16年	21年	70歳	47年	45年
18歳	70歳	16年	21年	70歳	44年	45年
19歳	70歳	16年	21年	70歳	45年	43年
20歳	70歳	16年	21年	70歳	42年	42年
21歳	49年	16年	21年	49年	41年	41年
22歳	48年	16年	21年	48年	40年	40年
23歳	47年	16年	21年	47年	39年	39年
24歳	46年	16年	21年	46年	38年	38年
25歳	45年	16年	20年	45年	37年	37年
26歳	44年	16年	20年	44年	36年	36年
27歳	43年	16年	20年	43年	35年	36年
28歳	42年	16年	20年	42年	34年	35年
29歳	41年	16年	20年	41年	33年	35年
30歳	40年	16年	20年	40年	32年	34年
31歳	39年	16年	20年	39年	31年	34年
32歳	38年	16年	20年	38年	31年	33年
33歳	37年	16年	20年	37年	29年	32年
34歳	36年	16年	20年	36年	31年	31年
35歳	35年	16年	20年	35年	30年	30年
36歳	34年	16年	20年	34年	28年	29年
37歳	33年	16年	20年	33年	28年	28年
38歳	32年	15年	19年	32年	27年	27年
39歳	31年	15年	19年	31年	26年	26年
40歳	30年	15年	19年	30年	25年	25年
41歳	29年	15年	19年	29年	24年	24年
42歳	28年	15年	19年	28年	23年	23年
43歳	27年	15年	18年	27年	22年	22年
44歳	26年	15年	17年	26年	21年	21年
45歳	25年	15年	16年	25年	20年	20年
46歳	24年	14年	15年	24年	19年	19年
47歳	24年	14年	15年	24年	19年	19年
48歳	23年	14年	14年	23年	18年	18年
49歳	23年	14年	14年	23年	18年	18年
50歳	22年	13年	13年	22年	17年	17年
51歳	22年	13年	13年	22年	17年	17年
52歳	21年	12年	12年	21年	16年	16年
53歳	21年	12年	12年	21年	16年	16年
54歳	20年	11年	11年	20年	15年	15年
55歳	20年	11年	11年	20年	15年	15年
56歳	19年	10年	10年	19年	14年	14年
57歳	19年	10年	10年	19年	14年	14年
58歳	18年	9年	10年	18年	13年	13年
59歳	18年	9年	10年	18年	13年	13年
60歳	17年	9年	9年	17年	12年	12年
61歳	17年	10年	9年	17年	12年	12年
62歳	16年	9年	9年	16年	11年	11年
63歳	16年	10年	9年	16年	11年	11年
64歳	15年	9年	8年	15年	10年	10年
65歳	15年	10年	8年	15年	10年	8年
66歳	14年	9年	8年	14年	9年	8年
67歳	14年	10年	8年	14年	10年	8年
68歳	13年	9年	7年	13年	9年	7年
69歳	13年	9年	7年	13年	9年	7年
70歳	12年	8年	7年	12年	8年	7年
71歳	12年	9年	7年	12年	9年	7年
72歳	11年	7年	7年	11年	7年	7年
73歳	11年	8年	7年	11年	8年	7年
74歳	10年	7年	6年	10年	7年	6年
75歳	10年	7年	6年	10年	7年	6年

19 特定疾病保障終身(定期)保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

(注) 特疾保障保険*のみを通算した場合の選択区分です。また、上記の告知書扱金額以内であっても過去5年以内の他の普通死亡保険金額(告知書扱S)と通算し、一般契約用告知書扱限度を超えることはできません。

※特疾保障保険とは、特定疾病前払式終身保険、特定疾病保障終身保険、特定疾病保障定期保険および特定疾病保障定期保険特約をいいます。

2 取扱いにあたっての留意点

◎無職者(主婦・主夫・学生・失業者等)の取扱いは保険金額500万円を限度とします。

(特疾保障保険の保険金額を通算します。)

3 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

1 特定疾病保障終身保険

		契約年齢					
保険期間	払込期間	15歳	30歳	50歳	60歳	70歳	80歳
終身	55歳	15		50			
	60歳	15		55			
	65歳	15			60		
	70歳	15			65		
	75歳	15				70	
	80歳	15				70	
	85歳	15				70	
	90歳	15				70	
	終身払	15				70	

(注) 契約者が法人(個人事業主含む)の場合、払込期間は終身払のみ取扱い可能です。

19 特定疾病保障終身(定期)保険

2 特定疾病保障定期保険

			契約年齢			
保険期間		払込期間	15歳	50歳	60歳	70歳
年満了	5年	全期払	15	70		
	10年		15	70		
	15年		15	70		
	20年		15	65		
	25年		15	60		
	30年		15	55		
歳満了	55歳	全期払	15	50		
	60歳	55歳	15	50		
		全期払	15	55		
	65歳	55歳	15	50		
		60歳	15	55		
		全期払	15	60		
	70歳	55歳	15	50		
		60歳	15	55		
		65歳	15	60		
		全期払	15	65		
	75歳	55歳	15	50		
		60歳	15	55		
		65歳	15	60		
		70歳	15	65		
		全期払	15	70		
	80歳	55歳	15	50		
		60歳	15	55		
		65歳	15	60		
		70歳	15	65		
		75歳	15	70		
		全期払	15	70		
	85歳	55歳	15	45		
		60歳	15	50		
		65歳	15	55		
		70歳	15	60		
		75歳	15	65		
		80歳	15	70		
		全期払	15	70		

19 特定疾病保障終身(定期)保険

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	○※ ¹	○
その他	前納	1PCO			
	○※ ²	○※ ³			

※¹ 特定疾病保障定期保険のみ取り扱います。

※² 法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※³ この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱・集団扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いはできません。

5 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位通算

契約年齢	最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
15歳～70歳	50万円	2,000万円	10万円

特定疾病保険金額には、以下の主契約・特約の特定疾病保険金額を通算します。

主契約	特約
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病前払式終身保険	—

なお、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約の特定疾病保険金額も通算します。

主契約	特約
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険	特定疾病保障定期保険特約

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱・集団扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

19 特定疾病保障終身(定期)保険

7 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	年金支払特約	指定代理請求特約
特定疾病保障保険 (終身・定期)	○*	○

※特定疾病保障終身保険には付加できません。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○*	×	○

※特定疾病保障定期保険の短期払の場合は取り扱いません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

終身

5年ごと利差配当	無配当
○	×

定期

5年ごと利差配当	無配当
×	○

定期・終身

一括契約	保険料建
×	×

20 特定疾病前払式終身保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

(注) 特疾保障保険※のみを通算した場合の選択区分です。また、上記の告知書扱金額以内であっても過去5年以内の他の普通死亡保険金額(告知書扱S)と通算し、一般契約用告知書扱限度を超えることはできません。

※特疾保障保険とは、特定疾病前払式終身保険、特定疾病保障終身保険、特定疾病保障定期保険および特定疾病保障定期保険特約をいいます。

2 取扱いにあたっての留意点

◎無職者(主婦・主夫・学生・失業者等)の取扱いは保険金額500万円を限度とします。

(特疾保障保険の保険金額を通算します。)

3 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

		契約年齢				
保険期間	払込期間	15歳	50歳	60歳	70歳	80歳
終身	55歳	15	50			
	60歳	15	55			
	65歳	15		60		
	70歳	15		65		
	75歳	15			70	
	80歳	15			70	
	85歳	15			70	
	90歳	15			70	
	終身払	15			70	

②0 特定疾病前払式終身保険

4 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○
その他	前納	1PCO			
	○	○※			

※この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いできません。

5 最低基準保険金額・最高基準保険金額・保険金単位通算

契約年齢	最低基準保険金額	最高基準保険金額	保険金単位
15歳～70歳	50万円	2,000万円	10万円

特定疾病保険金額には、以下の主契約・特約の特定疾病保険金額を通算します。

主契約	特約
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病前払式終身保険	—

なお、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約の特定疾病保険金額も通算します。

主契約	特約
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険	特定疾病保障定期保険特約

6 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
基準保険金額	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

7 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

②0 特定疾病前払式終身保険

8 保険契約の型

Ⅱ型(低解約返戻金タイプ)のみ取り扱います。

9 特定疾病保険金支払割合

10%、20%、30%、40%、50%のみ取り扱います。

10 付加することのできる特約

指定代理請求特約

11 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

12 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建
×	○	×	×

21 養老保険

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

		契約年齢					
保険期間	払込期間	6歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
年満了	10年	6				75	
	15年	6				75	
	20年	6				70	
	25年	6			65		
	30年	6			60		
歳満了	55歳	6	45				
	60歳	6	50				
	65歳	6	55				
	70歳	6	60				
	75歳	6		65			
	80歳	6		70			
	85歳	6			75		
	90歳	6			75		

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱	特別団体扱	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○
その他	前納	1PCO			
	○※1	○※2			

※1 定期保険特約、災害死亡特約を付加した法人契約における前納は、現在取扱停止中です。

※2 この保険種類において責任開始期に関する特約を付加していない団体扱・特別団体扱の申込については、1Pチェックオフの取扱いできません。

21 養老保険

4 最低保険金額・最高保険金額・保険金単位

最低保険金額	最高保険金額	保険金単位
100万円	3億円	10万円

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
保険金額	1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上

※養老保険特約も同じ。

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約

主契約 \ 特約	定期保険 特 約	養老保険 特 約	災害死亡 特 約	リビング・ ニーズ特約	年金支払 特 約	健康体料率 特 約	指定代理 請求特約
養老保険	○※1	○※1、※2	○※3	○	○※1	○※1、※4	○

※1 5年ごと利差配当付契約には付加できません。

※2 特約のみ自動更新型とした場合に付加できます。

※3 契約年齢が14歳以下の場合は付加できません。

※4 健康体料率特約による割引は定期保険特約にのみ適用されます。(養老保険には適用されません。)

健康体料率特約を付加した場合の取扱いとは181ページを参照してください。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
○	○	○

21 養老保険

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約※	保険料建
○	○	○	×

※次のいずれかの場合、一括契約の取扱いはできません。

- ・責任開始期に関する特約付加
- ・指定代理請求特約付加
- ・健康体料率特約付加
- ・5年ごと利差配当付契約
- ・リビング・ニーズ特約付加
- ・養老保険特約付加

10 その他注意するポイント

PTPプラン※の取扱いは、新規・追加メンテナンスともに取扱いできません。

※PTPプランとは旧ひまわり生命で募集していたプランです。養老保険(養老保険特約を含みます。)で以下の契約形態のものをいいます。

- 契約者 : 法人(個人事業主は取扱いできません。)
- 被保険者 : 役員(役員の親族で契約者と雇用関係のある者を含みます。)
- 死亡S受取人 : 法人
- 満期S受取人 : 被保険者

22 変額保険(V 1)(就労不能・介護保障型)

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

※健康ステージを適用する場合の特則を付加した場合、告知書扱は取り扱いません。

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

第1保険期間 払込期間	第2保険 期間	契約年齢													
		20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	中略	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	
10年	終身								60						
11年									59						
12年									58						
13年									57						
14年									56						
15年									55						
中略(1年刻)															
45年								25							
46年							24								
47年						23									
48年					22										
49年				21											
50年			20												

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	○	○	×	
払込経路	口座振替	団体扱※1	特別団体扱※1	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○※2
その他	前納	1PCO			
	○※3	×			

※1 団体扱・特別団体扱の場合、責任開始期に関する特約は付加できません。

※2 1契約あたり月払の場合は20万円、半年払の場合は60万円、年払の場合は120万円以下とします。

※3 実保険料払込期間が15年未満の場合も取扱可能です。

4 最低基本保険金額・最高基本保険金額・保険金単位

最低基本保険金額	最高基本保険金額	保険金単位
100万円	2億円※	10万円

※最高基本保険金額は1被保険者が複数の変額保険(V 1)(就労不能・介護保障型)に加入する場合、通算した金額を適用します。払済保険(変額)に変更した場合、第1保険期間中のみ払済後の基本保険金額を通算します。定額払済終身保険に変更した場合は通算しません。

※変額用保険料免除特約を付加する場合、変額用保険料免除特約を付加した変額保険(V 1)(就労不能・介護保障型)ならびに変額保険(V 2)(死亡保障型)の主契約の基本保険金額を通算して3,000万円以下とします。払済保険(変額)および定額払済終身保険に変更した場合は通算しません。

22 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
基本保険金額	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払・半年払・年払)	団体扱・特別団体扱 (月払・半年払・年払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約・特則

主契約 \ 特約	リビング・ ニーズ特約	年金支払 特 約	健康ステージを 適用する場合の特則	指定代理 請求特約	変額用保険料 免除特約
変額保険(V1) (就労不能・ 介護保障型)	○	○	○	○	○

8 特別条件付保険特約の取扱い

取り扱いません。

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建※
×	○	×	○

※保険料建の保険料単位は、1,000円です。

※保険料建の場合の主契約基本保険金単位は、100円です。

10 その他注意するポイント

各特別勘定への繰入割合は1%単位で合計100%とします。

23 変額保険(V 2)(死亡保障型)

1 選択区分

告知書扱、簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

※健康ステージを適用する場合の特則を付加した場合、告知書扱は取り扱いません。

2 保険期間・払込期間・契約年齢別取扱範囲

第1保険期間 払込期間	第2保険 期間	契約年齢範囲														
		0歳※	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	中略	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
10年	終身														70	
11年															69	
12年															68	
13年															67	
14年															66	
15年															65	
中略(1年刻)																
75年									5							
76年									4							
77年									3							
78年									2							
79年									1							
80年									0							

※告知日時点で生後15日以上かつ、退院済みの場合に限りです。(出生日を0日とし、出生日の翌日から起算して15日目以降である必要があります。)

3 保険料払込方法

回数	月払	半年払	年払	一時払	
	○	×	×	×	
払込経路	口座振替	団体扱※1	特別団体扱※1	集団扱	クレカ
	○	○	○	×	○※2
その他	前納	1PCO			
	×	×			

※1 団体扱・特別団体扱の場合、責任開始期に関する特約は付加できません。

※2 1契約あたり月払20万円以下とします。

4 最低基本保険金額・最高基本保険金額・保険金単位

最低基本保険金額	最高基本保険金額	保険金単位
100万円	3億円	10万円

※変額用保険料免除特約を付加する場合、変額用保険料免除特約を付加した変額保険(V 1)(就労不能・介護保障型)ならびに変額保険(V 2)(死亡保障型)の主契約の基本保険金額を通算して3,000万円以下とします。払済保険(変額)および定額払済終身保険に変更した場合は通算しません。

②3 変額保険(V2)(死亡保障型)

5 高額割引の保険金額等範囲

	割引なし	割引1	割引2
基本保険金額	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

6 最低保険料

一般扱 (月払)	団体扱・特別団体扱 (月払)
3,000円	1,000円

7 付加することのできる特約・特則

主契約 \ 特約	リビング・ ニーズ特約	年金支払 特 約	健康ステージを 適用する場合の特則 ^{※1}	指定代理 請求特約	変額用保険料 免除特約 ^{※2}
変額保険(V2) (死亡保障型)	○	○	○	○	○

※1 健康ステージを適用する場合の特則の契約年齢範囲は20歳～70歳までです。

※2 変額用保険料免除特約の契約年齢範囲は6歳～70歳までです。

8 特別条件付保険特約の取扱い

特別保険料領収法	保険金削減支払法	特定高度障害不担保法
×	×	○

9 配当、一括契約、保険料建(P建)の取扱い

5年ごと利差配当	無配当	一括契約	保険料建 [※]
×	○	×	○

※保険料建の保険料単位は、1,000円です。

※保険料建の場合の主契約基本保険金単位は、100円です。

10 その他注意するポイント

各特別勘定への繰入割合は1%単位で合計100%とします。

Ⅱ. 特約取扱規定

1 各特約の取扱基準

各特約の取扱基準は以下のとおりです。(五十音順)

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
医療用介護 年金特約	15歳～80歳	500万円/年	36万円/年	主契約保険 期間と同一	◎医療用介護年金特約と限定告知介護 年金特約を通算して500万円以下	1万円
医療用 がん入院特約	0歳～80歳	10,000円	1,000円	主契約保険 期間と同一	◎主契約の入院給付金日額以下とします ◎下記を通算して40,000円以下とします ・がん保険(O1) ・年齢群団別がん保険 ・がん保険(新がん保険A型・夫婦型を 含みます) ・がん保険(2010) ・家族がん特約(O1) ・医療(O1)用がん入院特約 ・新終身医療(O1)用がん入院特約 ・医療(O8)用がん入院特約 ・医療用がん入院特約 ・女性特定がん入院特約 ・新女性特定がん入院特約 ・がん入院特約 また、以下の旧日本興亜生命で募集した 主契約・特約も通算対象となります ・がん保険(家族型を含みます) ・日額増減型がん保険(ただし、保険期 間中最大の入院給付金日額とします (第二保険期間)) ・がん入院特約(医療保険)	100円
医療用 健康回復支援 給付特約 (特定投薬治療 給付型)	0歳～80歳	5万円	1万円	主契約保険 期間と同一	◎5万円以下かつ入院給付日額の20倍 以下 ◎医療用健康回復支援給付特約を通算 し、5万円以下	1万円
医療用 抗がん剤治療 給付特約	6歳～80歳	30万円	1万円	主契約保険 期間と同一	◎下記を通算して30万円以下とします ・医療用抗がん剤治療給付特約 ・終身がん保険(C2)(がん治療給付型) の基準給付月額 ・抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約	1万円
医療用 女性疾病入院 特約	0歳～80歳	10,000円	1,000円	主契約保険 期間と同一	◎主契約の入院給付金日額以下とします ◎下記を通算して10,000円以下とします ・女性疾病保険 ・医療(O1)用女性疾病入院特約 ・医療(O8)用女性疾病入院特約 ・医療用女性疾病入院特約 また、以下の旧日本興亜生命で募集した 特約も通算対象となります ・女性疾病入院特約 ・女性医療特約 ・新女性医療特約 ・女性医療特約(医療保険) ・女性医療特約(M08)	100円

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
医療用新がん 外来治療 給付特約	6歳～80歳	主契約の入院給付金 日額と同額		主契約保険 期間と同一	◎医療用通院特約と同時に付加すること はできません ◎下記を通算して6万円以下とします。 ・がん保険(2010) ・医療(08)用がん外来治療給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・がん外来治療給付特約	—
医療用新がん 診断給付特約	6歳～80歳	400万円	10万円	主契約保険 期間と同一	◎入院給付金日額が1万円以下 200万円以下 ◎入院給付金日額が1万円超 主契約の入院給付金日額×200倍以下 ただし医療用新三大疾病一時金特約 と合算して400万円を限度とする ◎下記を通算して600万円以下とします ・がん保険(01) ・がん保険(新がん保険A型・夫婦型を 含みます) ・がん保険(2010) ・家族がん特約(01) ・年齢群団別がん診断給付特約 ・女性特定がん入院特約 ・医療(08)用がん診断給付特約 ・医療用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・終身がん保険(C3)(がん診断給付型) ・がん診断給付特約 ◎下記を通算して400万以内とする ・医療(08)用がん診断給付特約 ・医療用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療(08)用三大疾病入院一時金特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・終身がん保険(C3)(がん診断給付型) ・がん診断給付特約 ・限定告知医療用新三大疾病入院治療 給付特約(ただし、限定告知医療用新 三大疾病入院治療給付金額に3を乗じ て得た金額とする)	10万円
医療用 新三大疾病 一時金特約	6歳～80歳	400万円	10万円	主契約保険 期間と同一	◎入院給付金日額が1万円以下 200万円以下 ◎入院給付金日額が1万円超 主契約の入院給付金日額×200倍以下 ただし医療用新がん診断給付特約 と合算して400万円を限度とする ◎下記を通算して400万以内とする ・医療(08)用がん診断給付特約 ・医療用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療(08)用三大疾病入院一時金特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・終身がん保険(C3)(がん診断給付型) ・がん診断給付特約 ・限定告知医療用新三大疾病入院治療 給付特約(ただし、限定告知医療用新 三大疾病入院治療給付金額に3を乗じ て得た金額とする)	10万円
医療用新先進 医療特約	0歳～80歳	—	—	主契約保険 期間と同一	◎1被保険者通算1契約となります。 ◎医療用新先進医療特約、医療(08)用 先進医療特約、限定告知医療用先進 医療特約(支援給付金付)、がん先進医 療特約、新がん先進医療特約、臓器 移植医療給付金付先進医療保険、旧 日本興亜生命で募集した先進医療特 約(M08)を重複して付加することは できません	—

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
医療用 総合生活障害 保障特約	15歳～65歳	年金現価 4,000万円	5万円/月	80歳まで	◎年金支払保証期間：2年または5年 ◎医療用総合生活障害保障特約を通算して加入時点での、年金現価額が契約年齢ごとに下記の金額以下 15歳～39歳：4,000万円 40歳～50歳：3,000万円 51歳～60歳：2,000万円 61歳～65歳：1,000万円 ◎無解約返戻金型総合生活障害保障保険・総合生活障害保障保険と通算し契約年齢ごとに下記の金額以下 15歳～20歳：4,000万円 21歳～65歳：2億円	1万円
医療用 通院特約	0歳～80歳	10,000円	1,000円	主契約保険期間と同一	◎主契約の入院給付金日額以下とします ◎医療用新がん外来治療給付特約と同時に付加することはできません ◎下記を通算して10,000円以下とします ・災害通院特約 ・通院特約 ・家族通院特約 ・年齢群別通院特約 ・医療(01)用通院特約 ・医療(01)用家族通院特約 ・新終身医療(01)用通院特約 ・新終身医療(01)用家族通院特約 ・医療用通院特約 ・限定告知医療用通院特約 また、以下の旧日本興亜生命で募集した特約も通算対象となります ・通院特約	100円
医療用 特定疾病 診断保険料 免除特約	0歳～80歳	—	—	主契約保険料払込期間と同一	◎医療用保険料免除特約とは同時に付加することはできません	—
医療用 入院一時金 特約	0歳～80歳	15万円	1万円	主契約保険期間と同一	◎入院給付金日額が5000円以下の場合、10万円以下とします。 ◎入院給付金日額が5000円超の場合、主契約の入院給付金日額の20倍以内とします。 ◎下記を通算して20万円以下とします。 ・医療用入院一時金特約 ・限定告知医療用入院一時金特約 ・限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型) ◎下記を通算して15万円以下とします。 ・医療用入院一時金特約 ・限定告知医療用入院一時金特約	1万円
医療用保険料 免除特約	0歳～80歳	—	—	主契約保険料払込期間と同一	◎医療用特定疾病診断保険料免除特約とは同時に付加することはできません	—
介護一時金 特約	15歳～80歳	500万円	10万円	主契約保険期間と同一	◎介護一時金額と限定告知介護一時金額を通算して下記の金額以下とします 15歳～69歳：500万円 70歳～75歳：300万円 76歳～80歳：200万円 ◎特別保険料領収法、特定高度障害不担保法を適用した契約、質権設定契約には付加できません。保険金削減支払法、特定部位・指定疾病不担保法を適用した場合は、付加できます。その場合、介護一時金のお支払いには、保険金削減支払法、特定部位・指定疾病不担保法は適用されません。	10万円

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
介護前払特約	主契約に同じ	—	—	主契約保険期間と同一	法人・事業主受取契約、質権設定契約、全期払契約、一時払契約には付加できません	—
がん外来治療給付特約	6歳～80歳	2万円	1,000円	主契約保険期間と同一	下記を通算して6万円以下とします ・がん保険(2010) ・医療(08)用がん外来治療給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・がん外来治療給付特約	1,000円
がん診断給付特約	6歳～80歳	400万円	10万円	主契約保険期間と同一	◎下記を通算して600万円以下とします ・がん保険(01) ・がん保険(新がん保険A型・夫婦型を含みます) ・がん保険(2010) ・家族がん特約(01) ・年齢群団別がん診断給付特約 ・女性特定がん入院特約 ・医療(08)用がん診断給付特約 ・終身がん保険(C3)(がん診断給付型) ・医療用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・がん診断給付特約 ◎下記を通算して400万円以下とします ・医療(08)用がん診断給付特約 ・医療用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療(08)用三大疾病入院一時金特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・終身がん保険(C3)(がん診断給付型) ・がん診断給付特約 ・限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約(ただし、限定告知医療用新三大疾病入院治療給付金額に3を乗じて得た金額とする)	10万円
がん入院特約	6歳～80歳	2万円	1,000円	主契約保険期間と同一	◎下記を通算して40,000円以下とします ・がん保険(01) ・年齢群団別がん保険 ・がん保険(新がん保険A型・夫婦型を含みます) ・がん保険(2010) ・家族がん特約(01) ・医療(01)用がん入院特約 ・新終身医療(01)用がん入院特約 ・医療(08)用がん入院特約 ・医療用がん入院特約 ・女性特定がん入院特約 ・新女性特定がん入院特約 ・がん入院特約 また、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約も通算対象となります ・がん保険(家族型を含みます) ・日額増減型がん保険(ただし、保険期間中最大の入院給付金日額とします(第二保険期間)) ・がん入院特約(医療保険)	100円

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
がん保険料 免除特約	6歳～80歳	—	—	主契約払込 期間と同一	—	—
健康体料率 特約	20歳～65歳 詳細は、各保 険種類別取扱 規定を参照	—	—	80歳まで	1 契約の主契約と特約の選択診査基準S の合計が1,000万円以上の場合、付加 可能です 定期保険・低解約返戻金型定期保険の 主契約に付加する場合は100歳まで。 無解約返戻金型定期保険・無解約返戻 金型収入保障保険の場合は90歳まで。	—
限定告知医療 用新先進医療 特約(支援給 付金付)	18歳～85歳	—	—	主契約保険 期間と同一	◎1 被保険者通算1 契約となります ◎医療用新先進医療特約、医療(08)用 先進医療特約、限定告知医療用先進 医療特約、限定告知医療用新先進医 療特約(支援給付金付)、がん先進医療 特約、新がん先進医療特約、臓器移 植医療給付金付先進医療保険、旧日 本興亜生命で募集した先進医療特約 (M08)を重複して付加することはで きません	—
限定告知医療用 新三大疾病保険 料免除特約	18歳～85歳	—	—	主契約保険 料払込期間 と同一	◎限定告知医療用特定疾病診断保険料 免除特約とは同時に付加することは できません。	—
限定告知 医療用特定疾 病診断保険料 免除特約	18歳～85歳	—	—	主契約保険 料払込期間 と同一	◎限定告知医療用新三大疾病保険料免 除特約とは同時に付加することはで きません。 ◎払込期間中無解約返戻金限定告知骨 折治療保険に付加する場合の契約年 齢は20歳～80歳までとなります。	—
限定告知医療 用入院給付特 約	18歳～85歳	10,000円	1,000円	主契約保険 期間と同一	◎主契約に「新三大疾病支払回数無制限 特則」が付加されている場合、この特 約へ「新三大疾病支払回数無制限特 則」の付加が必要です。 ◎下記を通算して10,000円以下とし ます。 ・ 限定告知型医療保険 ・ 払込期間中無解約返戻金限定告知 医療保険 ・ 限定告知医療用入院給付特約	1,000円
限定告知医療 用外来手術給 付特約	18歳～85歳	5万円	1万円	主契約保険 期間と同一	◎主契約の入院治療給付金額以下 とし ます。 ◎限定告知医療用外来手術給付特約を 通算して5万円を限度とします。	1万円

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約	18歳～85歳	20万円	1万円	主契約保険期間と同一	◎主契約の入院治療給付金と同額以下とします。 ◎主契約に「新三大疾病支払回数無制限特則」が付加されている場合、この特約へ「新三大疾病支払回数無制限特則」の付加が必要です。 ◎限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約を通算して、20万円(81歳～85歳の場合は10万円)を限度とします。 ◎次の保険種類の一時金額および給付金額を通算して400万円を限度とします。 ・医療(08)用三大疾病入院一時金特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・医療(08)用がん診断給付特約 ・医療用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・終身がん保険(C3)(がん診断給付型) ・がん診断給付特約 ・限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約(ただし、限定告知医療用新三大疾病入院治療給付金額に3を乗じて得た金額とする)	1万円
限定告知介護一時金特約	20歳～85歳	500万円	10万円	主契約保険期間と同一	◎限定告知介護一時金額と介護一時金額を通算して下記の金額以下とします。 20歳～69歳まで：500万円 70歳～75歳まで：300万円 76歳～80歳まで：200万円 81歳～85歳まで※：100万円 ※限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)のみ取扱可 ◎払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険に付加する場合の契約年齢は80歳までとなります。	10万円
限定告知介護年金特約	20歳～85歳	500万円/年	36万円/年	主契約保険期間と同一	◎医療用介護年金特約と限定告知介護年金特約を通算して500万円以下とします ◎払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険に付加する場合の契約年齢は80歳までとなります。	1万円
限定告知認知症一時金特約	20歳～80歳	500万円	10万円	主契約保険期間と同一	◎軽度認知障害一時金の支払額は、基準一時金額の5%相当額とします ◎限定告知認知症一時金特約を通算して下記の金額以下とします 20歳～69歳まで：500万円 70歳～75歳まで：300万円 76歳～80歳まで：200万円	10万円
抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約	6歳～80歳	30万円	1万円	主契約保険期間と同一	◎下記を通算して30万円以下とします ・医療用抗がん剤治療給付特約 ・終身がん保険(C2)(がん治療給付型)の基準給付月額 ・抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約	1万円

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
災害死亡特約	15歳～25歳	通算して 5,000万円	100万円	80歳まで	◎主契約の1.5倍までとします。ただし、災害死亡特約を5,000万円を超えて付加する場合は、同額の普通死亡保険金を必要とします また、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約も通算対象となります ・積立型終身保険A型※ ・災害割増特約 ・新災害割増特約 ◎下記を通算して45,000万円限度とします ・長期傷害保険 ・災害死亡特約 また、以下の旧日本興亜生命で募集した主契約・特約も通算対象となります ・積立型終身保険A型※ ・災害割増特約 ・新災害割増特約 ・傷害特約 ・新傷害特約 ※積立型終身保険A型の場合、通算時点における災害死亡給付金額(積立型終身保険における基本保険金額－通算時点の死亡給付金額)を通算します	10万円
	26歳～60歳	通算して 7,000万円				
	61歳～65歳	通算して 5,000万円				
指定代理請求特約	主契約に同じ	—	—	主契約保険期間と同一	法人受取契約、指定代理請求人に指定できる者がいない場合には付加できません	—
新がん先進医療特約	6歳～80歳	—	—	主契約保険期間と同一	◎1被保険者通算1契約となります ◎医療用新先進医療特約、医療(08)用先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、限定告知医療用新先進医療特約(支援給付金付)、がん先進医療特約、新がん先進医療特約、臓器移植医療給付金付先進医療保険、旧日本興亜生命で募集した先進医療特約(M08)を重複して付加することはできません。実損填補のため、1被保険者通算1契約となります	—
長期傷害用災害入院特約	15歳～70歳	20,000円	5,000円	主契約保険期間と同一	—	100円
定期保険特約	6歳～80歳	主契約および他の普通死亡保険金額と通算して3億円以下	50万円	90歳まで	無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合は、契約年齢は70歳まで、かつ保険期間は80歳までとなります。	10万円
特定疾病診断保険料免除特約	主契約に同じ	—	—	主契約保険期間と同一	特別保険料領収法、保険金削減支払法を適用した場合付加できません	—
七大疾病・就労不能保険料免除特約	主契約に同じ	—	—	80歳まで	特別保険料領収法、保険金削減支払法を適用した場合付加できません	—
年金支払特約	主契約に同じ	—	—	主契約保険期間と同一	主契約が無配当の場合のみ付加できます	—

①各特約の取扱基準

種 類	契約年齢	最高金額	最低金額	満了年齢	付加限度	金額単位
変額用保険料免除特約	6歳～70歳	—	—	主契約払込期間と同一	◎変額用保険料免除特約を付加した変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)ならびに変額保険(V2)(死亡保障型)の主契約の基本保険金額を通算して3,000万円以下とします。払済保険(変額)および定額払済終身保険に変更した場合は通算しません。 ◎変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)に付加する場合の契約年齢は20歳～60歳までとなります。	—
無解約返戻金型就労不能保障特約	主契約に同じ	主契約年金月額以下	5万円/月	80歳まで	◎特約年金支払期間：主契約と同一 ◎生存年金支払保証期間：主契約と同一 ◎七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ付加可能です ◎主契約の年金月額以下、かつ就労不能年金月額を通算して年金月額合計が700万円以下の場合付加可能です ◎特別保険料領収法、保険金削減支払法を適用した場合付加できません	1万円
無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約	主契約に同じ	(契約年齢) 40歳未満 年金現価：500万 40歳以上 年金現価：800万	5万円/月	80歳まで	◎特約年金支払期間：2年または5年 ◎七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ付加可能です ◎主契約年金月額以下、かつ生活サポート年金月額すべての通算時点での年金現価※合計額が40歳未満は500万円以下40歳以上は800万円以下の場合付加可能です。 ※年金現価換算係数表は主契約と同一です。 ◎特別保険料領収法、保険金削減支払法を適用した場合付加できません	1万円
養老保険特約	6歳～75歳	1契約につき2,999万円	50万円	90歳まで	特約が「短期払」となる保険契約は取り扱いません	10万円
リビング・ニーズ特約	主契約に同じ	—	—	主契約保険期間と同一	死亡保険金受取人が法人・事業主である契約、質権設定契約には付加できません	—

ワンポイント

災害死亡特約の付加限度は、主契約保険金額※と定期保険特約、養老保険特約の保険金額の診査基準保険金額合計に対する付加倍率とします。

※主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合＝最高年金現価保険金額

定期保険特約および養老保険特約は、特別保険料領収法、保険金削減支払法、特定高度障害不担保法の取扱が可能です。ただし、主契約が取扱可能な場合に限りです。

2 健康体料率特約・健康ステージを適用する場合の特則の取扱い

＜健康体料率特約・健康ステージを適用する場合の特則の仕組み＞

当社の定める引受基準において健康状態等が良好と認められる被保険者のうち「1年以内の喫煙状況」、「BMI値」※、「血压値」の条件が当社の定める基準に適合する場合に本特約・特則を付加することにより割安な保険料率の適用または健康積立金の増額となるものです。

「喫煙状況」、「BMI値」、「血压値」が仮に基準内であっても、健康状態等の内容によっては本特約・特則が適用とならない場合もあります。

※BMI値とは、体重(kg)／(身長(m))²

1 健康体料率特約が適用される主契約・特約(割引対象となる主契約・特約)

主契約	◎定期保険 ◎低解約返戻金型定期保険 ◎無解約返戻金型定期保険 ◎無解約返戻金型収入保障保険
特約	◎定期保険特約 ※ただし、次の主契約に付加する場合があります。 ・終身保険 ・低解約返戻金型終身保険 ・養老保険 ・無解約返戻金型収入保障保険

(注1) 無解約返戻金型収入保障保険＋定期保険特約に申し込む場合、無解約返戻金型収入保障保険にのみ健康体料率特約を付加することはできません。

無解約返戻金型収入保障保険、定期保険特約の保険料が割引の対象となります。

(注2) 終身保険・低解約返戻金型終身保険・養老保険は割引の対象となりません。(定期保険特約の保険料が割引の対象となります。)

2 健康ステージを適用する場合の特則が適用される主契約

主契約	◎変額保険(V1)(就労不能・介護保障型) ◎変額保険(V2)(死亡保障型)
-----	---

3 健康体料率特約を付加できる保険金額基準

主契約	保険金額基準
◎終身保険 ◎低解約返戻金型終身保険 ◎養老保険	◎主契約に定期保険特約が付加されている場合、主契約と特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上
◎定期保険 ◎無解約返戻金型定期保険 ◎低解約返戻金型定期保険 ◎無解約返戻金型収入保障保険	◎主契約および付加されている特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上

(注) 同時申込の他契約の選択診査基準Sは合算できません。

(例) 終身500万円＋定期保険特約500万円

選択診査基準Sは1,000万円なので、健康体料率特約が付加できます。

定期保険特約の保険料が割引の対象となります。(終身保険は割引の対象となりません。)

※健康ステージを適用する場合の特則には保険金額基準はありません。

② 健康体料率特約・健康ステージを適用する場合の特則の取扱い

4 料率・健康ステージ区分

健康体料率特約	健康ステージ
非喫煙者健康体保険料率	非喫煙者健康体ステージ
非喫煙者標準体保険料率※ ¹	非喫煙者標準体ステージ※ ¹
喫煙者健康体保険料率	喫煙者健康体ステージ

「喫煙状況」、「BMI値」、「血圧値」が仮に基準内であっても、健康状態等の内容によっては本特約・特則が適用とならない場合もあります。

※¹ 再保険を利用し「標準体保険料率」適用、健康ステージの適用なしとなっても、非喫煙者標準体保険料率または非喫煙者標準体ステージを適用することはできません。

5 健康体料率特約・健康ステージを適用する場合の特則を適用する場合の選択区分

簡易定健扱、人間ドック扱、健康診断結果通知書扱、医師扱

6 コチニン検査(唾液による喫煙反応検査)が必要な場合

医師扱で「非喫煙者健康体保険料率」「非喫煙者標準体保険料率」または、「非喫煙者健康体ステージ」「非喫煙者標準体ステージ」を希望し、選択診査基準Sが下表に該当する場合、コチニン検査(唾液による喫煙反応検査)が必要です。

※過去1年間喫煙をしたことがなくとも、コチニン検査の結果、喫煙反応が出た場合、非喫煙者健康体保険料率、非喫煙者標準体保険料率または、非喫煙者健康体ステージ、非喫煙者標準体ステージでの取扱いはできません。コチニン検査は、以下のコチニン検査実施基準を満たす場合のみ実施が必要です。

※簡易定健扱、健康診断結果通知書扱、人間ドック扱ではコチニン検査不要です。

【コチニン検査必要額】

契約年齢	選択診査基準S
20歳～49歳	6,000万円超
50歳～65歳※	5,000万円超

※変額保険(V2)(死亡保障型)の場合、50歳～70歳までです。

【コチニン検査実施基準】

希望する料率・健康ステージ区分	実施基準
非喫煙者健康体保険料率 非喫煙者健康体ステージ	<1>過去1年以内に喫煙したことがない。 <2>BMIが18.0超27.0未満の範囲内であること。 <3>血圧が最低血圧90mmHg未満かつ最高血圧140mmHg未満の範囲内であること。
非喫煙者標準体保険料率 非喫煙者標準体ステージ	<1>過去1年以内に喫煙したことがない。

② 健康体料率特約・健康ステージを適用する場合の特則の取扱い

7 契約年齢範囲

- ・健康体料率特約：20歳～65歳
- ・健康ステージを適用する場合の特則
変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)：20歳～60歳
変額保険(V2)(死亡保障型)：20歳～70歳

8 取扱いにあたっての留意点

- ◎新契約取扱規定上および医務査定の結果、本特約・特則を付加できる場合は、契約者に本特約・特則付加を希望しない特別な理由がある場合を除き、必ず付加することが必要です。
- ◎特別条件付保険特約が適用された場合は、本特約・特則は付加できません。

9 健康☆チャレンジ！(料率・健康ステージ区分変更)について

1 対象保険種類

以下の保険種類は、「健康☆チャレンジ！(料率・健康ステージ区分変更)」の対象となります。

- ◎無解約返戻金型定期保険
- ◎低解約返戻金型定期保険
- ◎無解約返戻金型収入保障保険
- ◎変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)
- ◎変額保険(V2)(死亡保障型)

2 「健康☆チャレンジ！(料率・健康ステージ区分変更)」の対象外となる契約

1の保険種類のうち、新契約時に以下の状態で成立した契約は、「健康☆チャレンジ！(料率・健康ステージ区分変更)」の対象外となります。

- ◎申込日および契約日が2018年4月1日以前の契約
- ◎非喫煙者健康体保険料率適用契約、非喫煙者健康体ステージ適用契約
- ◎特別保険料領収法適用契約、特定高度障害不担保法適用契約
- ◎削減期間5年の保険金削減支払法適用契約(削減期間が1～4年の場合は、削減期間中は対象外)
- ◎再保険に出再して引き受ける契約
- ◎定期後加入契約、変換契約
- ◎低解約返戻金型定期保険の質権設定契約
- ◎一括契約

3 証券同封物

保険種類や契約状態に応じて、保険証券にチャレンジ制度やマイリンククロス等をご案内するチラシを同封します。

3 健康体料率特約付定期保険特約

1 付加することのできる主契約

終身保険、低解約返戻金型終身保険、養老保険、無解約返戻金型収入保障保険

2 保険期間・払込期間

原則、標準体保険料率の定期保険特約と同様です。

ただし、健康体料率特約付定期保険の取扱範囲内、かつ最長満了年齢は、80歳までとします。

3 契約年齢範囲

健康体料率特約付定期保険と同一です。

4 健康体料率特約付加基準

主契約と定期保険特約の1契約ごとの選択診査基準Sの合計が1,000万円以上の場合、付加可能です。

(注)同時申込の他契約の選択診査基準Sは合算できません。

5 特約付加のバリエーション

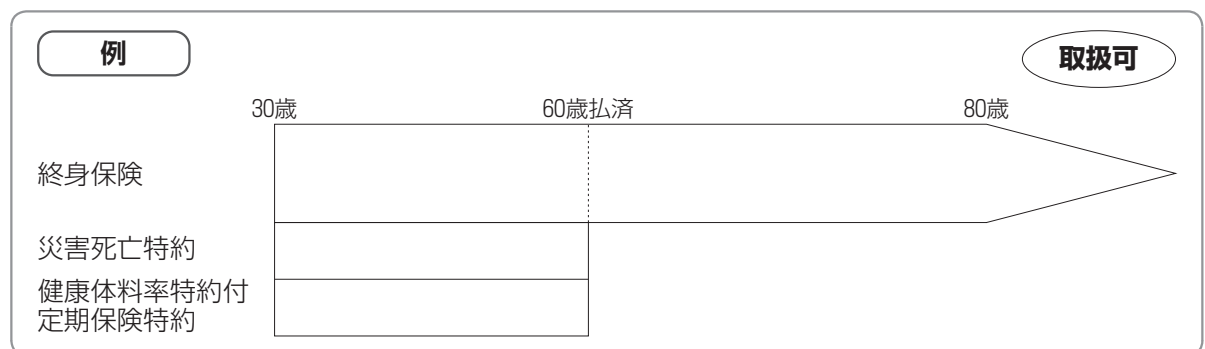
原則、健康体料率特約を付加しない定期保険特約と同様です。

健康体料率特約付定期保険特約の最長満了年齢は80歳とします。

1 基本取扱い

特約の保険期間は主契約の払込期間と同一とします。

詳細は187ページを参照してください。



③健康体料率特約付定期保険特約

② 特約のみ自動更新型^(注)

特約の保険期間は主契約の払込期間以内とします。

また、付加する全特約の保険期間、払込期間は同一とし全期払のみ取り扱います。

詳細は189ページを参照してください。

主契約	取扱内容
終身保険 低解約返戻金型終身保険	10年以上35年以下の1年単位
養老保険	10年以上30年以下の5年単位

(注)自動更新後の契約には、健康体料率特約は付加されません。

自動更新後の契約に健康体料率特約を付加する場合は、事前に診査等が必要です。

ただし、保険期間5年満了の定期保険に健康体料率特約を付加した場合は、初回のみ健康体料率特約を付加して更新します。

(注)自動更新前の契約に健康体料率特約が付加されていることが条件です。

③ 特約満了年齢の自由設計型

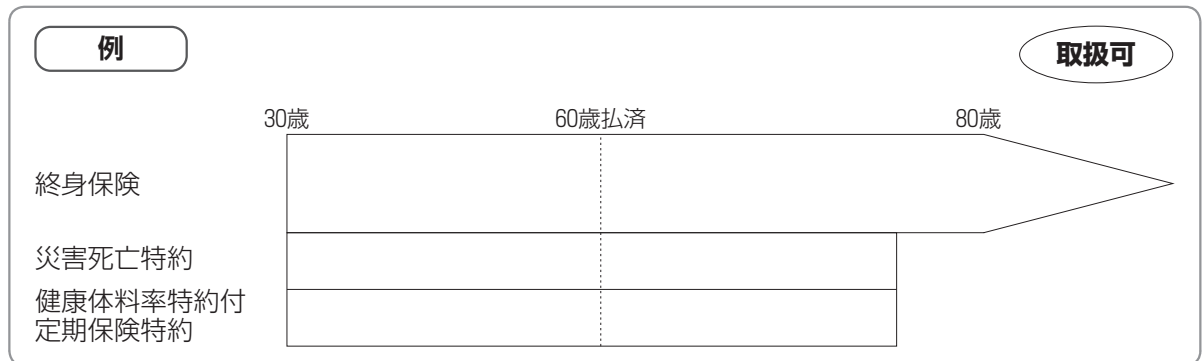
主契約：終身保険、低解約返戻金型終身保険のみ取り扱います。

◎特約の保険期間は歳満了で主契約の払込期間以上(5年きざみ)とします。

特約の払込期間は主契約と同一とします。

◎特約の保険期間は同一とします。最長満了年齢は80歳までです。

詳細は191ページを参照してください。



4 指定代理請求特約

項 目	内 容
付加すること のできる 保険種類	すべての保険種類
付加すること のできる 契約形態	◎被保険者(こども保険の契約者を含みます。以下同様。)と受取人が同一である保険金等がある契約に付加できます。 ただし下記の場合、被保険者と受取人が同一である保険金・給付金等がないものの、契約内容変更等にもなう保全事由発生時の利便性向上のため、十分な説明と了知を前提に付加を認めます。 ・無選択型終身保険でリビング・ニーズ特約が付加されていない場合 ◎被保険者と契約者が同一である場合で、保険料の払込免除に関する約款規定または特約が付加された契約
指定代理 請求人の範囲	◎指定代理請求人は、保険契約者がつぎの範囲内の方から1名指定することができます。指定には被保険者の同意が必要です。 ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者の3親等以内の親族 ・これらの方と同等に給付金などを請求する、適当な理由があると会社が認めた方※ ①被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方(内縁者、同性パートナーなど) ②被保険者の療養看護または財産管理を行っている方 ③上記①と②に掲げる方と同等の給付金などを請求する適当な理由があると会社が認めた方(4親等の親族など) ※保険金・給付金などの請求時に、当社所定の書類などによりその事実および、受取人のために保険金・給付金などを請求する適当な理由の有無を確認いたします。 (例)住民票(指定代理請求人と被保険者の続柄の記載があるもの) 療養看護・財産管理を行っている場合はその契約書の写しなど ◎特約の対象となる保険金・給付金などの請求において上記の条件を満たしていない場合、指定代理請求人による請求はできません。 ◎同一被保険者の複数契約については、請求時のトラブル回避のため、指定代理請求人を同一としてください。また、指定代理請求特約を付加して指定代理請求人を指定しない取扱いはできません。
その他留意点	被保険者(こども保険の契約者を含みます。)もしくは指定代理請求人が外国籍の場合には、以下の確認、説明を必ず実施してください。 ①保険金・給付金などの請求時に住民票等の公的書類で「ご契約のしおり・約款」に記載された指定代理請求人の範囲と確認できない場合、請求できない可能性があること ②①を十分に説明のうえ、申込時点でその範囲内であるかを確認したうえで申込手続きをすること ③外国人契約の取扱規定の要件を充足していること

5 特約の保険期間・払込期間

1 基本取扱

<特約の保険期間・払込期間の考え方>

◎特約の保険期間と払込期間の設定方法には一定のルールがあり、契約形態等により以下の3つのパターンに分けられます。

- ①基本取扱い
- ②特約のみ自動更新型
- ③特約満了年齢の自由設計型

◎特約を付加する場合には、該当するパターンおよびそれぞれの留意点について確認しておく必要があります。

◎健康体料率特約を付加する場合は、181ページを参照してください。

<基本取扱い>

特約の保険期間および払込期間は、主契約の保険期間および払込期間と同一とします。

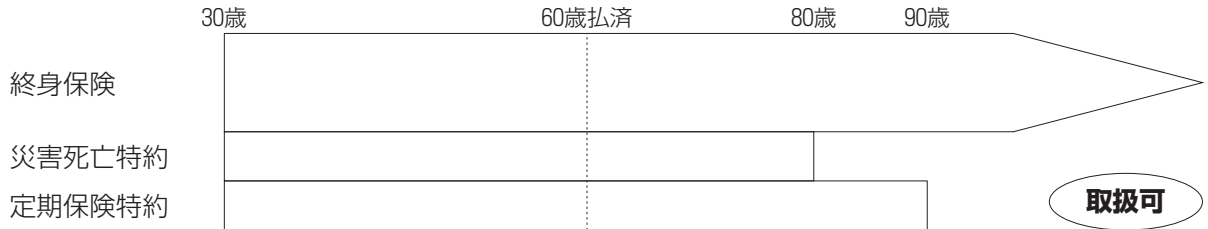
ただし、以下の保険種類については取扱いが異なります。

終身保険・低解約返戻金型終身保険	特約のパターンは以下のいずれかとします。複数の特約を付加した場合は、同一のパターンとします。 ①特約の保険期間は特約の満了年齢(特約の最長保険期間)まで、かつ特約の払込期間は主契約の払込期間と同一とします。 ②特約の保険期間は主契約の払込期間と同一かつ特約の払込期間は主契約の払込期間と同一とします。
満了年齢が100歳の定期保険・低解約返戻金型定期保険	特約の保険期間は歳満了の最長保険期間(災害死亡は80歳)とします。 払込期間は全期払とします。
医療保険(MI-01)に医療用総合生活障害保障特約を付加する場合	医療用総合生活障害保障特約の保険期間および払込期間は193ページで定めるとおりとします。

⑤ 特約の保険期間・払込期間

例1

終身保険 30歳加入 60歳払済 特約保険期間：各特約の満了年齢まで



取扱可



主契約が終身保険の場合、特約の保険期間は満了年齢(＝最長の保険期間)まで、または主契約の払込期間と同一である必要があります。

このケースは特約の満了年齢がすべて最長の保険期間のケースです。

また、特約の払込期間と主契約の払込期間は同一である必要があります。

例2

終身保険 30歳加入 60歳払済 特約保険期間：主契約払込期間と同一期間まで



取扱可



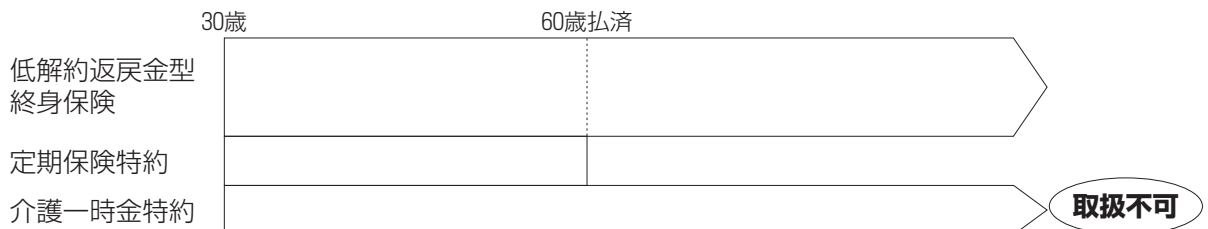
主契約が終身保険の場合、特約の保険期間は満了年齢(＝最長の保険期間)まで、または主契約の払込期間と同一である必要があります。

このケースは特約保険期間が主契約の払込期間と同一のケースです。

例3

低解約返戻金型終身保険 30歳加入 60歳払済

特約の保険期間：定期保険特約は主契約の払込期間と同一、介護一時金特約は主契約と同一期間まで



取扱不可



低解約返戻金型終身保険に介護一時金特約を付加する場合、定期保険特約の保険期間は満了年齢(＝最長の保険期間)までとなります。

このケースは定期保険特約の最長の保険期間でないため取扱不可です。

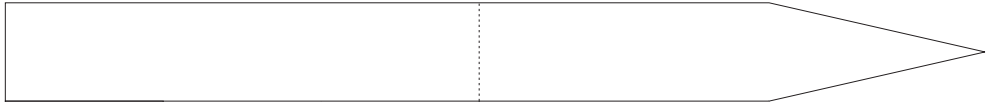
⑤ 特約の保険期間・払込期間

2 特約のみ自動更新型

項 目	内 容
取扱可能 主契約 保険種類	養老保険・終身保険・低解約返戻金型終身保険 定期保険(歳満了 ^(注) のみ取扱可)・無解約返戻金型定期保険 (注)満了年齢が100歳となる契約は除きます。
特約の 保険期間・ 払込期間	◎10年または15年以上5年単位(10年・15年・20年・25年・30年) ◎主契約が終身保険・低解約返戻金型終身保険の場合、1年単位(10年以上35年以下)の設定が可能です。 ◎特約の保険期間は主契約の払込期間以内とします。 ◎付加する全特約の保険期間・払込期間は同一とします。 (注)特約の短期払は取り扱いません。

例1

終身保険 33歳加入 55歳払済 特約保険期間：10年

	33歳	43歳	53歳	55歳払済	
終身保険					
定期保険特約	10年	10年	2年※		
災害死亡特約	10年	10年	2年※		
	自動更新		自動更新		

取扱可



※残り期間が端数期間になる場合は、年満了特約を「歳満了特約」に変更し、自動更新します。

例2

定期保険 30歳加入 70歳満了 特約保険期間：15年

	30歳	45歳	60歳	70歳
定期保険				
定期保険特約	15年	15年	10年	
	自動更新		自動更新	

取扱可

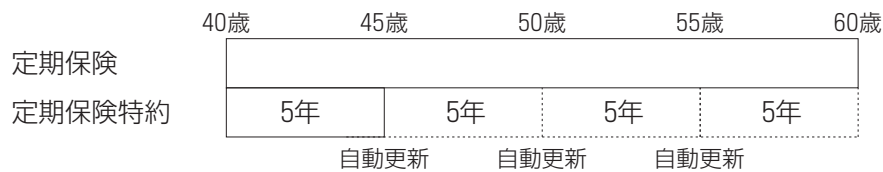


主契約の定期保険は「歳満了(満了年齢が100歳となる契約は除きます。)」のみ取り扱いま

⑤ 特約の保険期間・払込期間

例3

定期保険 40歳加入 60歳満了 特約保険期間：5年



取扱不可



特約の保険期間は10年以上の必要があるため、取扱不可です。

例4

養老保険 30歳加入 25年満期 特約保険期間：10年



取扱可

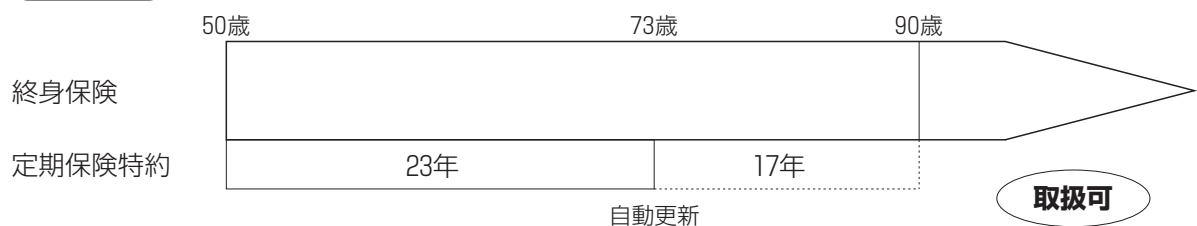


残り期間が3年未満の場合は自動更新しません。

この場合、養老保険特約の保険金額が一定で、払込期間が短縮される結果、保険料が著しく高くなるためです。

例5

終身保険 50歳加入 全期払 特約保険期間：23年



取扱可



主契約が終身保険で全期払の場合、特約の保険期間は1年単位(10年以上35年以下)の設定が可能です。

⑤ 特約の保険期間・払込期間

3 特約満了年齢の自由設計型

項 目	内 容
取扱可能 主契約 保険種類	終身保険・低解約返戻金型終身保険
付加する 特約種類	◎付加する全特約は「歳満了特約」とし、満了年齢はすべて同一または特約の最長保険期間とします。 ◎特約の払込期間は主契約払込期間と同一とします。 ◎この取扱形態がとれる特約は主契約に付加できる全特約（介護一時金特約は除きます）とします。

例

終身保険 40歳加入 55歳払済 特約満了年齢85歳まで

40歳

55歳払済

80歳

85歳

終身保険

定期保険特約

災害死亡特約

取扱可

☞

災害死亡特約(歳満了特約)は80歳にて満了を迎えるため、「保険期間80歳満了・保険料払込期間55歳満了」となります。

⑤ 特約の保険期間・払込期間

4 バリエーション一覧表

保険種類	特約のみ自動更新型	特約満了年齢の自由設計型
終身保険	○	○
低解約返戻金型終身保険	○ (介護一時金特約を付加した契約は除きます。)	○ (介護一時金特約を付加した契約は除きます。)
定期保険	○ 主契約が歳満了(満了年齢が100歳となる契約は除きます。)のみ	×
無解約返戻金型定期保険	○	×
低解約返戻金型定期保険	×	×
無解約返戻金型収入保障保険	×	×
通増定期保険	—	—
養老保険	○	×
特定疾病保障終身(定期)保険	—	—
特定疾病前払式終身保険	—	—
こども保険	—	—
長期傷害保険	×	×
総合生活障害保障保険	×	×
無解約返戻金型 総合生活障害保障保険	×	×
医療保険(M1-O1)	×	×
限定告知型医療保険(M2) (入院治療給付型)	—	—
払込期間中無解約返戻金 限定告知骨折治療保険	×	×
がん保険(O1)	×	×
がん保険(2010)	×	×

⑤ 特約の保険期間・払込期間

5 医療保険(MI-01)

特約名称	保険期間	払込期間
医療用がん入院特約	主契約と同じ	
医療用女性疾病入院特約		
医療用入院一時金特約		
医療用通院特約		
医療用新三大疾病一時金特約		
医療用特定疾病診断保険料免除特約	主契約の保険料払込期間と同じ	主契約と同じ
医療用保険料免除特約		
医療用新先進医療特約	主契約と同じ	
医療用総合生活障害保障特約	<u>＜主契約の払込期間が5年または10年のとき＞</u> 保険期間：10年、15年、20年、55歳～80歳(5歳ごと)※ 払込期間：5年または10年(主契約の払込期間と同一)	
	<u>＜主契約の払込期間が終身払のとき＞</u> 保険期間：10年、15年、20年、55歳～80歳(5歳ごと)※ 払込期間：特約の保険期間と同一	
	<u>＜主契約の払込期間が歳満了のとき＞</u> ①保険期間(年満了)：10年、15年、20年 払込期間：特約の保険期間と同一 ただし、主契約の払込期間の方が短い場合、取扱できません	
	②保険期間(歳満了)：55歳～80歳(5歳ごと)※ 払込期間：特約の保険期間と同一 ただし、主契約の払込期間の方が短い場合、主契約の払込期間と同一	
	※保険期間は10年以上であることを要します	
医療用介護年金特約	主契約と同じ	
介護一時金特約		
医療用新がん診断給付特約		
医療用新がん外来治療給付特約		
医療用抗がん剤治療給付特約		
医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)		

※特則の保険期間・払込期間は主契約と同一です。

